



Title	清代地方政府・官僚制度における柔構造
Author(s)	山本, 一
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27128
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平成 23（2011）年度 博士学位申請論文

清代地方政治・官僚制度における柔構造

大阪大学大学院 文学研究科
文化形態論専攻 東洋史学
博士後期課程
山本 一

目 次

序章	1
一、清代の政治制度と「柔構造」	1
二、清代政治制度史における問題点：『清国行政法』の「金科玉条」化	3
三、清末「督撫專權」の理解	4
四、各章の構成	5
第一章 18世紀前半、督撫による地方官の選任	7
一、はじめに：清代の官僚人事制とその実態	7
二、18世紀前半、督撫による地方官選任規定と地方官ポストの4側面	12
1、督撫による地方官選任規定の形成過程	12
(1) 管轄地域の特質による区別	12
(2) ポストの重要度による区別	14
(3) 選任方法による地方官ポストの区別	15
2、地方官ポストの4つの側面と督撫選任の条件	16
三、督撫による地方官選任の実態	18
1、督撫による規定外の地方官選任の濫觴	18
2、規定外の地方官の選任事例	20
3、選任方法の変更要請	26
4、「規定外の規定」の制定	29
四、結語：督撫の地方官選任からみる清代官僚制度の柔構造	31

第二章 清末の幕僚・幕府と地方政治

—張之洞の幕僚・幕府を中心に—	34
一、関心の所在と問題意識：幕僚と幕友	34
二、「札委」と幕僚・幕府：張之洞と鄭孝胥・辜鴻銘	39
1、地方大官のもとに集まる人々	39
2、鄭孝胥の入幕	40
3、張之洞と辜鴻銘の関係	45
三、幕僚・幕府からみる清末地方政治	50
1、地方大官による人材確保	50
2、清末の幕僚と地方政治	56
四、おわりに	57

補論 清末一幕僚の政治・生活空間

—王秉恩「王雪激日記」の分析から—	59
一、はじめに	59
二、王秉恩と『王雪激日記』	59
三、王秉恩の政治・生活空間	64
1、貴州から広東へ	64
2、広州で王秉恩に下された札とその職務	67
3、王秉恩の政治・生活空間	69
四、おわりに	72

第三章 清末地方政治における財政関係局所

——山西省の攤捐改革を中心に——	75
一、はじめに：清末の財政と局所研究の問題点	75
二、清末山西省の社会的・財政的状況と局所	78
三、清末山西省の攤捐改革	80
1、攤捐の性格	80
2、張之洞以前の攤捐改革案	81
3、張之洞の攤捐改革案	88
(1) 清源局の設置	88
(2) 鉄絹局の設置	94
(3) 籌餉局による攤捐補填財源の確保	96
(4) 張之洞の攤捐改革の成果	100
四、清末地方政治における財政関係局所の役割	101
五、おわりに	103
終章	105
一、各章の結論	105
二、清代地方政治・官僚制度における柔構造	107
参考文献目録	109

序 章

一、清代の政治制度と「柔構造」

政治の様々な場面における制度と実態の乖離——これは洋の東西、時代の古今を問わない普遍的な現象であろう。本稿は清代中国の地方政治・官僚制度における制度とその実態を、「柔構造」という視点で読み解こうとする試みである。本論に入る前提として「清代の政治制度と「柔構造」」、「清代政治制度史研究における問題点」、「清末「督撫專權」の理解」という3点から、本稿が目指すところを示していく。

17世紀前半に北東アジア地域から起こった満洲族王朝である後金及び清朝は、満洲やモンゴルなどの北方民族に対しては、遊牧国家らしくその皇帝がハーン（可汗）として当該地域を支配し、一方17世紀中葉に明朝を瓦解させた李自成を破り、いわゆるチャイナプロパーを統治するに当たっては、中華王朝的皇帝として君臨したことが知られている。そしてチャイナプロパーにおける政治制度については、基本的に明朝のそれを踏襲しつつ、八旗制や満漢併用策、儲位密建（皇太子を擁立しない策）等、独自の発展を遂げた[石橋 2000]。つまりチャイナプロパーにおける清朝の統治システムは、前近代中国封建的中央集権王朝のもっとも発展した形態と考えられるのである。

清朝が山海關を越えて北京に至ったのは1644年であるが、日本では1603年に徳川幕府が開かれ、日本の統治システムの整備を堅牢にしつつあった。その後両政権はそれぞれの歴史を辿る¹が、19世紀後半に目を向けると、両者とも200年以上継続した統治のほろびと西洋列強の侵出に対応せざるを得なくなつた。そして幕末の日本は、明治維新という政治制度の劇的な変革によって近代化を進める道を選択した。他方中国では、辛亥革命前の清代においても、洋務運動や立憲君主制への試行錯誤といった近代化へ向けた一定の動きがみられた。つまり、日本は旧体制を打破することで近代化を成し遂げたが、清代中国は統治システム内に、近代化を含む新たな動向に一定程度柔軟に対応できる構造を備えていた、という仮説が設定可能であろう。

アジア諸地域における封建的中央集権王朝が柔構造を有していたという指摘は、いくつかの先行研究でもなされている。

鈴木董氏はオスマン帝国の統治体制について、「強靭な支配と常備軍」による中央集権制と「民族も宗教も異なる多種多様な人々を、ゆるやかに一つの政治社会の中に包みこむ、統合と共存のシステム」とがあいまって、非常に専制的でありながら、同時に非常に柔軟性をもつ「柔らかい専制」であったとする〔鈴木董 1992、pp. 22-24〕。また「オスマン帝国の社会には、……非世襲の原理と、事実上の世襲が併存していた。つまり、開放性と閉鎖性が混在する社会だったのである。……閉鎖性と開放性をもつたさまざまな道が共存していたこと自体、オスマン帝国の支配の柔軟さのあらわれであった」〔鈴木董 1992、p. 234〕

¹ 16～18世紀の東アジア・東南アジア諸地域の比較史に関しては〔岸本 1998a〕を参照。

としている。つまり鈴木氏は、オスマン帝国はその制度と社会の両方に柔軟な構造を有していたのである、と指摘している。

また岸本美緒氏は「朝鮮・日本・東南アジア島嶼部などにおいては、16-17世紀の膨張・流動化の動きが18世紀には停止し、一種の固い構成をもつ、相対的に動きの少ない社会を作り上げていく、という印象がある。それに対し、18世紀の中国やベトナム南部の社会経済はむしろ、流動的で拡張的な柔らかいイメージを与える〔岸本 1998a, p. 59〕」と概観し、特に中国に関しては「張居正（明末の中央高官。執筆者註）によって目指された財政の再建と集権化は、……土地と人の流動に対応してそこから効率的に税を吸い上げる柔軟な財政システムを指向していたのである。……こうした柔軟なシステムを通じて、流動化する社会を中央政府の管理する安定した軌道の上に載せてゆこうとする張居正の路線は、清朝にも受け継がれ、中国「伝統」社会の特質ともいえる集権的かつ「柔らかい」体制の一側面を形成していった〔岸本 1998a, p. 61〕」と述べ、明清期の中国の社会・経済が流動的・拡張的な柔らかいものであり、それに対応する王朝の財政制度も必然的に柔軟なシステムを指向したと指摘する。

さらに岸本氏は更に範疇を拡大して、「中国帝政時代の社会のいわば柔構造的な性格」を指摘し、福澤諭吉の言を借りて日本の江戸時代の身分的固定制を指摘し、それに対して「人の職業や社会的地位はその人の出自ではなく個人の能力において決められるべきだ」という考え方には、中国の人々の共通認識を為していたといつてよ」く、「前近代といえば福澤諭吉のいわゆる「箱」のような江戸時代の身分制社会が自然に思い浮かぶ日本人にとって、出自による職業規制をほとんどもたない中国社会はきわめて自由で開放的な脱身分制社会」との見方を提示し、旧中国社会における身分的開放性を柔構造と捉えている。〔尾形・岸本 1998、pp. 18-23（岸本執筆「序章「中国」とは何か」）〕

以上2氏が主張するのは、封建的中央集権王朝の社会・経済・制度が「停滞した」ないしは「硬直的な」ものであるという一般的なイメージの再考であろう。

本稿で扱う清朝は伝統的封建的中央集権王朝と理解されるが、その支配構造を支えたもののひとつに、皇帝を頂点とする複雑かつ堅牢な官僚制度があったことは論を待たない。特に宋代（960-1279）に官員登用試験である科挙が整備されて以降、文人官僚は基本的には全て中央政府の管轄下に置かれ、任地の中央・地方を問わず、その任命権は皇帝、ないしは中央の官僚人事担当部署（明清時期の場合は吏部）が握っていたという理解が一般的である。清朝における地方官の選任方法は、一部の大官については吏部が数人の候補者を選抜したうえで皇帝が最終的人選を行う形をとっていたが、それ以外の地方官については全て籤引きであった〔傅 1977〕。

このような官僚選任制度はドライで硬直的であると捉えることが可能であろう。しかし本稿で検討するように、明末に起源をもち清代前期から顕著にみられる、督撫による省内官僚の人員配置の実態はそのような様相を示さない。督撫は四角四面に制度を遵守するだけではなく、あるときは規定を越えて人員配置を中央に申請するなど、柔軟な制度運用を

行っていたのである。清代の政治・官僚制度の柔構造を検討することにより、封建的中央集権王朝のイメージをより鮮明に書き換えることが可能になると思われる。

二、清代政治制度史における問題点：『清国行政法』の「金科玉条」化

近年、清朝の異民族王朝としての特徴を明らかにする研究は多く見られるが、明清時期の政制史に関する研究は決して盛んであるとは言えない。また明清研究の他の分野については、社会史・社会経済史・地域社会史の隆盛、また世界システム論やグローバルヒストリーを利用しつつ世界史的視点に立った研究など、魅力的な歴史研究方法論が確立されている。しかし政制史の分野についていえば、古典としては〔マックス・ウェーバー著、世良訳 1960〕が封建中国の官僚制度を世界史的に比較検討したが、少なくとも近年の日本の明清史研究においては、魅力的な研究方法の対象とはされず、研究の蓄積があまりなされていない。

政制史研究が空洞化している理由のひとつには、政史・政制史が魅力的な研究対象では無いとされていることに求められようが、もうひとつ考えられる理由は織田萬編『清国行政法』(全6巻、大安、1905-1915) の存在である。

『清国行政法』はまだ清朝が存在した20世紀初頭に編纂が始まった、清朝の諸制度を体系的に詳述した書物であり、編纂後約100年を経た現在にあっても有用な先行研究・参考文献として学生・研究者の間で用いられている。確かに『清国行政法』は非常に優れており、清代の政制に関する基礎的事項については最も詳細に記述している。ただ執筆者は該書がいわば「金科玉条」としての扱いを受けている気がしてならない。日本・中国・台湾の諸研究²でも、『清国行政法』を追補こそすれ、その問題点を指摘して越えていくとする研究は希少であるといえる。

執筆者の考える『清国行政法』の問題点、それはまず政制の運用実態、特に地方政府における制度の運用実態の記述が不十分であること、そして清代末期(1860年代～)の政制の実態を記した部分が希薄であることの2点が挙げられる。これらは当該書が『大清会典』(清朝の政制規定集)等を主たる典拠として編纂されていることに起因するのであろう。

『清国行政法』が語らない政制の運用実態を描写することは、無味乾燥で複雑なだけだと思われがちな政制史を、「生きた制度」として研究することにほかならない。このように制度を生きたものとして研究するという視点は、〔大野 2001〕や〔伍 2011〕などに見られる。明清時期の政制を、当時の人々がどのように運用したのか。そこには当時の人々の思惑と社会の状況が反映されているだろう。本稿は『清国行政法』の持つ問題

² 中国大陸においては、『清国行政法汎論』を基本として一部を『清国行政法』からおぎないつつ、『清国行政法』として2002年に翻訳がなされた(織田萬撰、李秀清・王沛点校『清国行政法』北京、中国政法大学出版社、2002)。

点を解消し、清代の政治制度の運用実態の一端を解明しようと試みるものである。

三、清末「督撫專權」の理解

20世紀初頭、中国最後の中央専制王朝である清朝が辛亥革命によって打倒され、中華民国が建国された。しかしその国内政治状況に目を向けると、統一的国家とは到底いえるものではなく、各地に軍閥が割拠・抗争しており、さながら分裂国家の様相を呈していた。このような状況は中華民国建国以後に突如出現したのではなく、その素地が以前から醸成されていた。それは、清朝末期には一省を司る総督・巡撫（督撫と略称される）といった地方大官が、省内における権力・権限を増長させていたということを意味する。つまり、督撫が管轄する省内において、独自の軍隊を持ったり産業を振興したりと専権を振るうようになっていた。この「清末督撫専権」と民国期の軍閥割拠とは無条件に結びつけられるものではない³が、省レベルの地方勢力の権力・権限増大という点では軌を一にするものである。

この清末督撫専権といわれる政治状況について、従来は軍事や財政、産業振興といった側面⁴から研究がなされていた。本稿では従来の財政史的視点からの研究も参考にして検討を加えるが、それとは異なる人事的アプローチでも清末督撫専権の側面を検討する。清末の督撫は、「幕僚」と呼ばれる人々を自らの元へ個人的に集めて政務を担わせていた。さらに、幕僚の大部分が、省レベルに新設された「局所」と総称される部署へと派遣・任命されていた。この両者に対する検討を通して清末督撫専権の一端を解明したいと考える。

本稿では清末督撫の代表として張之洞を挙げ、彼の施策等に検討を加える。張之洞は洋務運動後半期の地方大官として知られるが、日本においては他の清末督撫（曾国藩や李鴻章等）に比べて、検討の俎上に載せられることは多くなかった。

しかし【溝口 1983】は後期洋務派官僚の代表として張之洞を取り上げ、これまでの近代中国研究が「歪んで」いたとする刺激的な論文を発表した。まず一般的に洋務派官僚が民衆運動を弾圧したことにより反革命的であると評価されることについて、「妄信的な迷信性」といった民衆運動のマイナスの側面を指摘し、これを弾圧するのは当時の官僚としては正当な事由があったとした。また洋務派官僚による「官督商辦」式の洋務企業政策⁵に関して、かつては民間資本への抑圧を企図したとされたが、溝口氏は当時の清朝の劣悪な経

³ 軍閥割拠は中央政府の権力をめぐって角逐して地方に割拠したが、督撫専権を担った洋務派地方大官は、あくまでも儒教国家の権威と権力の体系にとどまることによって政治権力を保有していた。よって支配の構造が大きく異なり、督撫専権と軍閥割拠の先鋒とみなすことは適切ではないとされる【岩井 2004、pp. 149-150】。

⁴ 【羅 1939】、【彭 1947】、【黒田 1994】、【山本 2002a】、【樊 2003】、【岩井 2004】等を参照。

⁵ 官督商辦式の洋務企業政策に関しては【鈴木智夫 1992】等を参照。

済状況下で、外国資本の企業や輸入外国工業製品に対抗するための手段であったとした。そして洋務派官僚の外交政策について、従来の「売国的投降」・「買弁的」であるとの評価に対して、対外的に一定の主体性と抵抗の姿勢をもち、外国に対峙していたとした。

中華人民共和国の大躍進運動・文化大革命の失敗を知った日本において、溝口氏の論文が与えたインパクトは大きく、侃々諤々の議論⁶がなされたわけであるが、溝口氏の論文以降、張之洞の政治施策を論じた研究は、本稿第三章で引用した〔山本 1995〕の差徭改革に対する研究を除き、それほど多くない。一方中国大陸ではかつては封建王朝を擁護し革命民衆を弾圧したことから、張之洞をはじめとする洋務派官僚には低評価を与えられ続けていた。しかし近年（特に改革開放以降）になって、張之洞の近代化政策を積極的に再評価する研究が数多くなされている⁷。

本稿で清末督撫の代表として張之洞を取り上げ、彼の人事・財政政策から清末督撫專權の特徴を見る研究史上の妥当性は以上のような状況による。

四、各章の構成

第一章は、18世紀前半の清代中国で確立した、督撫による地方官の選任制度とその運用実態から、前近代伝統的封建王朝たる清朝の中央集権的政治制度の特質をみるものである。

督撫による地方官選任に関して、日本国内で全面的に取り扱った研究は、管見の限り存在しない。中国・台湾ではいくつかの先行研究があり、督撫による地方官選任に関する規定が存在していたこと明らかにされている。ただこういった規定の簡明な整理がなされておらず、また制度の運用実態、特に規定を越えた事例については、未だ解明されていないのが現状である。

まず18世紀前半における督撫の地方官選任に関する規定の形成過程を、先行研究を利用しながら整理する。その中で清代の地方官ポストに附与された側面について、さらに督撫の選任が許さるための諸条件について確認する。そして台湾や中国大陸から出版された明清時期の档案（歴史公文書）を利用し、制度の運用実態、特に規定を越えるような地方官選任の実態を明らかにし、一般的な中央集権型王朝のイメージとは異なった、清代の地方政治・官僚制度の具体的様相を提示したい。

第二章では、張之洞の幕僚・幕府に対する考察を通して、清末地方政治の実態を明らかにする。

明清時期の地方官は「幕友」と呼ばれる私的顧問を招聘し、徵税・裁判の実務的補佐をさせていた。一方清末には「幕僚」と呼ばれる人々が、督撫のもとに集められて省内政治を担っていたことが指摘されている。ただ、幕僚という語は幕友の一呼称として捉えられ

⁶ 本稿ではこの問題に立ち入らないが、〔久保田 1985〕を皮切りに様々な観点からの反論・コメントがなされている。

⁷ 〔苑・秦主編 1999〕、〔皮 2001〕、〔陳・張主編 2003〕等を参照。

てきた傾向もあり、その実態には検討の余地がある。

第一に、幕友と幕僚との差異をより明確にしなければならない。また幕友のみならず、一般的な地方官とも比較しつつ、幕僚の特徴を様々な角度から考察するべきである。第二に「局所」と総称される部署が、清末に多く新設されたことに注目したい。咸豐年間、太平天国以後（＝清末）の幕僚の増加と「局所」の多設は同時進行的であるが、両者の間にいかなる関係性を見いだせるか。以上 2 点をまとめると、張之洞の幕僚・幕府に対する考察を通して、清末という時代的・社会的状況下の地方政治の実態を明らかにするということになろう。

補論では、前章で詳述した清末における幕僚が日々どのように職務に従事し、どのように生活していたのかを検討する。王秉恩という張之洞の一幕僚を例とし、どのような政治・生活空間において活動していたのかを分析し、その空間範囲の意味するところと、張之洞が清末の地方政治の場において、幕僚をどのように扱っていたのかについて考察する。

具体的な作業としては、未刊行の王秉恩の日記を史料とし、広東において彼が幕僚としてどのような職務をどこで得ていたのかをピックアップし、さらに職務を得た部署への訪問頻度を整理し、その所在地を当時の地図上にプロットする。これにより、清末地方政治における幕僚の役割の一端を考察する。

第三章では、「攤捐」と呼ばれる陋習（地方官が養廉銀から省政府へ上納する銀両）について、張之洞が山西省で行った改革を検討する。張之洞は省レベルの局所（主に財政を扱う局所）を設立・利用して攤捐改革を行った。この張之洞の攤捐改革を題材に、清末地方政治において、局所が果たした役割を考察すること目的とする。

局所と総称される機構の実態について、特に省レベルの局所が清末地方政治においてどのような役割を果たしたのかは、明らかになっていない部分も多い。督撫による清末地方政治を担う幕僚と局所の両方の機能を明らかにすることにより、より明確な清末地方政治の柔構造を描き出せると考えられる。

そして本稿全体の目的は、チャイナプロパーでは明朝の制度を発展的に踏襲した、清代の地方政治・官僚制度における柔構造を解明するというところにある。そしてこれは、清末の近代化を含む新たな動向にある程度柔軟に対応できる構造を備えるようになるのは、いかなる要因によるのかということを、清代中国の統治システムのなかに見いだすことにつながる。その意味で本稿は、明清時期を通じた統治システムを検討するという時代的長期性、および東アジア地域の前近代から近代への移行に関する比較史的空間性にも関わる議論となろう。

第一章

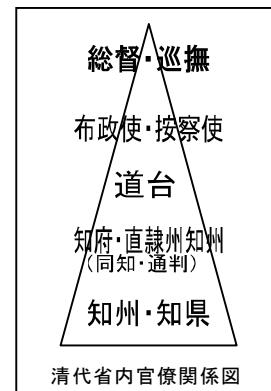
18世紀前半、督撫による地方官の選任

一、はじめに：清代の官僚人事制とその実態

前近代伝統的中国諸王朝は、皇帝を頂点とする官僚制を権力基盤のひとつとした中央集権型王朝であったと一般的に理解される。近代官僚制研究の嚆矢とされるマックス・ウェーバーによれば、前近代中国は彼のいう「合法的支配」・「伝統的支配」・「カリスマ的支配」のうち「伝統的支配」に分類され、中央集権的官僚制的家産国家であると世界史上に位置づけられた〔マックス・ウェーバー著、世良訳 1960〕¹。彼のいう近代官僚制が目指す「合理的機能」の諸要件のうち、官僚階層性や審級制、文書主義等は、前近代中国でも見られると指摘されている〔大野 2005〕。また〔マートン著、森等訳 1961〕の提示する近代官僚制の逆機能（「目的の転移」）のひとつである「繁文縟礼」に関しても、北京の故宮に現存する明清時代の膨大な上奏文の量からして該当することは明白である。ただ本章は 20 世紀初期から中葉にかけての以上のような研究が、前近代中国に該当するかを論じるわけではなく²、前近代の世界史上において、高度に——時として過度に——発達した官僚制を基盤とする清朝の中央集権制の特質を、18世紀前半に確立した地方官の選任制度とその運用実態から検討するものである。

科挙が整備された宋代以降の前近代中国官僚制では、科挙に及第した文官は中央の官僚人事担当部署（明清時期は吏部）の管轄下におかれ、明清時期では彼らの任官は中央・地方を問わず、全て皇帝の決定か吏部の籤引きによる決定に委ねられたとされている³。

しかし 18世紀前半の清代中国における総督・巡撫（以下、督撫と略記）といった地方大官が中央へ上申した奏摺の中には、上記の一般的理解とは異なる地方官選任の事例が散見される⁴。些か長くなるが、乾隆十六年十二月四日（1752年1月21日）の閩浙総督と浙江巡撫の連名による奏摺⁵をみてみよう⁶。



¹ マックス・ウェーバーの前近代中国における官僚制については、大野晃嗣氏が明代の「觀政制度」（進士合格者を一定期間、中央官庁に見習いと事務手伝いとして派遣する制度）と共に簡明に整理している〔大野 2005〕。

² マックス・ウェーバーの理論では前近代中国官僚制の特徴を説明できないことは〔大野 2005〕で指摘されている。

³ 清代における吏部の選任については、〔傅 1977〕、〔艾 2003、pp. 73-128（第二章「文官之任用」）〕等を参照。

⁴ 本章で扱う清代地方官制の概略は、本文中に図示した清代省内官僚関係図を参照のこと。

⁵ 清代の中央と地方の間でやり取りされる文書は、題本と奏摺に大別される。題本は明代か

【史料 1】

閩浙總督の喀爾吉善と浙江巡撫の永貴が「上奏で皇帝陛下の上諭を賜りたく存じます」との事で、謹んで上奏いたします。蕭山県知県の黃鈺は、在任中に病没しました。〔黃鈺の病没については〕現在別に題本で報告しておりますが、A空いた〔蕭山県知県〕ポストは、「衝・繁・難」の3項目が該当する「要缺」であり、例（前例・規定）には「在外調補」であるとあります。布政使葉存仁と按察使徳福が詳しく報告してきたところに拠りますと「〔葉存仁と徳福が〕選抜したところ、天台県知県の楊國華という人物がおり、〔蕭山県知県への〕「調補（調=同等ポストへの異動、補=ポストへ任用）」に堪えうるでしょう。ただ〔楊國華は〕「歴俸未満（任期の不足）」であり、規定に合

ら継承したもので、内閣などの諸部門を経て皇帝に送られる。奏摺は雍正期から重要視され、主に督撫が（時期によっては知府以上）が皇帝に直接提出する文書である。一般に題本はルーティンワークを、奏摺は重要政策をそれぞれ扱い、時代が降るにつれて奏摺の意味合いが重くなったと理解されるが、〔黨 2006〕では題本の政治的役割に注目し、その重要性が再確認されている。

6 閩浙總督喀爾吉善「奏擬調補知県人員請旨摺」乾隆十六年十二月四日（1752年1月21日）国立故宮博物院編『宮中档乾隆朝奏摺』第二輯、p. 125（台北、国立故宮博物院、1982）。なお、訳文中の〔 〕は執筆者による補足、（ ）は説明を表す。

閩浙總督臣喀爾吉善・浙江巡撫臣永貴、謹奏、為奏明請旨事。竊照蕭山縣知県黃鈺、在任病故。現在另疏題報外、所遺員缺係A衝・繁・難三項相兼要缺、例應在外調補。臣等行據布政使葉存仁・按察使徳福詳稱「揀選得天台縣知県楊國華、堪以調補。但歷俸未満、與例不符。應請照例声明具奏。所遺天台縣知県員缺、查有發浙委用知県萬以敦、堪以補用。」等因前來。臣等查楊國華係順天舉人、加捐知県即用、於乾隆十四年九月內到任。該員辦事勤敏、奮勉向上、堪以調補。但c-1歴俸未満三年、與例不符。惟是蕭邑為浙東咽喉、事務繁、民頑難治。且現在災務繁要、必得人地相宜之員、以資料理。通省知県内、或本屬要缺、或人地不甚相宜、一時未得合例之員、堪以調補。理合恭摺具奏、仰懇聖恩、①俯准以楊國華調補蕭山縣知縣。係試俸未満之員、應於調任內、接算前俸、期滿另請實授。如蒙俞允、所遺B天台縣知縣係屬簡缺、應歸部選。但查有發浙委用知県萬以敦、為人明白、辦事勤慎、委查災務亦能盡心辦理。②應請即以萬以敦補授天台縣知縣、均於地方有益。

再查楊國華係對品調補、萬以敦係發浙委用知県、均毋庸送部引見。c-2至楊國華任內有軍犯潘功、流犯王之連脫逃。初參因公出境、免其处分限一年緝拏。又流犯張希武脫逃限滿無獲。已經咨參、未准部覆。萬以敦並無參罰案件。合併陳明、伏祈皇上睿鑑。謹奏。

乾隆十六年十二月初四日。

硃批：該部速議具奏。

致しません。よって規定通り上奏して〔この選任について〕請願すべきであります。
 空いた天台県知県のポストは、調べましたところ「発浙委用知県（中央吏部から知県見習いをするために浙江省に派遣されている身分）」の萬以敦という人物がおり、〔天台県知県への〕選任に堪えうるでしょう」とありました。私達（督撫）が調査したところ、楊国華は順天の舉人で、捐納⁷によって「知県即用（所属する省内の知県ポストに空きができるれば優先してポストにつくことができる身分）」となり、乾隆十四年（1749）九月に〔天台県知県に〕着任しました。楊国華は、職務態度は勤勉で、〔政務に〕奮闘して〔能力は〕進歩しているので、〔蕭山県知県への〕選任に堪えうるでしょう。ただc-1任期が3年未満であり、規定に合致しません。しかし蕭山県は浙江省東部の要所であり、事務は繁雑で、民衆は固陋で統治が困難であります。さらに現在は災害復興が喫緊の課題であり、必ずや適材適所の人員を配置して処理させるべきであります。浙江省の知県のうち、ある者はそもそも「要缺」に配属され、またある者は〔政務能力が低く、蕭山県知県には〕適材適所とならないので、にわかには例に合致する人員を選任することができません。よって①謹んで楊国華を蕭山県知県に選任いたしますことを上奏し、皇帝陛下の英断でご許可いただけませんでしょうか。〔楊国華は〕見習いの任期がまだ残っている人員でありますので、異動前の残りの任期を、異動後の任期に合算し、〔合計して〕任期が満了した段階で正式官に就くことを別途に申請いたします。もし皇帝陛下の裁可が得られましたら、空いたB天台県知県のポストは「簡缺」であって、「部選（吏部の選任）」に帰すべきであります。ただ調べましたところ、「発浙委用知県」の萬以敦という者がおり、能力は優秀で、政務には誠実に勤めており、災害状況を調査させたところ、これもまた誠心誠意に処理しておりました。②よって萬以敦を天台県知県に選任し、〔管轄〕地方にあまねく有益をもたらすことを申請いたします。

また調べましたところ、楊国華は品級と同等のポストへの選任で、萬以敦は「発浙委用知県」であるので、どちらも吏部に送って皇帝陛下に引見（面会）させる必要はありません⁸。c-2楊国華についてはその任期中に、軍の犯罪者の潘功、ならず者の犯罪者の王之連が脱走した事件がありました。初めての弾劾であり〔また楊国華はその時〕公務で管轄範囲外にいたので、処分を「一年間の再逮捕」に減免されました。またならず者の犯罪者の張希武の脱走については、期限内に再逮捕できませんでした。〔これに関しては〕既に咨文で報告していますが、まだ吏部からの返答はありません。萬以

⁷ 捐納とは主に明清時期に盛んに行われた売官卖位制度である。詳しくは〔伍 2011〕を参照。

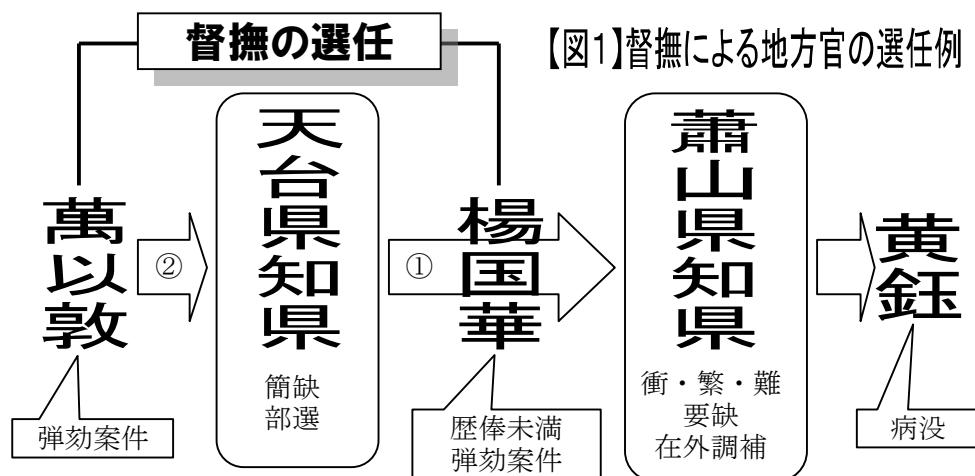
⁸ 引見とは位の低い官僚が中央の官僚等と共に皇帝に謁見することである。引見をさせるかどうかという文言は、督撫が地方官を選任する上奏中に多く見られる。引見が必要なケースは、これから就任するポストがその官員の現在の品級より高い場合が多い。

敷には弾劾案件が全くありません。〔以上を〕あわせて上申し、皇帝陛下のご判断を願います。謹んで上奏いたします。

乾隆十六年二月初四日（1752年1月21日）

硃批：該部（吏部）は速やかに討議し、上奏を行うようにせよ。

浙江省の蕭山県知県が病没したことにより、そのポストへ布政使・按察使が選抜した天台県知県の楊国華の選任を督撫が要請する（下線部①）。さらに、上記人事で生じた天台県知県のポストには発浙委用知県の萬以敦の選任を要請する（下線部②）。このような地方官の選任（【図1】督撫による地方官の選任の例参照）が督撫の奏摺によって要請されていることは、文官の選任を中央吏部が一手に担うという、清朝の中央集権的官僚制の一般的な理解とは一線を画す。この奏摺に対し、乾隆帝は吏部に速やかに討議し、上奏を行うよう硃批で指示している。また地方志の記述から、蕭山県知県は翌乾隆十七年（1752）から楊国華が勤めていることが確認できる⁹。天台県知県のポストに萬以敦が実際に就任したかどうかは史料からは確認できないが、少なくとも蕭山県知県への楊国華の選任が、督撫によって要請されその通りに人員配置されたことが理解できよう。このような督撫による地方官の選任は、『宮中档雍正朝奏摺』や『宮中档乾隆朝奏摺』中に多数見られる。



ここに挙げたような、督撫による地方官の選任を歴史的にどう位置づけるかが本章の主眼であるが、そのためには、奏摺中にある不明な点を明らかにしなければならない。以下に3点に分類して明らかにすべき点を整理する。

波線部A：蕭山県知県の「衝・繁・難三項」・「要缺」・「在外調補」とは何か。

波線部B：天台県知県は「簡缺」で「部選（吏部の選任）」だが、督撫の選任を行う。

波線部C-1・C-2：「歴俸未満（任期の不足）」や「參罰（弾劾）」案件があるが、督撫が選任を行う。

⁹ 彭延慶修、民国『蕭山縣志稿』卷十二上、官師表、葉二十（1935年鉛印本影印、中国地方志集成、浙江府県志輯 11、上海、上海書店、1993、p. 478）。

上記 3 点について、A は督撫の選任が許されるポストとはどういった「例（前例・規定）」で定められたポストであるか、B と C は「例」に合致しない場合でも、督撫が選任を行うことは常見されるのか、と換言できる。前掲史料中には「例」という語が 5 回使用されている。「例と符せず」や「応に例に照らして声明し具奏して請うべし」などとあり、督撫による地方官選任に関する規定が存在していたことが知られよう。こういった規定がどのように形成され、どのように運用されていたのかという実態は未だ解明されていない部分もあり、また簡明な整理がなされていないのが現状である。

以上のような清代督撫による地方官の選任について、日本国内では管見の限り主だった研究はなされていない¹⁰。そもそも近年の日本では、明清時代の官僚制度に対する興味関心が希薄であるように思われる。その理由のひとつは、『清国行政法』が「金科玉条」的な扱いを受けていることに求められるのではないだろうか。該書が清代の政治制度を知る上で非常に優れていることに異存はない。しかし該書が『大清会典』等の編纂史料を主たる典拠¹¹として作成されることによって、政治制度の運用実態、特に地方政治制度の運用実態の記述が不十分であるという感は否めない。その具体例は最後に述べるが、台湾や中国大陆から、明清期の政治の場で実際に用いられていた档案が陸続と出版され閲覧可能である現在、従来の研究では分からなかった、制度の運用実態を明らかにすることが可能となったのではないか。近年では大野晃嗣氏による「加級」の研究〔大野 2001〕¹²や、伍躍氏による「捐納」の研究〔伍 2011〕¹³など、伝統中国の制度を「生きた」ものとみる動きもある。では「生きた」制度とは具体的にどのような様相をもって歴史的に顕現してくるのか。これこそが『清国行政法』が描けなかった制度の運用実態であろう。

これに対して中国大陆及び台湾では、督撫による地方官選任の規定に関する研究がなさ

¹⁰ ただ [近藤 1958、p. 42] では、後述する「分發委署試用人員」に関して、現地採用主義であると述べている。

¹¹ このことは、織田萬等『清国行政法』(臨時台灣旧慣調査会、1905-1915) 1 卷上の冒頭「引用書目録」から明らかである。

¹² 大野氏によると、清代官僚の肩書きにあらわれる「加某級」とは、その官僚のステータスを表す指標であり、官僚のインセンティブを高めた。またこの制度は、清初から乾隆期（18世紀）にかけて整備されるが、捐納によってあらかじめ加級を入手し、弾劾処分を相殺する手段へと変容した。さらに、伝統中国の官僚制度における、対処療法的な国家の対応には、当時の人々の理路が存在し、伝統中国の官僚制度は、多数の人々と多様な欲望の中で「生きた強靭さを維持し続け (p. 35)」たとまとめられている。

¹³ 伍氏は、主に清代の捐納（銀錢による官僚資格等の購入）について、様々な政治制度との関係性や具体的手続き等を解説し、捐納が社会にもたらした影響と役割を「社会移動の手段、科挙制度の支え、庶民性」とする。そして、科挙や捐納等を「現実の生きた制度という観点 (p. 442)」から積極的に評価している。

れている。概略を先に述べるならば、主に18世紀前半に地方官ポストに対して幾つかの側面が附与され、どのようなポストに対して督撫の選任が許されるのかという規定が創始された。先行研究では、当該規定形成の過程と結果が述べられるが、必ずしも簡明であるとは言えない。また規定の運用実態、特に規定を越えた督撫の地方官選任に注目した研究は皆無である。

以上のような研究状況をふまえ、本章ではまず二で、18世紀前半における督撫の地方官選任に関する規定の形成過程を、先行研究を利用しながら整理する。その中で清代の地方官ポストに附与された側面について、さらに督撫の選任が許さるための諸条件について確認する。そして三では、二で検討した制度の運用実態、特に規定を越えるような制度運用の実態を明らかにし、さらに一般的な中央集権型王朝のイメージとは異なった、清代の地方政治・官僚制度の具体的様相を提示したい。

二、18世紀前半、督撫による地方官選任規定と地方官ポストの4側面

1、督撫による地方官選任規定の形成過程

【史料1】中にあらわれる「例（前例・規定）」は、主に康熙・雍正・乾隆期に創始された。その理由は、遠方の省では欠員が出てから後任の官僚が到着するまで政治的空白が生じること、吏部の選任では地方の実態が分からず、適材適所の人員配置ができないことに求められる〔近藤1958、pp. 40-45〕、〔伍2011、pp. 196-197〕。では具体的にどのような過程で規定が形成されていったのか。それは地方官ポストを区別するための規定と深く関係する。よって本節ではまず地方官ポストについて、（1）管轄地域の特質による区別、（2）ポストの重要度による区別、という2点を整理し、その上で（3）選任方法による区別を明らかにしたい。ただこれらの区別は、それぞれ個別に規定が作られたのではなく、ある上奏や皇帝の裁可で同時に創始されたものも多く、それらの諸要素を整理しやすいよう、執筆者が分別したものである。また、規定の形成過程全体は、【表1】康熙～乾隆時期における地方官選任に関する規定に時系列順に整理しており、その典拠も示してあるので、以下【表1】で確認できる個々の典拠については省略することを予め断つておく。

（1）管轄地域の特質による区別

まずある地方官ポストについて、その地方官の管轄する地域が政務の繁雑な地域であるのか、またはどのような政務が重要であったのかを区別するための規定がどのように形成されたのかを整理する。時期は少し古くなるが、『明史』「選舉志三」から、明代の官僚ポストに繁・簡の区別があり、もし優秀な官僚が閑職に、凡庸な官僚が激務のポストにあつた場合は、そのポストを交替する規定が存在した。つまり明代から、同等のポストであつても、政務の差による区別が生じていたと考えられる。そしてチャイナプロパーにおいて明朝の政治制度を継承した清朝では、雍正六年（1728）に広西布政使金鉉が上奏を行

第一章 18世紀前半、督撫による地方官の選任

【表1】康熙～乾隆初期における地方官選任に関する規定

年	西暦	月	日	人物・組織	内容	典拠
明代(隆慶・万曆年間)					田権の多寡に応じて、ポストの繁/簡を定め、互いにその官を交換して適材適所をはかる(「調繁調簡の法」)	近藤1958、p. 45、劉1993、p. 178(両者とも『明史』遷辯三を参照) 王2007、p. 114
康熙 6	1667	12	5	康熙帝の硃批	雲南/貴州/広西/四川のポストについて、代理させる人員を皇帝が「候補候補知府同知通判知県」から選抜して、予め派遣。ポストに空きがあれば、その中から督撫が選抜。	伍2011、pp. 198-199
康熙 13	1674				四川省の知府以下のポストは、總督の選抜とする。	王2007、p. 118
康熙 26	1687				直隸省の保定/永平/河間に捕盜同知4名を置き、通州/盧溝橋/黃村/沙河に分駐させ、督撫の選抜とする。	雍正『会典』卷13 王2007、p. 117
康熙 28	1689				湖北/廣東/貴州/四川の中の黎平/茶陵/東川/平越等の府/州/県は苗族が多くいる地域に接しているので、督撫が選任。	『石渠余記』卷2、紀守令張2009、p. 98
康熙 29	1690				管河の官員は河道總督が選任。(具体的な地名は不明)	『聖祖実錄』卷144 張2009、p. 98
康熙 29	1690				直隸省の清苑/三河の知県は督撫が現任の知県の中から選ぶ	雍正『会典』卷13 王2007、p. 117
康熙 36	1697				雲南省の元江/開化/広南/広西の4府にある州県は烟瘴の地(南方の熱病蔓延の地)なので、督撫が雲南省内の州県官から選任(王2007では康熙三十七年(1698)とする)。	『聖祖実錄』卷188 王2007、p. 119 張2009、p. 98
康熙 38	1699	11	4	吏科給仕中馬士芳の疏言に対する吏部の議覆	湖南/廣西/貴州/四川の苗族居住区のポスト(黎平(貴州)/茶陵(湖南)/東川(雲南)/平越(貴州)等)は、省内の人員から督撫が選任。	『聖祖実錄』卷195 王2007、p. 118
康熙 38	1699				広西省の苗族居住区のポストは、吏部の選任を停止し、督撫の推薦で選任する。	王2007、p. 118
康熙 39	1700	6	8	吏部	貴州省の都勦/銅仁/黎平/威寧の4府、独山/大定/平遠/黔西の4州、永從県の文官は巡撫が題本で貴州省内の人員を選任。	『聖祖実錄』卷198 王2007、p. 119
康熙 45	1706	10	29	直隸巡撫 趙弘獎	【史料2】 河南省の祥符/宋州/中牟/鄭州/蘭陽/儀封/後歲/商邱/考城/虞城/武陟/孟縣/河内(13州県)、山東省の德州/東平/濟寧/單縣/滕縣/魚台/汶上/陽城/恩県/曹縣/鉅野(13州県)、江南の山陽/江都/甘泉/高郵/扬州/宿遷/銅山/沛縣/江陰/后歲/靈壁/泗州/盱眙(13州県)、以上の知州/知県のポストは現任の州県官から督撫が選任。 任期が3年になれば、督撫の推薦で昇進。	光緒『事例』卷63、沿河州県調補劉1993、p. 184
雍正 1	1723				雲南/四川/貴州/広東/広西の遠方各省に、舉人を「試用人員(事務見習い)」として派遣し、優秀ならば督撫の「保題(題本による推薦)」によつて実職に就かせる。	『世宗実錄』卷22 近藤1958、pp. 40-42
雍正 2	1724	7		吏部(雍正帝に対する答申)	江南の太倉/常熟/崇明/華亭/上海/南匯/昭文/海州/泰州/通州(10州県)、浙江省の仁和/海寧/海塗/平湖/鄞縣/慈谿/奉化/鎮海/象山/定海/臨海/黃巖/海城/永嘉/樂清/瑞安/平陽(17州県)、山東省の諸城/掖縣/昌邑/萊陽/文登/膠州/寧海州(7州県)、廣東省の東莞/香山/順德/新會/新寧/新會/潮陽/揭陽/饒陽/饒平/澄海/海陽/陽江/電白(13州県)、以上の知州/知県のポストは現任の州県官から督撫が選任。 任期が3年になり、職務に問題がなければ、督撫の推薦で昇進。	光緒『事例』卷65、沿海州県調補劉1993、p. 184 王2007、pp. 129-130
雍正 5	1727				陝西省の赤金/隴西/涇州/安西/嘉德の直隸州知州のポストは、督撫が選任。 任期が5年になり、職務に問題がなければ、督撫の推薦で昇進。	光緒『事例』卷66、陝甘邊缺調補劉1993、p. 184
雍正 6	1728	8	19	広西布政使 金鉄	知州/知県のポストを督撫が「衝/繁/疲/難」によって性格付ける。 「衝/繁/疲/難」のうち1文字以上入るポスト(要缺)は督撫が現任の州県官の中から選任。無字のポスト(常缺といふ、初任者を充てる)は吏部の選任。	『宮中档雍正』10、pp. 91-92 『硃批諭旨』49、pp. 48a-49a(字句の異同あり) 近藤1958、pp. 46-47。劉1993、pp. 179-180。劉1996、p. 25。
雍正 7	1729				広西省の太平府知府/左州知州/養利州知州/崇善県知県/思恩府知府/鎮安府知府/天保県知県/東蘭州知州/帰順州知州/百色同知/太平府通判/寧明州知州/明江理土同知/西隆州知州/西林県知県/泗城府知府/凌雲県知県(17ポスト)は、督撫が選任を行う際に、適當な人物がいなければ、督撫の上奏で3年任期を延長。	光緒『事例』卷67、廣西煙瘴邊員調補劉1993、p. 184
雍正 9	1731	12	19	吏部(雍正六年の金鉄の上奏に対する討議の結果)	道台/知府のポストは「請旨補授(皇帝の選任)」(旧例) 沿海/沿河/苗疆にあるポストは「保題(題本で督撫が選任)」(旧例) 「衝/繁/疲/難」のうち3~4字を有するポストは、督撫が属員から品級が合う者を選任。 0~2文字のポストは吏部の選任。	『世宗実錄』卷113 近藤1958、pp. 47-48、劉1993、pp. 183-184、劉1996、p. 25
雍正 11	1733	1	18	湖南巡撫 趙弘恩	【史料3】	
雍正 12	1734	1	17	湖南巡撫 錦保	【史料4】	
雍正 12	1734	9	2	四川總督 黃廷桂、巡撫 鄂昌	註36。地方官選任規定改定のその他の事例。	
雍正 12	1734	11	6	福建巡撫 趙國麟	【史料4】	
乾隆 1	1736				道台/知府のポストについて、「衝/繁/疲/難」の3~4字のポストは「請旨缺」とし、1~2字のポストは吏部の選任。	光緒『事例』卷61、衝繁疲難各項揃選調補劉1996、p. 25
乾隆 4	1739				各省の知県以上の官員の一部は「題補(題本による人事異動)」を行う。 「題缺(題本で昇任させるポスト)」と「調缺(題本で同一品級に任命するポスト)」があり、特別に「題缺」へ昇進させる場合は吏部の審査と皇帝の引見を経て決定。	近藤1958、pp. 48-51(近藤は乾隆『大清会典則例』八、吏部、遷辯三を参照)
乾隆 4	1739				【史料7】上諭で地方へ行く、督撫の題本で道台や知府になった官僚・試用人員はどんなポストであっても督撫の題補を許す。	光緒『事例』卷60、補用試用人員題缺
乾隆 13	1748	12	26	大學士/九卿	道台/知府/同知/通判/知州/知県の繁/簡を再度督撫に報告によって規定。 「題缺」には任期5年以上勤めた者を、「調缺」には任期3年以上勤めた者をそれぞれ任命。	『世宗実錄』卷331 近藤1958、pp. 48-51
乾隆 16	1752	12	4	閩浙總督 喀爾吉善	【史料1】	
乾隆 38	1773	12	23	飭禮總督 周元理	【史料6】	

典拠 『宮中档雍正』一国立故宮博物院編『宮中档雍正朝奏摺』台北、国立故宮博物院、1977-1980。『硃批諭旨』=『雍正』『硃批諭旨』光緒十三年(1887)、石印本、全60冊。
 『世宗実錄』=『清実錄』『世宗実錄』北京、中華書局、1985。『高宗実錄』=『清実錄』(高宗実錄)北京、中華書局、1986。
 雍正『会典』=雍正『大清会典』(近代中国史料叢刊、3編)台北文海出版社、1994。光緒『事例』=光緒『大清会典事例』北京、中華書局、1991。

※雍正五年(1727)以降における、各地方の題缺の詳細については、王2007、pp. 126-143を参照。

い、各省の督撫に「衝・繁・疲・難¹⁴」という文字を用いて、管轄省内の各州県の政務の特質を報告させることを提議した。衝とは交通の要所を、繁とは政務が繁雑であることを、疲とは税糧の滞納が多いことを、難とは治安が不穏であることをそれぞれ意味し、さらに衝・繁・疲・難のうちいくつに該当するかを0~4字の合計16通りの組合せによって各州県を区別するようあわせて提議した。この上奏の内容に雍正帝は深く感心し、吏部に検討するよう下命している。金鉢の上奏を受けた吏部の覆奏及び雍正帝の裁可は雍正九年（1731）まで待たねばならないが、この内容については、おおむね金鉢の内容通り裁可されている。これ以降、衝・繁・疲・難の4字による区別は清代を通じて使用されることとなつた。ただ雍正年間の督撫による上奏中には衝・繁・疲・難が用いられることが多くなく、乾隆十三年（1748）再度督撫に道台・知府・同知・通判・知州・知県のポストについて衝・繁・疲・難を報告させた後から、督撫の地方官選任に関する上奏文中で頻出するようになる。

（2）ポストの重要度による区別

（1）で検討した衝・繁・疲・難の4字が管轄地域の特質を表すならば、その該当する文字が多くなるほど、肝要かつ政務の煩瑣な管轄地域であり、そこを治める地方官ポストも重要であると理解される。雍正六年（1728）の金鉢の上奏では、0字のポストを「常缺」とし、1文字以上は「要缺」とすることを提議した。これに対する雍正九年（1731）の吏部の覆奏では、原則では4字を「最要缺」、3字を「要缺」、2字を「中缺」、1字を「簡缺」と定めた。この吏部の覆奏では0字のポストの扱いは分からぬが、乾隆年間には0字のポストの多くは「簡缺」に分類されている¹⁵。またこの規定に合致しない（4字のポ

¹⁴ 真水氏は衝・繁・疲・難の清代中国全土における地域偏差を考察している〔真水 1999a、1999b、2000〕。ただ衝・繁・疲・難と関わる地方官選任に関する言及は無い。

¹⁵ [劉 1993、pp. 187-188]によれば、乾隆二十九年の「大清職官遷除全書」では、0字の知府の全17ポストについて、「最要缺」6つ、「要缺」6つ、「簡缺」5つに分類されている。また0字の知州・知県・同知・通判の全416ポストについて、「最要缺」4つ、「要缺」38つ、「中缺」8つ、「簡缺」366つに分類されている。つまり0字のポストについて、知州・知県・同知・通判は88%が簡缺に、知府でも30%が簡缺に分類されている。知府は比較的上位の地方官ポストなので、0字であっても要缺以上に分類されるものが多かったのであろう。

「大清職官遷除全書」とは、清代の官僚ポストについて、衝・繁・疲・難がいくつ該当するか、重要度は何に該当するか、そのポストに就いている官僚はだれか等のデータを集めて、1年に2回出版された書物である。『清代縉紳錄集成』（清華大学図書館、科技史暨古文献研究所編、鄭州、大象出版社、2008）に、主に乾隆年間以降（最古は雍正四年（1726））から宣統年間までの、同名ないしは同内容の書物（『搢紳全書』（文官）・『中枢備覽』（武官））

ストだが要缺である、2字のポストだが最要缺である等)例外も見られるが、おおむねこの原則に沿ってポストの重要度が区別されている〔劉 1993、pp. 187-188〕。

(3) 選任方法による地方官ポストの区別

衝・繁・疲・難の文字の有無と組合せで地方官ポストの特質が区別され、その文字数でポストの重要度が区別された。これが督撫による地方官選任の規定とどう関係するのかを確認しよう。

督撫の選任を許す規定の創始には「外補制」が大きく関係している。外補制とは、吏部の選任によって生じる問題の解消、つまり遠方諸省の官僚交代時の政治的空白を無くすため、そして現地の状況を知る督撫によって適材適所の人員配置を行うために設けられた。

康熙六年（1667）に、中央吏部で地方官ポストへの任用を待つ「候缺官員」から 10～30人を選んだうえで、遠方四省（雲南・貴州・広西・四川）へと「備遣官員」として送り、ポストに空きがあれば、督撫がこれらの人員をもってただちに任用するという方法を康熙帝が提案した。吏部はこれを受けて人員を選択して遠方四省に送った。これによって、中央ではなく地方で地方官ポストへの任命を待機する「在外候補官」の雛形が誕生し、地域限定的ではあるが、督撫による地方官選任が創始された。さらに雍正元年（1723）には、試用人員（地方官僚事務見習）を地方に派遣し、ポストに空きができれば、まず試用人員を署事・署理¹⁶（代理）として任用し、その結果成績優秀で実効をあげた者は、そのまま督撫の「保举題請（題本による推薦上奏）」によって実官を与えるとした〔近藤 1958、pp. 40-44〕、〔伍 2011、pp. 199-202〕。以上が外補制の概略であり、これは督撫による地方官選任が全国的に許される端緒となった。また雍正元年（1723）には、黄河・長江沿いの州県ポストは督撫が現任の州県官から上奏で選任するとの規定ができている。【表 1】にあるように、これ以後督撫による地方官選任はゆるやかな拡大傾向にあったが、雍正九年（1731）以前は全国の府・州・庁・県のポストのうち、督撫が選任できるポストは約 10% に過ぎなかった〔劉 1993、pp. 184-185〕。

次いで雍正六年（1728）の金鉢の上奏で、知州・知県のうち衝・繁・疲・難の 1 文字以上が入る「要缺」は、督撫が現任の州県官の中から選任し、それ以外の無字の「常缺」は、吏部が初任者を選任することを提議した。これに対する雍正九年（1731）の吏部の覆奏では、道台・知府は旧例通り「請旨補授¹⁷」とし、沿海・沿河・苗疆にあるポストは旧例通り「題補（題本で督撫が選任）」とし、その他のポストについては、最要缺と要缺は督撫が属員から品級が合う者を選任し、中缺と簡缺は吏部の選任とした。おそらく吏部は、金鉢

が収録されている。

¹⁶ 署理制度（代理制度）については、〔伍 2011、pp. 196-198〕参照。

¹⁷ 吏部が北京にいる候補官から数名を選抜し、その中から皇帝が任命する選任方法である〔張 2009、pp. 95-97〕。

の上奏内容では知州・知県任命に関する督撫の権限が過大で、吏部の権限が過小であると判断したのだろう。さらに乾隆元年（1736）に、道台・知府について、最要缺と要缺は「請旨缺（皇帝の選任）」、中缺と簡缺は吏部の選任を原則とするという修正が加えられ、これが定例化する。

以上（1）から（3）で分かるように、督撫による地方官選任に関する規定は康熙年間から定められ始めたが、画期になったのは雍正六年（1728）の金鉢の上奏であった。金鉢は衝・繁・疲・難によって管轄地方の区別とその文字の組合せによって重要度を示し、さらに上記4文字のうち1文字以上に該当する地域の全ポストは、督撫の選任によることを提議した。雍正帝は吏部にこれを審議するよう命じ、その回答の覆奏が雍正九年（1731）になされた。そこでは、旧例通り沿海・沿河・苗疆を管轄する地域のポストは督撫の選任とするほかは、金鉢の衝・繁・疲・難の方式を踏襲しつつ、4字に該当する最要缺と3文字に該当する要缺のうち、道台と知府は「請旨缺（請旨補授）」とし、知州・同知・通判・知県は督撫の選任とした。それ以外の中缺（2字）と簡缺（1字。0字もこれに該当すると思われる）は吏部の選任とした。これを整理したのが下掲の【表2】清代督撫による地方官ポストの選任規定一覧である。これから明らかなように、比較的重要なポストが督撫の選任によるという傾向が分かる。ただし全体からの比率でいうと、時代は若干下るが乾隆二十九年（1764）において、督撫の選任が可能な地方官ポストは全体の30%程度であった〔張2009、pp.99-100〕。

【表2】清代督撫による地方官ポストの選任規定一覧

	沿海・沿河・苗疆	最要缺・要缺	中缺・簡缺
道台・知府	——	請旨補授	吏部の選任
知州・同知・通判・知県	督撫の選任	督撫の選任	吏部の選任

2、地方官ポストの4つの側面と督撫選任の条件

前節で見たように、清代の地方官ポストは18世紀前半に創始された規定により、3つの側面で区別されていたことが分かった。これに地域・ポスト名をあわせた4つの側面によって清代の地方官ポストは意味づけられていた。つまり地方官ポストは、①地名とポスト名、②管轄地域の特質、③ポストの重要度、④地方官の選任方法という4つの側面を持つと整理できる。例えば【史料1】波線部Aにある、①蕭山県知県というポストは、②衝・繁・難の3項目に該当する管轄地域で、③要缺という重要度で、④地方で督撫が選任すると規定されていた、ということになる（下掲【蕭山県知県の4つの側面】参照）。これらの諸側面は独立したものではなく、該当する文字数の違いで、重要度も異なり、それに伴って選任方法も変わってくるというように、互いに有機的に連動しあって、地方官ポストの性質を形成していた。

【蕭山県知県の4つの側面】

蕭山県知県……係衝/繁/難三項相兼 要缺、例応在外調補。



さて、督撫の地方官選任に関しては、上記のポストに関わる規定のほかに、選任される地方官に関する規定・条件も2つ存在していた。ひとつは歴俸（任期）を満たしていることである。乾隆十三年（1748）に、知県から知州へといった昇進人事の場合は現任ポストで5年の任期を、同級ポストへの異動の場合は3年の任期を勤め上げていることが必要であると定められた〔近藤 1958、p. 49。伍 2011、pp. 253-254〕¹⁸。もうひとつは参罰（弾劾）案件の有無である。乾隆元年（1736）、選任される地方官に弾劾案件が1件でもあれば督撫の選任は不可と規定された。ただし弾劾案件が1件も無い官僚を探すのは至難であったため、乾隆中期に10件以内であれば督撫の選任が可能であると緩和された〔劉 1996、p. 26〕、〔伍 2011、pp. 314-315〕。

(二) の内容を整理すると以下のとおりである。18世紀前半（特に雍正九年（1731）から乾隆初期）、地方官ポストに関する規定の基礎が確立した。その中で、地方官ポストは4つの側面（①地名とポスト名、②管轄地域の特質、③ポストの重要度、④地方官の選任方法）から定義され、それぞれに規定があてはめられ、有機的に連動して地方官ポストの特徴を形成していた。そして一部の重要なポストは督撫による選任が許可された。以上をもって【史料1】中での波線部Aの疑問は解決できる。

さらに、督撫による選任が許されるための規定は、以下の3点であった。

- 〈1〉 督撫の選任が許されたポストであること。
- 〈2〉 選任対象官僚の任期が満たされていること。
- 〈3〉 選任対象官僚に弾劾案件がないこと（後に10件以内に緩和）。

【史料1】中の波線部のうち、Bで明らかにすべきとした点は上記〈1〉の規定を、Cで明らかにすべきとした点は〈2〉と〈3〉の規定を越えて督撫が上奏で地方官の選任を行っている。つまり規定は規定として存在しているが、その運用実態はまた別に検討しなければならないといえるだろう。当時の現実問題として政治制度と実態の乖離が見られるわけであるが、次の三では18世紀前半の督撫が規定を越えて地方官を選任していた事例を挙げ、地方官選任制度の運用実態を考察する。

¹⁸ ただ両者ともその規定を指摘するのみで、規定を越えた制度の運用については言及していない。

三、督撫による地方官選任の実態

1、督撫による規定外の地方官選任の濫觴

まずは、督撫による規定外の地方官の選任がいつごろから行われていたのかを確認しよう。現在執筆者が確認できる範囲は、史料の制約¹⁹により康熙年間後半以降に限られる。以下、管見の限りでは最も早い事例である、康熙四十五年（1706）の奏摺をみてみよう²⁰。

【史料 2】

巡撫直隸等處地方、管轄紫荊密雲等閔隘、贊理軍務兼理糧餉、都察院右副都御史、加柒級の趙弘燦が「上奏で申請して皇帝陛下のご判断を願います」とのことと謹んで上奏いたします。河間府知府の白為璣はすでに上諭を奉じて〔直隸省の〕通求道に昇進しております。空いた〔河間府知府の〕ポストは、当然吏部の選任を待つべきでありまして、[本来ならば] 私はどうしてみだりに〔奏摺で〕上奏するござりますようか。 ……（中略：ただ河間府は災害が多く、また水陸の要所であり、現地の実情を知る優秀な人物を選抜する必要性を述べる。）……

¹⁹ 執筆者は現在のところ、国立故宮博物院編『宮中档康熙朝奏摺』（台北、國立故宮博物院、1976-1977）しか見られていない。康熙朝の奏摺は上記の他に、中国第一歴史档案館編『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』（北京、档案出版社、1984-1985）が出版されている。また現在出版されている清代の上奏文は、大部分が奏摺であり、題本の多くは北京の中国第一歴史档案館に所蔵されている。本章に關係する「吏部題本」は、該館にてマイクロフィルム化されて閲覧可能であることを確認している。

²⁰ 巡撫直隸等處地方趙弘燦「奏陳揀員陞補河間知府摺」康熙四十五年十月二十九日（1706年12月3日）『宮中档康熙朝奏摺』第一輯、pp. 346-350。

巡撫直隸等處地方、管轄紫荊密雲等閔隘、贊理軍務兼理糧餉、都察院右副都御史、加柒級、臣趙弘燦、謹奏、為奏請聖裁事。切照河間府知府白為璣已經奉旨陞補通求道。所遺員缺、自應候部銓補、臣又何敢瀆奏。 ……（中略）……

今臣查有河間府現任巡捕同知兼管管河同知俞品、大名府現任漳河同知李玉堂。皆才具優長、居官清謹。今年委伊等查捕蝗蝻、實心任事、頗著勤勞。俞品於康熙肆拾參年、前任撫臣李光地題授兼管管河同知、於本年參月貳拾柒日到任、計兩年零柒個月、將及參年。 李玉堂於康熙肆拾貳年、前任撫臣李光地由保定府蒲城縣知縣保題陞授漳河同知、於本年拾壹月貳拾柒日到任、已及參年。

又查有古北口管駅站同知趙弘揆、由河間府慶雲縣知縣、於康熙參拾捌年前任撫臣李光地保題陞補、本年柒月初捌日到任。在任年久、辦差練達、才守俱好。

若以此參員內、將壹員陞補河間府知府、一切地方事宜、及河防重務、自能悉心料理、其於民生河道大有裨益。可否仰邀特旨、陞補壹員、臣未敢擅行具題。謹具摺奏請聖裁、伏乞睿鑑施行。謹具奏聞。

康熙肆拾伍年拾月貳拾玖日。

今私が調べましたところ、現在河間府の巡補同知兼管管河同知である兪品と現在大名府の漳河同知である李玉堂がおります。どちらも才能は豊かで、清廉潔白であります。今年彼らにイナゴの調査・捕獲を委任しましたが、誠意を持って事に当たり、非常に勤勉でありました。兪品は康熙四十三年（1704）に、前任の〔直隸〕巡撫の李光地（康熙三十七年（1698）末～四十四年（1705）末在任）の「題授（題本で任官を願うこと）」で管河同知を兼務するようになり、その年の三月二十七日（4月30日）に着任しており、〔任期は〕2年7ヶ月で、もうすぐ3年になります。李玉堂は康熙四十二年（1703）に、前任の〔直隸〕巡撫の李光地の「保題（題本による推薦）」によって、保定府蒲城県知県から漳河同知に昇進しており、その年の十一月二十七日（1704年1月3日）に着任し、〔任期は〕すでに3年を経過しております。

また調べましたところ、古北口管駅站同知の趙弘揆がおります。〔趙弘揆は〕康熙三十八年（1699）に前任の〔直隸〕巡撫の李光地の「保題」で、河間府慶雲県知県から〔古北口管駅站同知〕に昇進し、その年の七月八日（8月3日）に赴任しております。在任期間は長く、賦役〔の徵収〕や物資の手配に熟達しており、才能と品性はともに優れています。

もしこの3人の中から1人を〔選んで〕河間府知府に昇進させれば、その人物は一切の地方の事柄と黄河の氾濫防止の責務に対して、心を尽くして処理できる者なので、民生と黄河〔の治水〕に大いに利益があるでしょう。〔以上について〕上諭を頂きたく、〔皇帝陛下の決定がなされるまで〕私は独断で題本を書いて1人を昇進させる上奏はいたしません。謹んで奏摺で皇帝陛下のご判断を申請し、〔3人の中からの選任を〕実施していただきますようお願いいたします。謹んで上奏いたします。

康熙四十五年十月二十九日（1706年12月3日）。

直隸巡撫が河間知府のポストについて、本来は「自ら応に部の銓補を候つべし」と吏部の選任によるとしながらも、河間府が重要な地域であるので、3人の現任官僚を推薦し、皇帝に1人を選んでもらうよう奏摺で要請している。最終的人選を皇帝に委ねており、完全な督撫の選任とは言えないが、元来は吏部の選任であるポストの官僚を、督撫が選抜して皇帝の判断によって任命を行っているといえよう²¹。また、波線部にこの内容の上奏は題本ではなく奏摺を使用するとある。換言すれば、康熙年間における一般的な督撫の選任は題本で行われており、規定外の選任を行う場合に奏摺を使用していたと考えられる。さらに、波線部で3年の任期に言及しており、昇進人事に関する任期の規定が康熙年間後半にも存在したことがうかがえる。

つまり、康熙年間後半には、少なくとも選任対象官僚の任期に関する規定（3年で昇進が可能）があり、また地方官の選任は吏部が行うという規定を越えて、督撫が皇帝に選択権を委ねる形で選任を行っており、その場合は奏摺を使用して皇帝の裁可を要請していた

²¹ この奏摺の結果、誰が河間府知府に任命されたのかは、史料がないため確認しえない。

と考えられる。雍正・乾隆年間になると、上記のような皇帝に選択の余地を残す形での選任ではなく、【史料1】の様に督撫が奏摺で官僚の人員配置を要請するようになるのである。

2、規定外の地方官の選任事例

本節では、督撫の選任に関する〈1〉～〈3〉規定の基礎が確立した雍正九年（1731）以降において、その規定の運用実態を確認する。

まずは雍正十一年一月十八日（1733年3月3日）の湖廣總督と湖南巡撫の連名による奏摺から、湖南省内における知府等の選任の事例を見てみよう²²。

【史料3】

湖廣總督の邁柱、湖南巡撫の趙弘恩が「皇帝陛下の上諭を賜りたく存じます」との事で、謹んで上奏いたします。常德府知府の王葉滋について、現在既に私達が題本で辰永靖道に選任いたしました。空いた常德府知府のポストは、題本による〔督撫の〕選任が規定で定められてはおりませんが、ただ常德府は湖北省の南北の要所かつ、雲南・貴州への重要なルートであり、商人や民衆が夥しく、政務は繁雑でありますので、衝・繁・難の3項目に該当しております、よって強壯かつ勤勉で熟練した人員でなければ、その任に堪えません。調べましたところ、永順府同知の張廷慶という人物がおり、〔彼は〕才能と頭脳は優秀で、かつて湖北省の江夏県に選任されました。〔江夏県は湖北省の〕附郭の県（県衙門と上級行政区の衙門が同居する城市）でありますが、〔張廷慶の〕処理は余裕のあるものでした。〔張廷慶の〕現在の任地である永順府は、苗族の〔居住する〕地域でありますが、その施策は實に適切であります。もし〔張廷慶を〕常德府知府に選任すれば、まことに適材適所と言えましょう。永順府同知のポストについて²³、

²² 湖南巡撫趙弘恩「奏請張廷慶補常德知府摺」雍正十一年一月十八日（1733年3月3日）国立故宮博物院編『宮中档雍正朝奏摺』（国立故宮博物院印行、1977-1980）第二十一輯、pp. 61-62。

湖廣總督臣邁柱、湖南巡撫臣趙弘恩、謹奏、為請旨事。竊查常德府知府王葉滋、現經臣等題補辰永靖道。其所遺常德府知府員缺、不在題補之例、但常郡為楚省南北咽喉、滇・黔要路、商民繁庶、政務紛紜、係衝・繁・難三項相兼、非強幹勤練之員、未足勝任。查有永順府同知張廷慶、才猷敏練、昔任湖北江夏縣、省會首邑、辦理裕如。現任永順、苗疆地方尤見措置得當。若補授常德府知府、洵為人地相稱。其永順同知員缺、有寶慶府通判朱汝珩、明白勤慎、歷任五載、熟悉苗情、以之補授永順同知亦能勝任。其寶慶府通判員缺、應歸部選。臣等因地方需才起見、理合具摺會奏請旨。

硃批：該部議奏。

²³ 少し時代はくだるが、乾隆十三年（1748）段階では、永順府同知は要缺とされている。（「縉紳新書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、p. 201）

宝慶府通判の朱汝珩という人物があり、[彼は] 優秀かつ勤勉で、[宝慶府通判の職を] 5年間勤め上げており、苗族の状況を熟知していますので、彼を永順府同知に選任すれば、必ずや任務に堪えうるでしょう。宝慶府通判のポスト²⁴は、吏部の選任によるところであります。私達は地方〔の実情〕に従って人材をもとめるという観点から、〔総督と巡撫が〕合同で上奏して皇帝陛下の上諭を賜りたく存じます。

硃批：吏部は〔この件について〕論議のうえ上奏せよ。

湖廣総督と湖南巡撫は、以前の人事異動で空いた常德府知府のポストについて、規定上題本による督撫の選任が認められてはいないが、衝・繁・難の3項目に該当するため²⁵、奏摺を用いて、永順府同知だった人物を選任して昇進を要請している。つまり、本来督撫が選任を許されないポストであるにも関わらず、督撫が現任の地方官から選任した事例であり、規定の〈1〉に抵触している。しかしこの人事異動は地方志の記述により裁可されたことが確認できる²⁶。規定に抵触していても、適材適所であるならば督撫の選任が認められるという柔軟な対応が採られているのである。そしてさらに空いた永順府同知のポストには宝慶府通判を、宝慶府通判のポストには吏部の選任で官僚をつけることを要請している。この奏摺では、督撫が知府・同知という上位のポストの選任を要請し、知府・同知に比べて下位である通判に関しては、吏部の選任によるとしている。比較的重要な地方官ポストについては、督撫が選任を行い、それ以外は吏部の選任によるという傾向が読み取れよう。

次に雍正十二年十一月六日（1734年11月30日）の福建総督代理と福建巡撫による奏摺から、福建省内における知県の選任の事例を見てみよう²⁷。

²⁴ 乾隆十三年（1748）段階では、宝慶府通判は簡缺とされている。（「縉紳新書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、p. 198）。

²⁵ 乾隆十三年（1748）段階では、常德府は衝・繁・難の要缺とされている。（「縉紳新書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、p. 199）。要缺に該当するならば、督撫の選任が原則であるが、雍正年間では吏部の選任によるポストと定められていたのであろう。

²⁶ 応先烈修、嘉慶『常德府志』卷二十二、職官志一、葉二十八（1813年刻本影印、中国地方志集成、湖南府県志輯76、南京、江蘇古籍出版社、2002、p. 200）

²⁷ 福建巡撫趙國麟「奏請胡格調晋江縣摺」雍正十二年十一月六日（1734年11月30日）『宮中档雍正朝奏摺』第二十三輯、p. 708。

福州將軍署福建總督臣阿爾賽、福建巡撫臣趙國麟、謹奏。臣等題建安縣知縣曹鑾調補晉江縣員缺一疏、於玖月貳拾玖日准吏部咨「以曹鑾有徵收一案、與例未符、令臣等另選調補」等因。臣等查調補官員、必須人地相宜、方有裨益。今晉江縣係泉郡附郭首邑、政務殷繁、乃衝・繁・疲・難四字俱全之缺。臣等將通省縣令逐一詳查、或無參罰而與例相符者、必係地方簡小、才具中平之員、不能勝此晉江繁劇之任。惟有同安縣知縣胡格、聽斷公明、催科得法、上年大計、曾經附薦、堪以調補晉江縣員缺。其同安縣地處

【史料 4】

福州將軍兼福建總督代理の阿爾賽、福建巡撫の趙國麟が謹んで上奏いたします。私達は建安県知県の曹鑾を晉江県〔知県〕に選任するとの題本を上奏しましたが、〔本年〕九月二十九日に受け取った吏部の咨文（平行文書）には、「曹鑾には「徵収の一案（徵税に関する彈劾）」があり、規定と合致しないので、私達〔督撫に〕に再度選任を行わせる」とありました。私達が調べましたところ、官員を選任するには、必ず適材適所になるようにし、そして初めて〔その地方に〕有益たるでしょう。晉江県は泉州府の附郭の県で政務は繁雑であり、衝・繁・疲・難の4字が全て揃った〔地域の〕ポストであります。私達は福建省内の知県をそれぞれ調査したところ、弾劾案件が無く規定に合致する者がおりますが、〔そういった人員の〕任地はどれしもが簡単で小さく、〔人員の〕能力は平凡であります。晉江県〔知県〕の劇務に堪えないでしょう。ただ同安県知県の胡格という人物がおり、裁判は公正で、徵税は適切であり、前年の「大計（3年に1度の勤務評定）」で推薦しており、晉江県〔知県〕のポストに選任しても〔その任務に〕堪えうるでしょう。同安県は沿海部に位置し、民衆の性格は荒々しく、〔この地も〕また衝・繁・疲・難の4字が全て揃った〔地域の〕ポストであります。調べましたところ惠安縣試用知県代理の周岱という人物がおり、年齢も適当で強壯であり、政務にも才能がありますので、同安県〔知県〕に選任しても〔その任務に〕堪えうるでしょう。この2人は共に任期中に弾劾案件があつて、今も〔罰則が〕継続中でありますので、規定に合致しませんが、ただ両名とも敏腕でありますので、胡格は実に晉江県〔知県〕に適当で、周岱は実に同安県〔知県〕に適当であります。私阿爾賽はかつて泉州で提督代理であったとき（雍正九年～十一年頃）、〔この2人のことを〕深く熟知しており、〔この人事は〕確かに適材適所であります。もし皇帝陛下の偉大な恩恵に賜り、私達の申請するところが裁可されましたならば、地方の重要なポストに、どちらも優秀な人材を得るという効驗がございましょう。惠安縣〔知県〕のポストに関しては、實に交通の要所ではありますが、衝・繁・疲・難の4字が全て揃っていたり、3字に該当する〔地域のポスト〕でもありませんので、〔督撫による〕選任が許されるための規定とは合致せず、吏部の選任を待ちます。〔以上の選任に関しましては〕題本

辺海、民俗強悍、亦係衝・繁・疲・難四字俱全之缺。查有署惠安縣試用知県周岱、年力強幹、辦事有才、堪以調補同安縣。此貳員任内、俱有未完參罰、例雖未符、但各係能員、胡格實宜於晉江、周岱實宜於同安。臣阿爾賽在泉州署提督時、熟悉深知、委係人地相宜。倘蒙皇上天恩俯允臣等所請、則地方要缺均收得人之効。至惠安縣一缺、雖係最衝、然非衝・繁・疲・難四字俱全、亦非兼三字者、與調補之例不符、應聽部選。除一面具題請旨外、理合將緣由具摺奏明、伏乞皇上睿鑑。雍正拾貳年拾壹月初陸日。
硃批：題到有旨。

で〔別に〕上奏して上諭を賜る一方で、〔この奏摺では規定外の選任を行う〕理由を上奏で明確にし、皇帝陛下のご判断を願います。雍正十二年十一月初六日（1734年11月30日）。

硃批：題本が到着次第、上諭をくだす。

衝・繁・疲・難の4字缺である晋江県知県のポスト²⁸について、かつて督撫がある人物を選任したが、規定に合わないという理由で吏部の反駁にあった。そこで現任の同安県知県を晋江県知県に選任することを奏摺で要請する。この人員配置が裁可されたことは地方志の記述から確認できる²⁹。この人事異動で生じた同安県知県のポスト³⁰も4字缺であり、署惠安縣試用知県を選任したいと述べる³¹。ここで注目すべきは、上記選任によって異動する2名は、どちらも弾劾案件があつて規定に合致しないが、適材適所であるので是非とも選任したいと、下線部で督撫が述べていることである。これによって、乾隆元年以前にも、弾劾案件があれば督撫の選任を許さないという規定〈3〉が存在していたことがうかがえる。よってこの上奏の冒頭で督撫の選任が吏部によって反対された理由は、かつて選任した人員にも徵税に関する弾劾案件があつたためであろう。ならば督撫の選任が許されるためには、制度規定上弾劾案件の無い人員を選ぶ必要があったはずであるが、督撫は弾劾案件が無く規定に合致する者は平凡であるので、今回も弾劾案件があるが優秀な人員を選ぶこととし、またも規定の〈3〉に抵触している。

以上2つの事例から、督撫の選任に関する〈1〉から〈3〉規定の基礎が確立した18世紀前半であっても、規定外の選任がなされていたことが分かる。こういった規定外の選任は時には吏部（時には皇帝）によって却下されることもあるが、多くの場合は督撫の意向が裁可されている。

そして乾隆年間になると【史料1】のような、規定の〈1〉から〈3〉の全てに抵触するような督撫の選任もなされていた。これは規定が有名無実化した、または督撫の権限が増長したと理解するよりも、規定は規定として存在しつつ、督撫のいう「人地相宜（適材適所）」の人員配置を行うために、督撫が柔軟に制度を運用して地方官の選任を行い、中央はそれを審議・裁可して正式な辞令を出す機関としての働きを担っていた、という権限の

²⁸ 乾隆十三年（1748）段階では、晋江県知県は最要缺とされている。（「縉紳新書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、p. 186）。

²⁹ 胡之錕修、道光『晋江縣志』卷二十八、職官志、文秩、葉八十五（1829年抄本影印、中国地方志集成、福建府縣志輯25、上海、上海書店出版社、2000、p. 360）

³⁰ 乾隆十三年（1748）段階では、同安知県は最要缺とされている。（「縉紳新書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、p. 186）。

³¹ ここで選任を請願された周岱は、地方志中のリストに見られない。林学增修、民国『同安縣志』卷十三、職官、葉九十（1929年鉛印本影印、中国地方志集成、福建府縣志輯4、上海、上海書店出版社、2000、p. 376）

分化が進んでいた理解すべきである。

では具体的にどれくらいの官僚が督撫によって選任されていたのだろうか。【表3】乾隆十六年～十七年（1751-52）における各省督撫による地方官選任は、各省の督撫が乾隆十六年七月から十七年十月まで（十六年十月、十七年一月、二月、六月の各月の奏摺が収録されていないので、合計12ヶ月間となる）に行った地方官選任の事例をまとめたものである。まず12ヶ月で約100件の督撫による選任が行われており、約半数が昇進人事であったことが分かる。規定を越えた選任（破例）の部分を見ると、規定の〈1〉（部選）に抵触するものが26件、〈2〉（任期）に抵触するものが37件、〈3〉（弾劾）に抵触するものが31件あり、督撫による規定を越えた選任が数多く行われていたことが知られよう。また【史料4】に見られるような、吏部の反対にあって却下されたものが5件、以前の吏部の選任に反して督撫が選任する事例が4件あり、中央と督撫は同等の立場にあって、吏部は制度規定の観点からの選任の可否を、督撫は地方の実情にあった選任をそれぞれ主眼としていたと考えられる。さらに督撫の上奏文中に「布政使・按察使等と人選を相談したところ」や「布政使・按察使等からの文書によると」などと述べられる事例が39件あった。つまり管轄下の地方官や候補官から誰を昇進・異動させるかという人選に関しては、布政使・按察使等も関わることが少なくなかったことが分かる。

そして陝西省が0件、福建省が10件と差があるが、全体を俯瞰して見ると、この12ヶ月間に各省数件の選任を行っている。つまり地方官の選任は、督撫のパーソナリティや管轄地域によらない普遍的な実態としてみることができる。

さらにもう1点、督撫による文書制度の運用について触れておきたい。【史料2】の二重下線部では、吏部の選任を待つべきだが、奏摺を用いるとあり、その理由は督撫が規定外に選任を行うためだと考えられる。また【史料4】の二重下線部でも、規定外の選任を行う理由を明らかにするために奏摺を行うと述べ、雍正帝の硃批にも「題到らば旨有り」とあり、この奏摺とは別に題本で督撫が選任を要請していると思われる。つまり、督撫が規定外の選任を行う場合は、まず奏摺で皇帝に直接上申し、その後に題本で人事異動を要請していたと考えられる。時代は下るが【史料1】の二重下線部でも、規定に合致しない場合は奏摺で上奏するとある。奏摺を中央・地方間における行政文書の中心に据えたのは雍正帝であったが、康熙年間であっても、奏摺は中央六部を介さない形で皇帝と地方官とが私的なもしくは機密的なやり取りが行える文書、という位置づけであった³²。

以上の文書のやり取りを整理すると以下のようになろう。督撫が規定外の選任を中央に要請する際、まずは①奏摺で皇帝に上申する。これはおそらく吏部の影響を受けることのないよう、皇帝からの「お墨付き」をもらっておくためだと考えられる。皇帝は督撫の奏摺の内容について②上諭Aで吏部に審議するよう下命する。吏部は審議の上③議覆を行い、同じ頃に督撫は本来の文書である④題本で人事異動を上奏する。督撫からの奏摺と

³² 奏摺制度の開始については、[宮崎 1957] 参照。

〔表3〕乾隆十六年～十七年（1751-52）における各省督撫による地方官選任

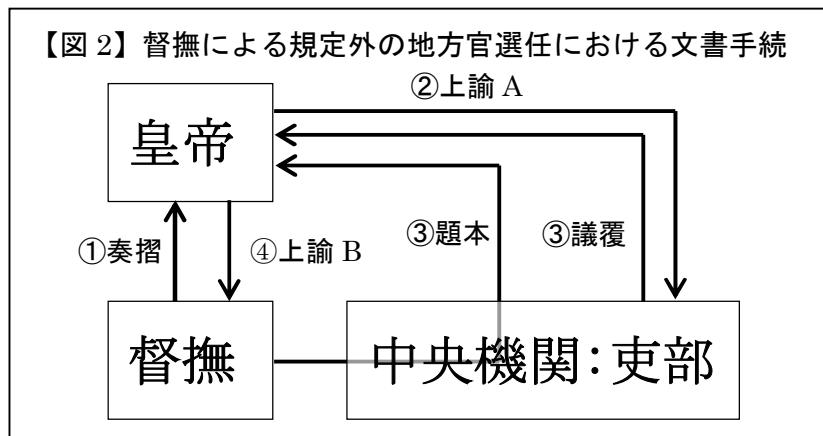
省名	督撫	件数 (昇進)	異動先がスト <small>() 内は昇進をあらわす</small>										郵便局の 東部に 反対		東部に 反対		布按と 相談							
			知府	同知	直知	通判	知県	州判	四	三	二	一	零	最	要	中	簡	部選	在外	部選	在内	部選		
直隸	直隸總督	6 (1)	1 (1)				1	4		2	1	1	1	1	1	2		1	1	3		1	2	
山東	山東巡撫	6 (2)				1 (1)		5 (1)	1	2	2	1		2	2	1		1	1					
山西	山西巡撫	3					3			2	1		2	1		1	2	1	1				5	
河南	河南巡撫	7 (4)		4 (3)	1 (1)		2		4	2	1	1	2	1		5		3	2					
陝西	陝西巡撫	0																						
甘肅	陝甘總督	7 (4)	3 (1)	1 (1)		1 (1)		2 (1)	3	2	1	1	1	4	1	1	1	1	4	5		1	4	
福建	福建巡撫	1							5 (4)	2	3	2	1	2	3	2	2	3	5	3	4	6		
浙江	閩浙總督	6 (5)						1					1			1		1	1	1	1			1
江蘇	江蘇巡撫	0					2																	
安徽	兩江總督	1 (1)	1 (1)			1												1						
江西	江西巡撫	8	2						6			1	3	2	2	1	2	2	4	2	4	1	2	
湖北	湖廣總督	5 (4)	1 (1)			2 (2)		2 (1)	1	1	1	1	1	1	2		5		5	2	2	1	1	
湖南	湖廣巡撫	0																						
廣東	廣東巡撫	4 (2)	1 (1)			1 (1)	2		2 (1)	1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	
廣西	廣西巡撫	4 (3)	1 (1)			1 (1)		2 (1)	1 (1)				4	1		2	2		2	4	2		4	
四川	四川總督	6 (2)	3 (1)			2 (2)		3 (1)		3	3	1	2	4		3	2	1	3	3	2	1	3	
雲南	雲貴總督	6 (3)	3 (1)			2 (2)		1															3	
貴州	貴州巡撫	5 (3)	1 (1)			3 (2)		1									1	1	1	1	1	1	1	
合計		99 (45)	17 (7)	10 (6)	4 (3)	13 (10)	4 (2)	50 (16)	1 (1)	13	33	26	12	7	10	35	20	24	2	26	34	26	37	

四百

• 典拠：「宮中档乾隆朝奏摺」1-4。

(一)は昇進人事をあらわす。なおお知県の(一)の場合は、候補官等から初めて実職官を得た事例を指す。
・乾隆十六年七月から十七年十月まで(十六年十月、十七年一月、二月、六月は除く)の合計12ヶ月間の事例を抽出。なおこの間に總督1人、巡撫12人が交代・異動している。
・字数や重要度などの項目について不明であるポストもあり、破例も複数該当する場合があるなど、必ずしも合計の數値は一致しない。また一つの上奏で複数の地方官選任を行なうことが通例である。

題本、および吏部の議覆によって皇帝は督撫に④上諭 B を下して人事異動の可否を通達したと考えられる。これを図示したのが、下掲【図 2】督撫による規定外の地方官選任における文書手続である。



3、選任方法の変更要請

本節では、地方官選任に関する規定を、督撫が変更するよう求めている事例を確認する。まずは、雍正十二年一月十七日（1734年2月20日）の湖南巡撫の奏摺を見てみよう³³。

³³ 湖南巡撫鍾保「奏報瀘溪辰谿麻陽三県由部選改為題保之缺摺」雍正十二年一月十七日（1734年2月20日）『宮中档雍正朝奏摺』第二十二輯、pp. 528-529。

礼部侍郎署理湖南巡撫印務臣鐘保、謹奏、為請旨事。……（中略）……查湖南各府州縣有係苗疆之缺題明揀調五年俸滿陞轉者、有向定衝・繁・疲・難四字三字相兼之缺應請題補者、有向定二字相兼并專於一字之缺應歸部選者。但因地制宜、隨時通變其員缺之應題・應選、有尚須酌更之處。謹為我皇上陳之。

如辰州府屬之瀘溪・辰谿・麻陽三縣、向與永順・鎮筸・乾州苗界相聯。今永順既改土歸流設立郡縣。鎮筸又駐劄總兵道員等官。乾州又添設同知。均為三縣之藩籬已成腹地、並非苗疆之缺、似無庸揀調。又靖州屬之通道、会同二縣、併郴州屬之桂東・桂陽二縣、雖係苗疆而苗民沐浴聖澤、旧習潛移、頗稱安靜。且錢糧易徵、命盜稀少、實屬事簡易治地方、似無庸揀調。以上七缺、實不應仍行保題、俾得濫叨五年陞轉之恩典、應請歸部選者也。

再長沙府屬之瀏陽縣、向定繁・難二字之缺、歸於部選。但查該縣界接江西棚民雜處、遷徙靡常最易藏匿、且民多健訟盜竊時有。若非幹員不能稽查彈壓。應請揀調。又岳州屬之平江縣、向定疲・難二字之缺、歸於部選。但查該縣歷年侵蝕錢糧、刁民滑吏甚多。又與江西連界、遍地棚民、風俗強悍、必須幹員辦理、方得無悞。應請揀調。又常德府屬之桃源縣、向定衝・繁二字之缺、歸於部選。但查該縣地當孔道民情不甚淳朴、諸務繁冗。且又近洞庭大湖稽查盜匪、實非平常供職之員所能治理。應請揀調。以上三縣、

【史料 5】

礼部侍郎兼湖南巡撫印務代理の鐘保が「皇帝陛下の上諭を賜りたく存じます」との事で、謹んで上奏いたします。……（中略）……湖南省の各府州県を調べましたところ、①苗族居住地域が存在するポストであって〔督撫が〕題本で選任を行い、任期が 5 年になれば昇進させるというポスト、②以前に衝・繁・疲・難のうち 4 字か 3 字に該当する〔地域の〕ポストであって〔督撫が〕題本で選任を行うと定めたポスト、③以前に〔衝・繁・疲・難のうち〕2 字か 1 字に該当する〔地域の〕ポストであって吏部の選任によると定めたポスト〔の 3 種類が〕あります。ただその土地に適したように〔ポストの選任方法を〕定め、あるポストについて〔督撫による〕題本での選任か〔吏部による〕選任かを、いつでも事情を酌量して変更すべきであります。謹んで皇帝陛下のために選任方法の変更について陳述いたします。

辰州府に属する瀘溪・辰谿・麻陽の 3 県は、以前は永順・鎮筈・乾州という苗族居住地域と接しておりました。現在、永順は改土帰流を行って郡県を設けました。鎮筈も総兵道員等の官を駐在させております。乾州も同知を設置いたしました。この 3 県（永順・鎮筈・乾州）は全て改土帰流が行われて〔住民は〕清朝に帰順しており、全くもって苗族居住地域ではありませんので、〔それに隣接する瀘溪・辰谿・麻陽の 3 県の知県に関しては、督撫の〕選任を行う必要はないでしょう。また靖州に属する通道・会同の 2 県と郴州に属する桂東・桂陽の 2 県は、苗族居住地域ですが、この地の苗族は皇帝陛下の薰陶を受け、かつての〔野蛮な〕習俗は鳴りを潜めており、全くの平穏であります。さらに徵税も問題なく、殺人や強盗事件も非常に少ないので、まことに政務は簡単で統治しやすい地方といえます。よって〔督撫の〕選任を行う必要はないでしょう。以上の 7 県〔の知県のポスト〕について、以後は「保題（督撫の題本による推薦）」を行って 5 年勤め上げれば昇進できるという優遇措置をむやみに受けさせず、吏部の選任に帰すべきであります。

また長沙府に属する瀏陽県〔知県〕は、以前は繁・難の 2 字に該当する〔地域の〕ポストで、吏部の選任によると定められました。ただ調べましたところ、瀏陽県界は江西省に接して棚民³⁴が雑居し、〔民衆の〕移動は紀律が無く、匪賊を隠匿しやすい〔土地で〕あります。さらに民衆の訴訟が多く、強盗や窃盜もしばしば発生いたします。もし能力のある人員でなければ〔これらの懸案を〕捜査し取り締まることはできません。よって〔督撫による〕選任で〔人員を配置するポストに変更〕していただきたいです。また岳州に属する平江県〔知県〕は、以前は疲・難の 2 字に該当する〔地域の〕

雖向係部選之缺、其実地方難治、応請改為題缺者也。臣為地方員缺起見、或請改帰部選、或請改為題缺。……（中略）……雍正十二年正月十七日。

³⁴ 省の境界等の山岳地帯に小屋を作つて居住する流民の一種。江西省は特に多かったとされる。

ポストで、吏部の選任によると定められました。ただ調べましたところ、平江県は長年税糧の欠額が発生し、狡猾な民衆と吏員が非常に多いです。また江西省に接し、至る所に棚民があり、風俗が荒々しいので、必ずや能力のある人員を選任して処理させ、そうして初めて適切な政務がなされるでしょう。よって〔督撫による〕選任で〔人員を配置するポストに変更〕していただきたいです。また常德府に属する桃源県〔知県〕は、以前は衝・繁の2字に該当する〔地域の〕ポストで、吏部の選任によると定められました。ただ調べましたところ、桃源県は交通の要所にあたり、民衆の性格は純朴とは言えず、諸々の政務は煩瑣であります。さらに〔この地は〕洞庭湖に近く、盜賊の搜査は平常通り〔吏部の選任で〕任命された人員では全く治めることができません。よって〔督撫による〕選任で〔人員を配置するポストに変更〕していただきたいです。

以上の3県〔の知県のポスト〕について、以前は吏部の選任でしたが、各地方はまことに統治し難く、〔督撫による〕選任で〔人員を配置するポストに〕改定していただきたく存じます。私は地方のポスト〔に適材適所の人材を得る〕という観点から、一方は吏部の選任に改定し、一方は〔督撫による〕選任に改定することを申請いたします。……（中略）……雍正十二年正月十七日（1734年2月20日）。

雍正末年における湖南省下の知県のポストについて、①苗族居住地域に該当するので督撫が題本で選任するポスト、②衝・繁・疲・難のうち4字か3字に該当する地域で、督撫が題本で選任するポスト、③衝・繁・疲・難のうち2字か1字に該当する地域で、吏部の選任によるポストの3種類があったことが確認できる。つまり①と②は督撫の選任、③が吏部の選任であった。ただ①に属するポストのうち7つのポストは、その管轄地域において苗族による統治の困難はもはや考えられないとして、③の吏部が選任するポストへの選任規定の変更を要請している。逆に③に属するポストのうち3つのポストは、管轄地域が棚民雜居、税糧欠額、交通要所に該当するなどといった理由で、②の督撫が選任するポストへの選任規定の変更を要請している。乾隆十三年（1748）段階で、前者7つのポストは0～1字の簡缺に、後者の瀏陽県は繁・難2字の要缺、平江県は繁・疲・難3字の要缺、桃源県は衝・繁・難3字の要缺と定められており、この要請が裁可された可能性が高い³⁵。

このような選任方法の変更要請は他にも見られる。同じく雍正十二年（1734）の九月初二日（9月28日）の四川の督撫の奏摺に以下のようにある。四川省の州県ポストについて、かつて土地の丈量を行い徵収すべき税糧が大幅に増えたため、布政使が35の州県を督撫の選任によるポストにしたいと上奏したが、中央は再度督撫にその是非を調査させる。督撫は、35州県のうち31州県はそのまま吏部の選任とし、4県のみ督撫の選任にする必要

³⁵ 「縉紳全書」（乾隆十三年春）『清代縉紳錄集成』1、pp. 196-201。

【史料5】中①の7県は苗族居住地域であり、元来の衝・繁・疲・難の字数等は不明である。ただ本註の同史料によって、少なくとも乾隆十三年（1748）段階では簡缺であることが確認できる。

があるとした³⁶。

以上の事例は、規定〈1〉を変更する動きである。督撫は前節で見たような規定外の選任を行うとともに、規定そのものを変更しようとしている。このことは、本来は中央（皇帝と吏部）に属すはずの地方官選任の権限を、督撫が奪取している過程であるとの考えを惹起しがちである。現に前節で見た地方官選任規定の形成過程に関して、中央と督撫の権限争いであり、中央は地方官選任権を督撫に委譲することを非常に警戒していたとする先行研究もある³⁷。ただ本節で検討した、選任方法の変更要請事例では、督撫は必要最低限の変更を要請するのみで、むやみに督撫が権限の奪取を図ったとは言い難い。つまり、現地の実情を知る督撫が、より柔軟な制度運用を可能にするために規定の変更を要請し、中央はその要請を督撫の権限が過大にならないように検討したうえで許可していたと見るべきであろう。

4、「規定外の規定」の制定

ここまで、督撫による規定外の地方官選任事例と選任方法の規定変更要請を見てきたが、最後に規定外の事例が、新たな規定となって追加されている事例を検討したい。少し時代は下って18世紀後半になるが、乾隆三十八年（1773）の直隸総督の奏摺を見てみよう³⁸。

³⁶ 四川總督黃廷桂、巡撫鄂昌「奏陳調整川省部選及題補州縣員缺事摺」雍正十二年九月初二日（1734年9月28日）『宮中档雍正朝奏摺』第二十三輯、pp. 462-464。

³⁷ [張 2009、pp. 100-101]。また伍氏も、地方官が自身の弾劾処分を捐納で相殺する「捐復制度は……外補制度下の地方督撫の人事権を強化するために、処分を受けていない官僚を増加させるために地方督撫が発案した。つまり地方督撫の権力が拡大した過程であった〔伍 2011、pp. 327-328〕」と述べ、捐復制度によって督撫の選任が可能となる対象が増加することとなり、督撫の権力が拡大したとする。確かに制度上は弾劾案件があれば督撫は選任ができないと規定されていたが、本章で明らかなように実態としては規定を越えて選任を行っていた。確かに捐復制度によって督撫が選任できる対象は増加したが、これは吏部の反駁を受けない対象が増加したと理解すべきではないだろうか。

³⁸ 直隸総督周元理「奏請王模借補肥鄉知県事」乾隆三十八年十一月初十日（1773年12月23日）『宮中档乾隆朝奏摺』第三十三輯、pp. 345-346。

直隸総督臣周元理、謹奏、為恭懇聖恩、借補県令以裨地方事。竊照肥鄉縣知縣戴棻、推陞廣西新寧州知州。所遺肥鄉縣係屬簡缺、応帰部選、伏查定例「奉旨命往補用人員、無論応題・応調・応選之缺、俱准酌量具題」。茲臣與兩司查、有候補通判王模、年六十四歳、山東諸城縣人。……（中略）……因署南樂縣任内、失察邪教、部議降二級調用。遵旨領咨赴部、於三十八年三月天津行在引見、奉旨「著留直隸、仍以通判用。所降之級、帶於新任。」欽此。欽遵在案。該員老成諳練、辦事實心、在直年久、歷署州縣、於地方民社、素所熟悉。若以之借補肥鄉縣知縣、堪資治理。……（後略）

【史料 6】

直隸総督臣周元理が「皇帝の恩恵を賜り、知県を「借補（高位の任官資格を持つ候補官が下位のポストに就くこと）」し、地方の利益をもたらしく存じます」とのこと上で上奏いたします。肥郷県知県であった戴棻は、広西新寧州知州に推薦されて昇進いたしました。空いた肥郷県〔知県のポスト〕は簡缺で吏部の選任に帰すべきであります
が、規定を調べましたところ、「上諭で〔地方へ〕行くよう下命されて就任した官僚について
は、〔空いたポストが〕「応題（督撫の題本で昇進が認められるポスト）」、「応調（督撫の題本で同等官からの異動が認められるポスト）」、「応選（吏部の選任によるポスト）」のどのポストであるかを問わず、〔督撫が官僚の能力等を〕酌量して題本で「選任を」要請することを許す」とありました。そこで私が布政使・按察使と調べましたところ、候補通判の王模という人物がありました。年齢は 64 歳で、山東省諸城県に本籍地をもつ者であります。……（中略：王模のキャリアパターンを概述）……南樂県で〔知県の〕代理していたときに、邪教の調査を怠ったという罪科に問われて、吏部から「降二級」で他の同等ポストに異動させるという処分を受けました。そして上諭に従って〔督撫から吏部に渡すべき、処分に関する〕咨文を持って吏部に行かせ、乾隆三十八年（1773）三月に皇帝陛下が天津に行幸なされていたときに拝謁させていただきました。〔その後に〕受け取った上諭には「〔王模は〕直隸省に留めおき、通判の官銜で用いよ。減らされた「級」は、新しい任命を受けた際にも引き継ぐようにせよ。」とありました。王模は経験豊富で〔政務に〕熟達しており、事の処理には真摯に当たっております。また直隸省に長く滞在して州県官の代理を歴任しておりますので、〔直隸〕地方の州県〔業務〕は元より熟悉しております。もし王模を肥郷県知県へ「借補」させたならば、統治に資すること間違ひありません。……（後略）

前任者の榮転によって空いた肥郷県知県のポストは、簡缺であり本来は吏部が選任するはずであった。しかし規定の中に「上諭で地方への赴任を下命された官僚であれば、空いたポストが応題・応調・応選のどれであっても、督撫が題本で選任を要請してよい」とあり、直隸総督はこれに依拠する形で、かつて上諭で直隸に留め置かれた候補通判を当該ポストに選任しているのである。ここで直隸総督が依拠した「定例」とは、若干文言は異なるが光緒『大清会典事例』に記載されている以下の文章であると考えられる³⁹。

【史料 7】

³⁹ 光緒『大清会典事例』卷六十、吏部四十四、漢員遴選五、補用試用人員題缺（光緒二十五年（1899）刊、中華書局影印本、1991、p. 770）。

乾隆四年奏准、凡各省奉旨命往、及督撫題准以道・府補用・試用人員、遇有員缺、無論應題・應調・應選之缺、令該督撫酌量才具、揀其人地相宜者、悉准題請補授署理。其同知・通判・州縣、如奉旨命往補用、及督撫題明留於該省候補者、無論應題・應調・應選之缺、均准該督撫酌量具題。

乾隆四年（1739）に〔以下のが〕上奏で許可された。各省の上諭を下されて〔赴任地へ〕行くことを命じられた、もしくは督撫が題本で道台や知府に〔選任した〕官僚・試用人員について、〔上記に該当する人員のいる各省内で〕空きポストができた場合、〔そのポストが〕「応題」・「応調」・「応選」のどのポストであるかを問わず、督撫に〔人員の〕能力を酌量させ、適材適所となる者を選ばせて、全て正規官の代理としてポストにつけるための要請を、題本で行うことを許す。また同知・通判・州県〔官の各ポストについて〕、上諭を下されて〔赴任地へ〕行くことを命じられた官員、及び督撫が題本で管轄の省に留めておくように要請した候補官は、〔空いたポストが〕「応題」、「応調」、「応選」のどのポストであるかを問わず、全てその督撫が〔候補官の能力を〕酌量して題本で〔選任を〕要請することを許す。

この乾隆四年（1739）の規定が、いかなる経緯を経て制定されたのかは不明だが、雍正九年（1731）の吏部の議覆によって定められた規定〈1〉を部分的に覆すものであることは間違いない⁴⁰。いわば「規定外の規定」が制定されたわけであるが、類似する事例は、主に乾隆期の奏摺の中に散見される⁴¹。督撫はこの「規定外の規定」の運用を通して、少なくとも本来の規定〈1〉を越える地方官の選任を行っていたと考えられる。

このような所謂「祖宗の法」を変えず、その周囲に例外を附与する形で制度運用を行っていたのは、清代督撫の地方官選任に限定されるものではない⁴²。本章で見た事例は、伝統的中国における柔軟な制度運用の一端であるといえよう。

四、結語：督撫の地方官選任からみる清代官僚制度の柔構造

18世紀前半（清代康熙・雍正・乾隆年間）に、地方官ポストに関するさまざまな規定が創始された。地方官ポストは①地名とポスト名、②政務の特質、③重要度、④選任方法という、互いが有機的に連動する4つの側面から定義され、それぞれに規定があてはめられた。前近代伝統的中国集権王朝では、地方官の選任は中央（皇帝・吏部）が担うはずであ

⁴⁰ 【史料7】では題本を用いるように規定されているが、【史料6】では奏摺を用いている。これは王模に弾劾案件があるため規定外の選任に該当し、よって奏摺を用いたのではないだろうか。

⁴¹ 例えば、山東巡撫が知県の選任を行う際、「遺る所の武城県、衝・繁の中缺にして、応に部選に帰すべきに係る。但だ調補もて遺る所に係れば、例に試用人員の内に奏し署せしむと得たり。」とあり、武城県は本来吏部の選任であるが、督撫の選任によって異動したことで生じた空きポストであるので、規定には「試用人員から上奏して代理させる」と記載されている、と述べている（山東巡撫富尼漢「奏請黃栻調補嶧縣知縣事」乾隆三十三年十二月二十日（1769年1月27日）『宮中档乾隆朝奏摺』第三十三輯、pp. 62-63）。

⁴² 例えば【鄧 2006】では、宋代における祖宗の法の成立過程と、その政治的影響を考察し、祖宗の法には絶えず解釈や修正等が加えられていったとする。

ったが、この規定によって督撫による地方官の選任が許されるようになった。督撫による選任が許されるための条件は、〈1〉督撫の選任が許されたポスト、〈2〉選任対象官僚の任期満了、〈3〉弾劾案件なし（後に10件以内に緩和）であった。

しかし〈1〉から〈3〉の規定を越えたかたちでの督撫による地方官選任や、ポストの選任方法の変更も督撫の側から提議され、これらはおおむね中央の裁可を得て実施された。さらに〈1〉から〈3〉から逸脱する「規定外の規定」も正規の規定に附加され、それに依拠して督撫が地方官の選任を柔軟に行ってはいた。つまり規定は規定として存在するものの、適材適所の人員配置を行うために督撫は制度の柔軟な運用・改定を中央に要請・提議し、中央はその決定権を握っていた。以上が18世紀前半の督撫による地方官の選任の実態である。

本章で明らかにした事項のうち、官僚の選任方法によるポストの区別⁴³、吏部が管轄するポストの最要缺から簡缺にいたる区別⁴⁴、地方の状況によってそのポストを吏部の選任から地方の選任に変更する事例⁴⁵、という3点については『清国行政法』でも触れられている。ただ、1点目は吏部の選任に関連して述べるにとどまり、2点目3点目に関しては事例を紹介するのみで、深い検討はなされていない。衝・繁・疲・難という管轄地域の政務の特質による区別に関しては、2点目3点目の事例で引用されているにも関わらず、何ら解釈がなされていない。また、督撫による規定を越えた地方官の選任や、「規定外の規定」の附加などといった、制度の運用実態について『清国行政法』は何ら語ろうとしない。これは清代の奏摺が多く閲覧可能となった現在における該書の限界の一端を示すものである。

清代の地方官の選任に関して言えば、中央集権王朝にありがちな中央による一括した官僚人事制度とは異なり、規定による督撫の省内地方官選任の許可、督撫による規定外の地方官選任、規定の変更要請、「規定外の規定」の附加など、最終決済を中央が行うことで中央集権的な制度が保持される一方で、実質的には督撫を主体とした柔軟な制度運用が行われていた。これは督撫が選任を行い、中央が正式な辞令を下すといった権限の分化が進行していたことを意味する。これらの事例は督撫個人のパーソナリティや地域によらず、官僚制度に則る形で柔軟的かつ普遍的に制度運用されており、また太平天国以降の清末でも引き継ぎ行われていた⁴⁶。これらは清代地方政治・官僚制度が柔構造を有していたことを示しており、大野氏や伍氏の述べる清代の「生きた」制度とはこの柔軟性にもとめられよう。

⁴³ 『清国行政法』1巻上、pp. 213-214。

⁴⁴ 『清国行政法』1巻下、pp. 240-242。

⁴⁵ 同前註。

⁴⁶ 例えは光緒三十年（1904）湖廣總督張之洞は、江陵県知県が病没したため、そのポストに奏留補用知県を選任する上奏を出している（趙德馨主編『張之洞全集』武漢、武漢出版社、2008、第四冊、奏議、pp. 218-219）。

また、第二章・第三章で検討するように、清末には幕僚・局所が省を単位とした地方政府の場にあらわれ、正規地方官とは異なる次元での柔構造が地方政治に附加される。本章と清末の幕僚をあわせて検討すると、清代には多数の人材が督撫によって柔軟に人員配置されていたことが理解される。つまり清末督撫専権の一要因である人材の確保は、既に18世紀前半の制度運用の実態、もしくは制度そのもの内に素地があったといえよう。

清代を通じた地方政治・官僚制度に柔構造が見られる理由は、①最終決裁を中央（＝皇帝）が行う中央集権体制であったこと、②康熙・雍正・乾隆年間に督撫を中心とする上級地方官に、題本に加えて奏摺による皇帝への直接上申が可能になったことに求められよう。つまり、康熙期に用いられるようになった奏摺を雍正帝は発展的に踏襲し、地方官と直接的に文書のやり取りをして中央集権化を志向した。その結果——逆説的ではあるが——督撫の地方官の選任が規定上認められるようになり、さらには規定外の要請がなされ、それが乾隆期には「規定外の規定」として運用される、といった柔構造を呈するようになったと考えられる。つまり清代地方政治・官僚制度の柔構造は、中央集権化を志向した康熙・雍正期に胎動し始め、乾隆期以降にはその政治制度自体に内在化されていったのである。

第二章 清末の幕僚・幕府と地方政治 ——張之洞の幕僚・幕府を中心に——

一、関心の所在と問題意識：幕僚と幕友

伝統中国において、科挙に及第し地方へ赴任する官僚の重要な政務は、裁判と徵税であつた。だが人物の徳を古典に依って判断し官途へと導く科挙は、往々にして実務経験に乏しい人物を官僚として登用することとなった。地方衙門における実務経験の欠乏を補うため、胥吏と共に幕友が存在したことは周知の通りである。[宮崎 1958] や [Ch'u 1962] が指摘するように、幕友とは「官庁の長官が全く個人的に雇い入れた政治上の顧問、乃至は秘書官¹[宮崎 1958, p. 7。引用者傍点]」であった。一般的に幕友は州県レベルの地方官を補佐する存在として知られている。しかし光緒『大清会典事例』中に「督撫幕賓」への規定が見られる²ことなどから、省の長官である総督・巡撫でも幕友（幕賓）を招聘していたことが確認される。また幕友の多くは科挙及第を諦めた、もしくは科挙に及第するも官途に就けなかつた人々であったこと〔夫馬 1993〕、「紹興師爺」との別称が物語るように、特定の地域の出身者³ないしは同族が多数を占め、その知的財産が再生産されていたこと等が明らかにされている〔中島 1990〕⁴。

幕友について、日本における研究は、管見の限り前述したもの以外に見あたらない。それに対し、中国大陸においては近年いくつかの論文や著書が発表され、研究に深化がみられる。その中で屢々言及されるのが、主に督撫を補佐する幕友あるいは“幕僚と呼ばれる者”の時代的「変化」である。以下本章では、督撫を補佐する幕友及び幕僚、特に幕僚を考察対象とする⁵。[閔 2006a, 2006b, 2007] によれば、地方大官の実務的な補佐を中心的に担つた者について、明末から清代道光期にかけては幕友が担い、咸豐以後は幕僚がその役割を果たし、清朝最末期の 20 世紀初頭に幕職が設置され、幕友・幕僚共にその役目を終えたとされている⁶。

¹ 個人的に雇つたとされる幕友を秘書“官”とするのは問題があるが、原文通り引用する。

² 光緒『大清会典事例』卷七五、吏部五九、除授（光緒二十五年（1899）刊、中華書局影印本、1991、p. 963）。雍正元年（1723）から、督撫の幕賓は品行清廉なる人物を選び、氏名等を吏部に報告するよう定められている。

³ 幕友の出身地として浙江省紹興が著名である〔朱等 2007〕。

⁴ また近年、地方官の文化的事業を補佐する「学人幕友」・「学業専従型幕友」についての研究がある〔水上 1993、2002、2005〕、〔尚 1999〕。

⁵ 本章では清朝中央との対比において「地方」の語を使用し、地方官とはひとつの省内の官僚全般を、地方大官とは督撫を、地方政治とは督撫が主導するひとつの省内の政治を指す。

⁶ 閔氏は光緒三十三年（1907）の「各省官制通則」によって幕職が設置されたことから、

ここで注目すべきは、清末における幕友と幕僚の差異である。幕僚という語は幕友の一呼称として捉えられてきた傾向があり、両者の間の差異はあまり注目されておらず、深い考察を経ないまま幕友・幕僚の語が混用されていることが多い⁷。これに対して陳國慶氏、閔曉紅氏の著書・論文では、主に①幕主との関係の違い、②給与体系の違い、③幕主の力量の増大という三点において清末における幕僚の特徴を説明している〔陳等 2005、pp. 75-115、第二章 晚清社会与幕僚群体⁸、閔 2006a、pp. 147-148〕。①に関して、幕友は幕主たる地方官との間に隸属関係は無く、全くの平等ないしは礼制上では寧ろ幕友の方が上の立場であったとする⁹。それに対して幕僚は、地方官との間の私的な上下関係は消失し、清朝官僚機構内において地方官のもとに従属し、「正式に国家の官吏となり始めた」とする¹⁰。また②に関して、幕友の給与（「薪水」）は地方官のポケットマネーないしは養廉銀から支出されていたが、幕僚については地方の財源からその給与の大部分が賄わっていた¹¹。このことから幕僚は官僚機構内に組み込まれた存在であるとする。そして③について、①および②により自

地方官を補佐する官職が「正式」に設けられたとする。しかし幕職の実態については、督撫が扱う行政文書を処理していたことや、その品級が定められなかつたこと等から、幕職と「幕府（幕僚）」は大差がなかつたとも述べている〔閔 2007、pp. 440-441〕。

⁷ 例えば〔周 2009、p.119〕では、幕友の一呼称として幕僚を挙げている。

⁸ ただし陳氏の著書においては、該章冒頭で「幕僚亦称幕友、師爺、幕賓等」とし、ここでも幕僚を幕友の一呼称と捉え、幕友を「伝統幕僚」、清末の幕僚を「晚清幕僚」と称している。

⁹ 幕友と幕主（=地方官）の間に隸属関係は無かつたが、幕友はその別名を幕賓ということからも分かるように、幕主が裁判や徵税といった実務を執る際に意見を伺う存在であった。また宴席等では両者の間に「主」と「賓」の区別が存在し、礼制上においては、幕友の方が上位の立場であったとする。〔Ch'u 1962、pp. 107-111、VI. Private Secretaries、3. Status and Recruitment（中文版：pp. 175-184、第六章 幕友、第三節 地位和招募）〕、〔張 1950〕。

¹⁰ 陳氏は幕僚について、「正規の官僚体系」（中文原語：正規官員系列）に列せられていないこと、彼らの給料が国庫からではなく、主に幕僚の所属部署から支出され、地方財政的性質を有していたことから、「正規の国家官僚」（中文原語：国家正規官僚）とは一線を画すとしており、この点については首肯できる。一方で「正式に国家の官吏となり始めた」（中文原語：開始正式成為国家官吏）ともしており、これは後述する「札委之文案」を根拠としている。ただし「札委」・「文案」といった語に関する深い考察は無く、何をもって「正式」とするかは検討の余地があろう。

¹¹ 軍務関係の幕僚には軍餉から、釐金局等の幕僚には当該局から、地方官の文書を扱う幕僚にはその地方官の俸給から、それぞれ支出されていたとする〔陳 2005、pp. 75-115〕。地方官の俸給から給与が支給されていた幕僚は、陳氏のいう「伝統幕僚」すなわち幕友を指すのであろう。

らの統属下にある人物が増加することから、幕僚を多く抱えることのできた幕主=地方大官の力量が増加したとする。

これらの観点は、これまで混同されがちであった幕友と幕僚について、その差異を認識させる点で一石を投じるものであり、異論はない。しかし、残された問題も少なからず存在する。第一に、幕友と幕僚との差異について、史料に基づいて更に明確にする必要がある。また幕友のみならず、一般的な地方官とも比較しつつ、幕僚の特徴を様々な角度から考察すべきである。第二に、前述①から③の状況は咸豊年間以後に出現したとされるが、これは太平天国とその対応策に起因する政治状況の変化——特に軍事・財政等の面で清朝既存の制度では対応できなくなったときに、地方政治の場で地方大官がどのような対応をしたかということと関係するだろう。そこで本章では、「局」・「所」・「処」等の「局所」と総称される部署が、清末地方政治の場に多く新設されたことに注目したい。「局所」の多設は周知の事柄ではあるが、その実態が詳らかにされたわけではない¹²。咸豊年間、太平天国以後(=清末)の幕僚の増加と「局所」の多設は同時進行的であるが、両者の間にいかなる関係性を見いだせるか。換言すれば、清末という時代的・社会的状況下の地方政治において、幕僚の存在をどのように位置付けるかということになろう。

また、[黎等 2004]¹³や [尚 2006] により、清代における幕友・幕僚の個人データが収集され、幕友・幕僚がどの地方官のもとに、どの期間おり、どのような職務を担っていたのかが整理されている。このような幕友・幕僚研究の「量」的考察とともに、先に述べた幕僚の歴史的位置付け等の「質」的考察も必要となろう¹⁴。

¹² 本章では局所の機能には触れず、幕僚との関係と清末地方政治における位置付けを考察する。局所研究の現状とその機能については、第三章で詳述する。

¹³ 黎氏には他にも張之洞の幕僚・幕府関係の研究がある [黎 2003]、[黎・王 2007]。

¹⁴ [尚 2006] は、清代を通して広汎にデータを収集しているが、幕友と幕僚の差異には注意を払っていない。それに対して黎氏の一連の研究は、張之洞の幕府にいた人物のデータをまとめる [黎等 2004, pp. 121-166、第四章 張之洞幕府人員表] と共に、張之洞の幕府を題材に、幕友と幕僚の区別にたびたび言及している。すなわち具体的には、張之洞の幕府の特徴として、「札委」・「奏調」を多用して人材を集めたこと、幕友を廃止したこと、書院において山長（多くの場合、山長は幕友として招聘されていたとする）を廃止したこと、幕府内の人員に対する給料支払方式を改革した（幕僚の所属部署もしくは監督部署から支出）ことを挙げ、これらの事象から幕友と幕僚との区別を提議している [黎等 2004, pp. 46-55、第二章 張之洞幕府概述、三 対伝統幕府体制的改革]。幕友と幕僚を区別する点については、執筆者も黎氏の意見に同意する。しかし黎氏は「札委」によって任命した人物を幕僚とするが、何故そのような人物を幕僚と呼び得るのかという考証は為されていない。まずは「札委」と幕僚の関係から検証を始め、その上で幕友と幕僚の相違を考える必要があろう。また張之洞の幕僚・幕府については、黎氏の一連の研究の他に、[尹聖柱 2003] がある。氏は、「委

さて、幕友と幕僚の差異を同時代的に述べた史料として、民国期に刊行された劉禹生『世載堂雜憶』¹⁵内の一節「張之洞罷除賓師」がある¹⁶。

南皮（張之洞の本籍地。現在の河北省滄州市南皮県）の張之洞について、彼が学問を興し、種々の改革を断行した功績を皆は持て囃しているが、張之洞が賓客や教師を〔敬うべきとする中国の礼節を〕破壊した罪を知らない。〔書院においては〕山長制度を廃止して分校制度を創設したので、教師というものが尊ばれなくなってしまった¹⁷。〔衙門

用制〕（後述の「差委」に当たる）による幕僚の任命で張之洞の人事権が拡大し、中央の抑制にも関わらず、張之洞以降も人事権の拡大傾向は止まらなかったとする。さらに「委用制」によって職務を得る者は、多くが捐納による候補官の身分を得た人々であったことから、「委用制」は清末官僚制度における「正途と雑途」、「公と私」、「官と商」の溝を埋めるものだったと結論づける。

¹⁵ 作者である劉禹生（1876?-1953）は広東省番禺県生まれ、本籍地は湖北省江夏県。張之洞が湖北に設立した兩湖書院・自強学堂等で英語・ロシア語・ラテン語を学び、20世紀に入ると上海・香港・日本等を転々としつつ、興中会に入るなど革命運動に従事。1911年冬に帰国し、南京政府成立後は参議院議員や国民党員等を務め、また中華人民共和国成立後は湖北省にて人民大会代表等を務めた〔陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典』杭州、浙江古籍出版社、2005、pp. 262-263〕。なお禹生は字であり、名は成禹であるが、『世載堂雜憶』は劉禹生名義で執筆・出版されており、先行研究においても劉禹生名義で引用されることが多く、執筆者もそれに倣った。『世載堂雜憶』は、劉禹生自身の見聞を後年になって叙述したもので、1940年代に上海の新聞『新聞報』において連載が始まり、彼の死後、1960年に錢実甫の手で点校が施され一冊の著書として出版された〔傳 2006〕。

¹⁶ 劉禹生「張之洞罷除賓師」「世載堂雜憶」（民国年間著、初版 1960 年、清代史料筆記叢刊、北京、中華書局、1997、pp. 47-50）。なお、引用史料の邦訳における（ ）は執筆者による説明、〔 〕は補足を表す。

南皮張之洞、人皆推其興學變法之功、而不知其破壞中國賓師之罪。廢山長制度而為分校制度、師道不尊矣。廢聘請館賓而札委文案、幕賓制度永除、幕僚制度流行矣。……

子大世丈又曰「幕僚與幕賓異。從前督撫司道以下、皆延刑名老夫子、官曰東主、幕曰西賓。教諭亦稱老夫子、位與西賓埒。有宴會必設二席、則教諭坐東一席、刑名坐西一席、一學一政也。官衙政宴、則教諭不與。幕僚者、文案之類、僚從也。予嘗為機要文案。張之洞蒞鄂、廢去聘請之幕賓刑名師爺、刑名・錢穀、皆領以札委之文案。文案決事於本官、之洞兼領幕賓地位。合政教為一、之洞有焉。所謂賓客者、皆不能與聞政事、不過談笑清客而已。民國以來、競用秘書・參議、又張之洞始作俑乎。」子大世丈譏評張之洞之言如此。

¹⁷ 本史料の中略部分に次のようにある。主に科挙対策の儒教的文学的教育を行う伝統的書院では、教師たる山長をそのトップに置き、そこに学ぶ書生たちは山長を敬っていた。しか

に]賓客を招くということを廃止して「文案」に「札委」するようにしたので、幕賓（幕友）の制度は永久に廃除され、幕僚の制度が広く流行した。……

また程頌萬は次のように言っていた。「幕僚というのは幕友と異なる。旧時、総督・巡撫・布政使・按察使・道台やそれ以下の官僚は、みな刑名老夫子（刑名幕友。裁判関係の実務を補佐する幕友）を招き、官僚は東主といい、幕友は西賓と言っていた。教諭（家庭教師）も老夫子と称し、身分は幕友と等しかった。宴会があれば必ず二つの席を用意し、教諭は東の席に座り、刑名〔幕友〕は西の席に座って、一学一政の形を成していた。衙門の宴会の場合には、教諭は参加しなかった。幕僚というのは「文案」の類を指し、下級の属僚である。私はかつて枢要な地位の「文案」（後述するように湖北巡撫衙門の「文案」）であった。張之洞は〔湖廣総督として〕湖北省に着任した際、幕友や刑名幕友を招聘することをやめた。刑名（司法）・錢穀（徵税）に関する職務はすべて「札委之文案」に任せた。「文案」は自分が仕えている官僚に決裁を仰ぐので、張之洞はいわば幕友の地位を兼ねていたといえよう。政治と教育を一つ括りにしてしまったのは張之洞である。いわゆる賓客というのは、みな政治的事柄に関与することが許されず、ただ主人に媚びて機嫌をうかがうに過ぎない存在となった。民国以来、競って秘書や参議を用いたけれども、これも張之洞の悪例に起因するのだ。」程頌萬は張之洞をこのように謗っていた。

ここで張之洞について語っている程頌萬（1865-1932、字は子大、本籍地は湖南省寧鄉県）は、光緒年間に捐納した後、湖廣総督張之洞および湖北巡撫譚繼洵のもとで巡撫衙門の「文案」になっている¹⁸。程頌萬の叙述によって幕友と幕僚の差異をまとめると以下のようになる。清代の地方官はその地位の上下を問わず伝統的に幕友を招聘していたが、張之洞が湖廣総督に着任した際、幕友の招聘を廃止し、その職務を「札委之文案」に任せた。以後、幕友の制度は廃れ幕僚の制度が隆盛する。この幕僚とは「文案」と同類のもので、彼等は張之洞や譚繼洵といった地方大官に「札委」された者であった¹⁹。

し張之洞は自らが書院を創設してそのトップとなり、教師を「分校」として招聘した。故に書院において書生や「分校」たちは張之洞を敬うようになり、教師たる「分校」を敬わなくなった。この傾向は張之洞の書院以降、普遍的なものとなったという。

¹⁸ 周震麟修、劉宗向纂、民国『寧鄉県志』故事編第十先民伝五十四下「程頌萬伝」（民国三十年（1941）活字本影印、中国地方志集成、湖南府縣志輯 84、南京、江蘇古籍出版社、2002、pp.260-262）

¹⁹ 肖宗志氏は、候補官のうち、本章で後述する「奏調」・「差委」の方法で地方官の統属下に集められ職務を与えられた者が幕僚であると示唆している〔肖 2007、pp. 266-269〕。肖氏はその著書で候補官と「差委」の関係に屡々言及しているが、「差委」された候補官を幕僚と呼びうる具体的根拠は提示されていない。

程頌萬の言を鵜呑みにしないまでも²⁰、張之洞が幕友から幕僚への「変化」において何らかの関係があったと考えられる。そこで以下では、張之洞のもとに、いかなる人物が、いかなる経緯で集められ、そして離れて行ったのかという点に着目して、清末の幕僚・幕府の実態を考察する。清末の幕府については、単に“地方大官のもとにいた人々”の集合と一般的に理解されるのみで、幕僚と同じく詳細な検討はなされていないのが現状である。張之洞のもとに集められた人々を考察する中で、程頌萬の言う幕僚や「文案」がいかなる存在であるのか、また「札委」の意味も明確になるであろう。さらに、幕僚はその主な職務を地方政治の場に得ており、また張之洞といった地方大官（主に総督・巡撫）と密接な関係を持っている。故に幕僚を考察するならば、彼らと地方大官との関係性や清末地方政治機構の態様についても言及することになる。太平天国以降の社会の変化に旧来の制度が対応できなくなつたとき、督撫を中心とする地方政治ではどのような対策が採られたのか。本章は張之洞の幕僚・幕府に対する考察を通して、清末地方政治の実態を明らかにする試みである。

二、「札委」と幕僚・幕府：張之洞と鄭孝胥・辜鴻銘

1、地方大官のもとに集まる人々

先述の問題関心から、まずは清末の幕府とはどのような人々の集合であったのか、幕僚とはどのような人々を指すのかを考察したい。

先行研究では“地方大官のもとにいた人々”を一律に幕僚とみなし、その集合を幕府と捉える傾向があった²¹。そこで以下では、容閎が曾国藩に招かれた当時“曾国藩のもとにいた人々”を描写した記述²²を確認し、“地方大官のもとにいた人々”がどのように分類されて

²⁰ 例えば、程頌萬は張之洞が幕友制度を廃止し、幕僚制度を創始したと述べる。しかし、王勇氏は清末にも幕友は存在し、「文案」は少なくとも嘉慶・道光期から史料中に見られ、咸豐以後に「文案」を用いることが通例となつたとする〔王 2008〕。また前掲した陳氏等の研究でも、清末の幕僚への変化は咸豐期とされ、その端緒は曾国藩にあったとする〔陳 2005、pp. 76-81〕。曾国藩の幕僚・幕府については、〔福爾索姆 2002（初出 1968）〕、〔李 1985〕、〔朱 1994〕、〔劉 2004〕等がある。また曾国藩の腹心であった李鴻章の幕僚については、臼井佐知子氏が太平天国後の軍事・財政等の善後策とともに論じている〔臼井 1984〕。

なお、陳氏等や黎氏等の著書において、「札委」や「文案」といった幕僚の任命形式に言及する際、この程頌萬の叙述に依拠した後、数例の「札委」を簡述するに止まる。本章では、個々の「札委」の例を精緻に検討することを通じて、幕僚の実態をより鮮明にしたい。

²¹ 例えば陳氏等の著書では、あとに述べる容閎がいう「secretaries」を狭義の幕僚とし、広義では更に多くの幕僚を抱えていたとする〔陳 2005、pp. 93-94〕。

²² Yung Wing, *My Life in China and America* (Reprint ed.), New York, Henry Holt and Company, 1978, (初出 1909) Chapter XIII, My interviews with Tsang Kwoh Fan, pp. 137-153。なお漢訳に容閎『西学東漸記』民国年間刊（沈雲龍主編、近代中国史料叢刊第九

いたのかをみてみよう。

さて〔安慶にいた²³〕私のことに話をもどすと、約二週間、上海以来の友人——李、張、華、徐²⁴の起居していた建物の中の二部屋をあてがわれて、総督の司令部内に滞在した。この軍司令部には各種各様の目的をもって帝国のあらゆる地方からやって来た官吏が少なくとも二百人はいた。〔その二百人の中には〕百人を越す曾の秘書たち²⁵のほかにも、官吏候補者、学識の深い研究者、法律家、数学者、天文学者、機械技術者——要言すれば、中国で第一級に属する人々が曾の人格と名望にひきつけられて集まっていた。

曾国藩のもとには 200 人に及ぶ官吏がいた。その内訳は①100 人以上の「秘書たち（幕府）」、②候補官、③法律・算学・天文・機器等の分野の専門家達等のグループの 3 つに明確に区別されている。つまり、たんに地方大官のもとにいた官吏全てが「秘書たち（幕府）」であると見なされているわけではない。ここでいう「秘書たち（幕府）」について、まず A 地方大官のもとにいる官吏（官僚資格の保有者）のカテゴリーに類別されていることが分かる。次に B 「秘書たち（幕府）」と並列されるカテゴリーとして官吏候補者（候補官）があがっているので、「秘書たち（幕府）」と官吏候補者とは異なるカテゴリーであることが分かる。さらに C 幕友には官僚資格を持たない者も存在することから、「秘書たち（幕府）」は幕友と異なるカテゴリーであることが分かる。以上の様に、官僚資格を保有し、候補官とも幕友とも（正規官とも）異なるカテゴリーに分類される「秘書たち（幕府）」という存在、及びその構成員（＝幕僚）についての検討が本章の主眼である。

ではどのような条件を持った人々が幕府に含まれると見なされるのであろうか。以下では張之洞の幕府に入った人物が、どのような経緯を経て幕府に入ったのかに焦点をあて、幕府とその構成員（＝幕僚）の実態を考察する。

2、鄭孝胥の入幕

張之洞が光緒八年（1882）に山西巡撫に任命され、宣統元年（1909）に北京で逝去する

十五輯 944、台北、文海出版社、1973)、邦訳に百瀬弘訳註、坂野正高解説『西学東漸記：容閎自伝』(平凡社、東洋文庫 136、1969) がある。漢訳は英文をもととして、民国年間に容閎とは別の人物（徐鳳石・惲鉄樵）の手によってなされた。また百瀬氏の翻訳も英文からなされたものである。ゆえに漢訳と邦訳の間に齟齬が生じる箇所があるが、大意に問題ないと考え、百瀬氏の翻訳を引用する（第十三章 曾国藩と面談して、pp. 124-139）。容閎（1828-1912）については、百瀬邦訳書巻末の坂野氏の解説に詳しい。

²³ この記述は同治二年（1863）の事柄であり、このとき曾国藩は両江総督であった。太平天国鎮圧もしくはその善後策のため、曾国藩は安徽省の安慶に駐在していた。

²⁴ 李、張、華、徐はそれぞれ李善蘭、張斯桂、華若汀、徐雪村である。張は近代科学技術に長け、他の 3 人は著名な数学者であった。詳しくは百瀬邦訳書、pp. 133-137 を参照。

²⁵ 「秘書たち」の原語は「secretaries」、漢訳では「幕府」とある。

までの間、彼の幕府にはのべ 600 人超の人物が滞在したとされている [黎等 2004, pp. 121-166、第四章 張之洞幕府人員表]。本節ではその中のひとりである鄭孝胥が、張之洞の幕府に入る際の経緯を考察する。鄭孝胥は清朝が倒れた後に、溥儀とともに閩東軍のもとへ行き満洲国國務總理になったことで有名であるが、清朝においては科挙に及第し官僚となることを志向していた。彼は咸豐十年（1860）蘇州に生まれ（本籍地は福建省閩侯県）、その後福建・北京・南京など居を転々としつつも科挙及第のための教育を受け続ける。光緒八年（1882）、福建において第一位の成績で鄉試に合格し挙人に及第した。しかしその後、宣統三年（1911）に湖北布政使となるまで実職官には就かなかったが²⁶、それ以前には張之洞や後述する岑春煊等のもとで働くなどしていた。

さて、鄭孝胥は光緒十七年（1891）、李鴻章の息子である李經方（当時の出使日本大臣）に随行して来日し公使館書記官や築地副領事といった職を歴任した後、光緒十九年（1893）に神戸兼大阪領事に就任している²⁷。以下の記述は、鄭孝胥が日本から帰国した光緒二十年（1894）の大晦日に、一年を振り返ったものである²⁸。

今年、私の身の上に起こった出来事は非常に奇異であった。一つ目は、私は生員になつてから今まで、ずっと〔官職を買うために〕金銭を費やさなかつたのだが、二月に借金をして捐納をしたこと。二つ目は、五月に〔日本への〕派遣が終わり、知府を得ることになつてゐたのだが、派遣が終わらず、結局その職を得られなかつたこと。三つ目は私が南京に戻つていた十月にはまた、ちょうど張之洞が〔南京に兩江總督代理として〕着任し、その幕府に招聘されたことである。ここ十数年このようなことは無かつた。

この記述により、鄭孝胥は日本へ派遣されている間に捐納を行つたが、その後も実職を得られず、この年の十月に張之洞の幕府に入ったことがうかがえる。ここで言う「延入幕府」について、鄭孝胥が日本に派遣されている時期まで遡り、その経緯を詳細に追つてみたい。日清戦争（開戦は 1894 年 8 月 1 日）以前、鄭孝胥は帰国後の身の振り方を考えるようになる。光緒十九年（1893）九月から十月にかけて、まだ日本駐在中であるにも関わらず知

²⁶ 光緒三十三年（1907）に安徽按察使、廣東布政使に任命されるも、これを固辞している。

[葉等 1938, pp. 25-26]。

²⁷ 清朝時代の鄭孝胥については、[栗林 1998]、[徐 2003] がある。両者とも鄭孝胥と張之洞等との関係に言及しており、辛亥革命以前の鄭孝胥に関する数少ない研究である。ただ本章の主眼である清末の幕僚・幕府や地方政治機構についての検討はなされていない。

²⁸ 中国国家博物館編、労祖德整理『鄭孝胥日記』一（中国近代人物日記叢書、北京、中華書局、1993）pp. 464-465、光緒二十年十二月歲除日（1895 年 1 月 25 日）。以下『日記』と略記。

此年中、踪跡頗為離奇。余自入泮至今、未嘗費一錢、而二月借資捐納、一矣。五月差滿、謂可得知府、乃復留差、而終竟不得、二矣。十月已將入都、適南皮至、延入幕府、三矣。計十余年以来無若是者。

人に手紙を寄せ、江蘇省の同知（府の次官）を捐納する金額の調査を委託している²⁹。そして翌光緒二十年一月に知人から五百元を借りるなどして³⁰、同年二月に江蘇省を「指省³¹」し同知の捐納の支払いを済ませている³²。日清戦争勃発直後の同年七月末に帰国して南京に戻り³³、九月に必要書類等を両江総督衙門に提出して捐納の最終的な手続き³⁴を済ませ、「江蘇試用同知」の身分を得ている³⁵。このように捐納で得た江蘇試用同知という身分で候補官等として南京に滞在していた鄭孝胥だが、この年の十月十一日（1894年11月8日）に張之洞が署理両江総督（両江総督代理）として南京に着任した³⁶ことにより状況は一変する。

光緒二十年十月十三日（1894年11月10日）、張之洞は人を遣わして鄭孝胥との接触を図る³⁷。張之洞がどのようなルートで鄭孝胥を知り、どのような評価の上で面会を求めたのかは定かではないが、張之洞が両江総督代理として南京に到着したのはその二日前であり、鄭孝胥へのアプローチは極めて速いといえよう。張之洞から連絡を受けた二日後の十五日に、

²⁹ 『日記』一、pp. 379-380、光緒十九年九月廿三日（1893年11月1日）、『日記』一、p. 383、光緒十九年十月十二日（1893年11月19日）

捐納に関しては、[許 1950]、[伍 2011] を参照。伍氏の研究によって、捐納の代行、赴任先を指定する「指省」、捐納によって地方で候補官等の身分を得るための具体的な手続き過程等が明らかにされている。

³⁰ 『日記』一、p. 395、光緒二十年一月初八日（1894年2月13日）。

³¹ 道光年間より赴任先を指定できる「指省分發」の捐納が登場し、これによって自分が赴任を希望する省に「分發委署試用人員」として行く権利を買うことができた [伍 2004、p. 384]。

³² 『日記』一、p. 400、光緒二十年二月十五日（1894年3月21日）、『日記』一、p. 403、光緒二十年二月廿九日（1894年4月4日）。

³³ 『日記』一、pp. 431-432、光緒二十年七月十三日（1894年8月13日）～廿二日（22日）。以上の日記の内容により、神戸を出発し江蘇省吳淞に到着、上海、鎮江等を経由して南京に至ったことが分かる。

³⁴ 捐納のための支払いを終えた者は「戸部執照」を入手し、その「戸部執照」を督撫衙門に提出する必要があった [伍 2004、pp. 392-393]。

³⁵ 『日記』一、p. 441、光緒二十年九月十三日（1894年10月11日）。

鄭孝胥が得た「江蘇試用同知」とは、①試用のために署同知（同知代理）として任命されるのを待ち、②実際に署同知として任命され、③その業績が優秀であれば、正規の同知に任命されることになるという身分である。署同知としての試用期間を経る点が、一般的な「候補同知」と異なる。

³⁶ 許同莘『張文襄公年譜』民国年間刊、卷四、十葉裏。また鄭孝胥自身も同日に張之洞の南京到着を伝え聞いている。（『日記』一、p. 446）。

³⁷ 『日記』一、p. 446、光緒二十年十月十三日（1894年11月10日）。

鄭孝胥は張之洞の招きに応じて総督衙門を訪れる。このとき鄭孝胥は張之洞から幾つかの質問を受け、その回答が正鵠を射ていたことにより張之洞に認められる³⁸。そしてこの面会の七日後の二十二日に、張之洞から「札」という文書が下される³⁹。

夜、総督からの「札」が届いた。

欽命頭品頂戴・兵部尚書・署理兩江總督・南洋通商事務大臣・湖廣總督の張之洞が「札委」をおこなう。南洋大臣衙門では洋務を処理しており、職務は多くて煩わしいが、どれも重要である。一切の公文書や書簡は必ず洋務を熟知している人員に分担して処理させ、職務に役立てる。調べたところ江蘇試用同知の鄭孝胥と江蘇候補知県の章鴻森とは、どちらも「洋務の文案」を委任するに十分な人物である。〔彼らの〕毎月の給料はまず支応局⁴⁰が審議し、その結果を総督に文書で送付し裁可されてから支給し、〔彼らの〕職務に役立つようにする。ここに命令を下すと共に、「札委」する。「札」が届き次第、当該〔江蘇試用〕同知〔たる鄭孝胥〕は直ちにこの命令に従い、迅速に〔南洋大臣衙門に〕来て、洋務を処理する文案となるようにせよ。鄭孝胥は常に〔南洋大臣〕衙門に留まり、先例や条約、往々來する電報を精査し、隨時総督に稟（上行文書）を送って指示を仰ぎ、適切に処理せよ。事の処理には必ず細心の注意を払うようにつとめ、くれぐれも任務を疎かにすることの無いようにせよ。ここに「札」を下す。光緒二十年十月廿二日（1894年11月19日）

³⁸ 『日記』一、pp. 446-447、光緒二十年十月十五日（1894年11月12日）。

この日の記述には、張之洞から①文章に関して誰を師と仰いでいるか、②鄭孝胥自身日本に赴任していたにもかかわらず日本の東方侵出を予見出来なかつたのか、③甲午農民戦争を東学党の乱と呼んでいるのは何故か、という質問を受け、鄭孝胥は①柳宗元の曇りのない描写を好む、②明確な回答を避け常備軍の必要性を説く、③詳細は知り得ないが、「東学」とは西洋の学問を指す「西学」と相対する意であるとそれぞれ回答し、張之洞は深く納得したとある。

³⁹ 『日記』一、pp. 447-448、光緒二十年十月廿二日（1894年11月19日）。

夜、接督署来札。

欽命頭品頂戴・兵部尚書・署理兩江總督部堂・通商事務大臣・湖廣總督部堂張、為札委事。照得本大臣衙門辦理洋務、事体殷繁、關係重要。一切文牘函件必須熟諳洋務之員分為經理、以資得力。查有江蘇試用同知鄭孝胥・江蘇候補知縣章鴻森兩員、均堪委辦洋務文案。所有每月薪水、即由支應局核擬、呈候批定支給、以資辦公。除飭遵外、合行札委。札到、該丞即便遵照、迅速來轅辦理洋務文案。應即常川住院、考核成案・條約・來往電報、隨時稟請本部堂核示、妥為辦理。務須勤備慎密、勿負委任、切切。此札。光緒二十年十月廿二日。

⁴⁰ 織田萬『清国行政法汎論』（台北、華世出版社、1979、初版1909）第三編 行政組織、第五章 地方官庁、第十一節 新設官庁、pp. 491-495. では、軍餉を監督する部局としている。

この「札」によって、鄭孝胥は「洋務の文案⁴¹」を委任され、張之洞のもと南洋通商事務大臣衙門に勤務することになる。先述の大晦日に書かれた日記に、十月に「延入幕府」とあることから、この「札」によって「洋務の文案」を委任されたことを「幕府に入った」と鄭孝胥自身が認識していると考えられる。

以上の経緯を整理しよう。鄭孝胥は日本に派遣されている光緒十九年（1893）から捐納の調査を清国内にいる知人に依頼し、翌二十年五月に代理人を立てて捐納の支払いを済ませる。同年七月末に帰国して南京に戻り、九月に捐納の手続きを完了して江蘇試用同知という身分で両江總督統属下の候補官等⁴²となる。同年十月二十二日に張之洞から「札」によって「洋務の文案」を委任され、張之洞の幕府に入る。つまり九月から十月二十二日までは単なる候補官等であって、まだ張之洞の幕府に入っておらず、十月二十二日から張之洞の幕府に入ったのである。この様に候補官等と幕府に入る事を区別し得るのは、先の曾国藩の例と一致する。

ここで注目しておきたいのは、「札委」についてである。まず「札」とは清朝文書行政における下行文書の一つであり、上級衙門が下級衙門へ命令・指示を出す場合や、長官が自らの属吏を「差委」する場合に「札」を用いる⁴³。また「差委」とは、清朝中央や地方大官たる督撫が臨時的な職務へ「委員」等として人員を委任すること（=「差遣委用」）であり、地方大官の場合、自身の統属下にいる候補官等から「差委」を行うことが多かった〔狩野1984、pp. 325-327; 346-347〕、〔伍2004、p. 393〕、〔糸山2005、pp. 11-34〕、〔肖2007、pp. 175-186⁴⁴〕。つまり「札委」とは「札」を用いて「差委」を行うことである。そしてここでは、張之洞が属吏たる候補官等であった鄭孝胥に「洋務の文案」を「委辦（委任）」する際に「札」を用いている。つまり両江總督代理張之洞のもとで江蘇試用同知という身分の候補官等だった鄭孝胥は、その張之洞が裁量権を持つ南洋大臣衙門内の、元来地方衙門には

⁴¹ 前掲『清国行政法汎論』新設官庁の項では、清末には『大清会典』に記載のない地方官庁が数多く設立され、そういった官庁の主なポストは上から、「總辦」、「提調」、「文案」があり（「總辦」の上に「督辦」が、下に「會辦」が置かれることもある）、「文案」は公文書の処理や経理を担当したとする。また「總辦」は一名とするが、他のポストの定員は制度が定められていないとしている。管見の限り、新設部署の定員数に関する規定は無く、地方大官が増減を随意にできたと考えられる。

⁴² 註35のように、厳密に言えば「試用同知」は候補官と異なるが、繁雑さを避けるため「候補官等」とする。

⁴³ 徐望之『公牘通論』（『民国叢書』第三編 44、文化・教育・体育類、商務印書館、1931年版影印）上海、上海書店、1991、p. 34。

⁴⁴ 肖氏は「差委」について、本来は「差」が皇帝による派遣（欽差）、「委」が各衙門の大官による任命であったが、清末には地方大官が上奏によって「差委」を請願するようになり、その本來的な語義は曖昧になったとする。

存在しなかった「洋務の文案」の職を与えられたわけである。以上より、鄭孝胥はこの「札」という文書で「洋務の文案」に「差委」されたことをもって幕府に入ったと認識しているといえよう。

3、張之洞と辜鴻銘の関係

本節では、張之洞のもとにいた人物として、もうひとり辜鴻銘を考察対象とする。辜鴻銘（1857-1928）、本名は湯生、字は鴻銘、号は漢濱諺易、本籍地は福建省同安県で、清末民初の学者・思想家として著名である。南洋華僑の子としてマレーシアのペナン島に生まれ、幼年期を現地の西洋学校で過ごした後、イギリスのエジンバラ大学を卒業、ドイツ、フランス、イタリア等に遊学し、1880 年に 20 代前半でシンガポール殖民地政府に勤める。〔森 2004〕、〔川尻 2005〕、〔高等 2008〕⁴⁵では、中仏戦争の時期、張之洞に取り立てられ、以来 20 年近く張之洞に仕え、その感化を受けて儒学、中国文化の研究に専心し、該博な西洋思想の知識をもとに東西文明を比較検討する独自の立場を確立したとされる。光緒三十一年（1905）頃、張之洞のもとを辞して上海黄浦江浚渫局長に着任するが、光緒三十三年（1907）に張之洞が体仁閣内閣大学士を授かり北京に異動すると、辜鴻銘も張之洞の招聘により北京へ異動する。このことからも辜鴻銘が張之洞に重宝されていたことが分かろう。以下、鄭孝胥の例と同じく、辜鴻銘が張之洞とどのような経緯で接点を持ち、どのような状況で張之洞の幕府に入っていると認識しているかを考察する。

辜鴻銘は自身の著書の中で、自らが張之洞の幕府に長期間滞在していたと記述している⁴⁶。ではどのような端緒で張之洞に迎えられたのか。それは彼の伝記史料において以下のように述べられている⁴⁷。

⁴⁵ また〔黎等 2004、pp. 201-231、第六章 涉外顧問辜鴻銘〕でも、張之洞のもとにいた時期を中心に辜鴻銘の活動が記されている。

⁴⁶ 辜鴻銘『張文襄幕府紀聞』上、公利私利、十九葉表（浙江図書館古籍部蔵、1910 年鉛印本）。

余隨張文襄幕最久、每與論事、輒不能見聽。

【日本語訳】

私は張之洞の幕府に付き従っている期間が最も長かったが、張之洞と議論しても、毎回彼に意見を聞き入れられなかった。

⁴⁷ 趙鳳昌著「国学辜湯生伝」閔爾昌纂録『碑傳集補』卷五十三、二十七葉裏—三十三葉表（周駿富輯『清代傳記叢刊』123、台北、明文書局、1985、pp. 2968-2979）。

光緒十一年張文襄公督兩廣、法越戰事方殷、閩亦有警。文襄命知府楊玉書赴閩偵事、回由海舶抵香港、湯生適同舟、玉書邂逅與談。回粵與督幕趙鳳昌言舟中遇一人、與德國人講倫理學、其人兼善中文、問姓名為辜湯生云。時海警需才、署中德文訳員頗謫陋。鳳昌以所聞白文襄、就香港邀之、任以邦交諸務。……余與鴻銘同幕府多歷年所、罷歸復時時

光緒十一年（1885）、張之洞が両広総督であったとき、清仏戦争が激しさを増し、福建省でも情勢が緊迫してきた。張之洞は〔候補〕知府の楊玉書⁴⁸に命じて福建省に偵察に行かせた。楊玉書が福建から香港に帰るために乗った船にちょうど辜鴻銘が同乗しており、偶然出会った二人は共に語り合った。廣東に戻った楊玉書が、総督（張之洞）の幕府にいた趙鳳昌に「[福建から香港へ帰る] 船の中で出会った人がいるのだが、彼はドイツ人と倫理学を講じ、そうかと思うと中国語も堪能であった。名前を尋ねると辜湯生だと答えた。」と言った。当時は海防の論議が高まっており有能な人材が必要であったが、衙門にいるドイツ語の通訳は学識が非常に浅薄であった。そこで趙鳳昌は〔楊玉書から〕聞いたことを張之洞に告げたところ、「張之洞は」すぐさま香港から辜鴻銘を迎える、外交の職務を任せた。……私と辜鴻銘は同じ幕府に長期間おり、私が罷免されて職務を離れた際⁴⁹も辜鴻銘と会ったりしていた。こんな事も覚えている。光緒十五年（1889）に張之洞が廣東から湖廣総督〔に赴任するために湖北〕に異動するとき、廣東から属僚五人を付き従わせたが、辜鴻銘はそのうちのひとりだった。その他は蔡錫勇、凌兆熊、梁敦彦、そして私であった。

張之洞の幕府にいた趙鳳昌が辜鴻銘のことを知り、張之洞に報告。そして張之洞が辜鴻銘を迎えるという経緯が確認できる。さらに趙鳳昌は辜鴻銘と同じ幕府にいたと記述していることから、辜鴻銘については自他共に張之洞の幕府にいたという認識があったことも確認できる。では、張之洞は辜鴻銘にどのような職務を与えていたのであろうか。張之洞が布政使・按察使・道員に下した「札」の中に以下のような記述がある⁵⁰。

與鴻銘游。憶歲己丑南皮公自粵移節兩湖、調粵屬員五人自隨、鴻銘其一。餘蔡毅若・凌仲桓・梁崧生與余。

⁴⁸ 張之洞は両広総督着任直後、前任の山西省から山西候補知府の楊玉書等を上奏によって異動させている（「奏請調李先義楊玉書吳良儒等員差遣片」光緒十年閏五月、趙德馨主編『張之洞全集』武漢、武漢出版社、2008、第一冊、奏議、p. 240）。また、張之洞が光緒十一年末に廣東省内の正規官に対して勤務評価を下した上奏文中に楊玉書の名は見られない（中国第一歴史档案館編『光緒朝硃批奏摺』北京、中華書局、1995、第四輯、内政、職官、pp. 583-586）。よって楊玉書は廣東省に異動した後も候補官であった可能性が高い。〔周 1988、p. 28〕では「楊汝湖」、〔王 1988、p. 59〕では「張之洞幕客楊汝澍」、〔黎等 2004、p. 211〕では「楊汝澍」としているが、いずれもその根拠は不明である。

⁴⁹ この伝記を記した趙鳳昌は、光緒十八年（1892）頃に清朝中央によって罷免され、郷里に戻っている〔黎等 2004、pp. 314-315〕。

⁵⁰ 「札司道講求洋務」光緒十二年六月二十日（1886年7月21日）、『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、pp. 112-113。

惟接見止屬一端、至於撫綏之本、因應之方、必須合通省有職掌之大員、悉心籌畫、同任其責、且須廣集群材、以資練習。應即兼派在省四司道、督同大小各員籌辦。司道為總辦、

私が接見したことのある官僚は少ないが、民生を安定させる根本、柔軟な政策に関しては、広東全省を管轄範囲とする「大員（道員以上の地方官）」が一致団結して施策を講じ、みな同様に責務を負うべきで、その上で人材を広く集め、〔広東全省の官僚の「洋務」の〕熟達に資すべきである。広東省城に駐在している布政使・按察使・道員（督糧（糧儲）道・塩運司）の4名に〔「辦理洋務處」を〕兼任させ、〔彼らに〕道員から知県までの上下各員を監督して運営させる。上記の布政使・按察使・道員を〔「辦理洋務處」の〕「總辦」とするが、もし候補道のなかに能力のある人物がいれば、その人物も派遣して〔「總辦」に〕委任する。広州知府及び候選知府の蔡錫勇〔の二人〕を〔「辦理洋務處」の〕「提調」とするが、そのうち蔡錫勇を「坐辦（該当部署を専任する）の提調」とする。員外郎銜の辜湯生をドイツ語の翻訳委員とする。通判の張懋徳をフランス語の翻訳委員とする。布政司理問の鄭其照を英語の翻訳委員とする。虎門同知代理で試用通判の王存善、試用通判の許如駒、奏調貴州候補知県の王秉恩を当該部署（「辦理洋務處」）の辦事委員とする。……直ちに〔總督〕衙門附近の隣接する場所に「辦理洋務處⁵¹」を設立し、總督衙門内に存在するのと変わらないようにせよ。……つまるところ、この措置（「辦理洋務處」の設置）は〔布政使・按察使から知県に至るまでの〕各衙門に「洋務」を深く究めさせてるので、これによって互いに贊助し、施策が周密になるようにする。さらに人材を熟練させ、適材適所に人を配置するようとする。「辦理洋務所」は適當な方策の実施が仕事であり、〔その運営等は〕やはり總督が種々の意見を聞き、事情を鑑みたうえで処理するのであって、決して「辦理洋務處」に責任を押しつけ

如候補道中有得力之員、一体派委。広州府暨候選知府蔡守錫勇為提調、蔡守為坐辦提調。員外郎銜辜湯生為德文翻訳委員。通判張懋徳為法文翻訳委員。布理問鄭其照為英文翻訳委員。署虎門同知試用通判王存善、試用通判許如駒、奏調貴州候補知県王秉恩為該處辦事委員。……即於本衙門附近毗連地方設立辦理洋務處、即與在本部堂署内無異。……總之、此舉乃為督飭各衙門講求洋務而設、以期襄助有人、籌画周妥、兼以練習人材、俾資器使。其各事操縱機宜、仍由本部堂采集群議、酌核辦理、並非諉之該處。

辜鴻銘が「員外郎銜」という肩書をいつどのようにして得たのかは史料の制約により不明である。ただ他の候補官等と同様に「札」によって「差委」されていることから、辜鴻銘はこのとき張之洞の統属下にあったと考えられる。

⁵¹ この引用箇所の前に、広州における外国との様々な交渉事（主に西洋諸国との関税・釐金・教案・海防等について）が、これまで布政使・按察使・道員によっていかに杜撰に処理されており、「洋務」を担うべき人材が不足していたかを述べる。よってここでの「洋務」とは西洋に倣った工業や制度の近代化という一般的な意味ではなく、外国との交渉に関する事柄のみを指すと思われる。この「札」にある「辦理洋務處」はそういった「洋務」を処理する目的で設置されたため、外国語に関する委任が多いのであろう。

る訳ではない⁵²。

張之洞は布政使・按察使・道員に下した「札」の中で、清末に増加した「局所」の一例である「辦理洋務處」を設立し、そこに彼らを兼務させ、併せて辜鴻銘を「辦理洋務處」のドイツ語翻訳委員に任命している。「辦理洋務處」の形式上のトップは「總辦」を兼任した布政使・按察使・道員であったが、全ての裁量権は總督にある⁵³ので、実質的なトップは兩廣總督であった張之洞ということになろう。従って辜鴻銘は張之洞の「札」によって張之洞のもとで翻訳委員の職務に就いたといえる。先の伝記史料と合わせて考えると、張之洞と面識を持つのが光緒十一年（1885）、「札」が下るのが光緒十二年（1886）であるので、辜鴻銘が張之洞の幕府にいたという状態は、この翻訳委員であった状態を指していることが分かる。つまり、張之洞の「札」によって委員として職務に従事することが「幕府にいた」状態であると理解できよう。

以上、鄭孝胥と辜鴻銘を例に、何をもって入幕といえるかを考察してきたが、まとめると以下のことになる。地方大官のもとにいる候補官等の属僚のうち、その地方大官から「札」という公的文書によって、地方大官が裁量権を持つ「局所」における「文案」や「委員」といった臨時の職務に「差委」された者を、幕府に入った者とみなすことができる。つまり清末の幕府とは、曾国藩の例で挙げた A 官僚資格の保有者たる候補官等のうち、B 「札委」によって臨時の職務を与えられた点で他の候補官等と区別される、C 幕友とも異なるカテゴリに属する人々であったと考えられる。

さらに幕僚について考えてみると、『世載堂雜憶』では、幕僚は文案の類であり、「札委」されたものであった。つまり幕僚は、その任命形態から考えると、地方大官の統属下にある候補官等のうち、その地方大官の「札」によって「差委」され、「局所」等で主に清末特有の臨時の職務を担っていた幕府の構成員を総称したものだったといえよう。

例えば、鄭孝胥を幕僚とした史料中にあらわれる章鴻森は、江蘇候補知県の身分で「札委」

⁵² この史料の全文中に「札」の文字は見られない。ただ「辦理洋務處」を設立し、官員をそこに「兼派」「派委」するという内容は、長官が自らの属吏を任命する際に「札」を用いるという『公牘通論』の内容と合致することから、表題通り「札」と考えて問題ないと思われる。なお、前掲『清国行政法汎論』新設官庁の項では、「總辦」には主に布政使や道員ないしは候補道が、「提調」には候補知府が、「文案」には候補知県がそれぞれ充てられたとする。これはここで引用した張之洞の「札」の内容とほぼ一致する。また同項では、他に兼務が無く當時当該局で職務にあたる「總辦」を「坐辦」と呼ぶとある。「坐辦」を「總辦」の一形態としている点は、ここに挙げた「札」の内容と異なるが、「坐辦」という語の含意からして「坐辦提調」を「当該部署を専任する提調」と捉えて問題ないと思われる。

⁵³ 註 50 にあげた「札」の末尾で張之洞は「其れ各をして機宜を操縦するを事とせしむるも、仍お本部堂より群議を采集して、酌核・辦理すれば、并も之を該處に譲^{かこつ}くに非ず。」と述べ、「辦理洋務處」の決裁は總督である張之洞が担うとある。

され、おそらくは南洋大臣衙門の「文案」となったので、幕僚に該当する。また、辜鴻銘を幕僚とした史料中にあらわれる人々のうち、「辦理洋務處」の坐辦の提調となった候選知府の蔡錫勇、辦事委員となった虎門同知代理で試用通判の王存善、試用通判の許如駒、奏調貴州候補知県の王秉恩の4名は候補官等の身分で「札委」されているので、幕僚に該当する。それに対して、總辦となった布政使・按察使・督糧道・鹽運司及び提調となった広州知府の5名は、正規官であり「辦理洋務處」を主たる政務の場としていない⁵⁴と考えられるので、幕僚には該当しないであろう。また、フランス語の翻訳委員となった通判の張懋德、英語の翻訳委員となった布政司理問の鄭其照は、正規官ではあるが衙門内の地位は次官以下の閑職である。詳細が不明なので、幕僚に該当するかどうかは判断しかねるが、この「札委」によって「辦理洋務處」に出向していた可能性はある。

幕僚の特徴を明確にするために、先行研究の成果をふまえ、幕友・地方官との比較から以下の七点を指摘したい。①身分：幕僚の身分は、鄭孝胥や辜鴻銘自身、また鄭孝胥や辜鴻銘と同じ「札」で「文案」や「委員」等に任命された者のように、大部分が督撫の統属下にある候補官等であった。それに対し幕友は官僚資格がないか、科挙に及第しても官僚（候補官等も含める）になっていない者であった。②任命：幕僚の任命は、地方大官の「札」でなされており、地方官が一般的には清朝中央の任命、幕友は地方官の私的招聘であったのとは異なる。③職場：幕僚の職場は「局所」と総称される清末新設政治機構であり、④職務：そこで「洋務」や「翻訳」といった清末特有の職務を担っていた。一方、地方官や幕友は地方官庁で裁判や徵税等の一般的な地方行政業務を担当していた。⑤地方官との関係：幕僚は地方大官に従属的であった。これは地方大官の「札」で任命されること等からも補足される。幕友は地方官と同等、礼制上では尊敬に値する存在であった。⑥給与：幕僚の給与は、鄭孝胥の例でも支應局が支給するとあったように、地方政府の財源から捻出されていた。これも地方官が清朝中央からの財源、幕友が地方官のポケットマネーや養廉銀によって給与が支払われていたのとは異なる。⑦異動：幕僚の省を越えた異動については、詳しくは後で検討するが、例えば註 50 の上奏文中の「奏調貴州候補知県 王秉恩」は、地方大官の上奏で貴州省から広東省へ異動したのちに幕僚に任命されている一例である。地方官は一般的には清朝中央の命令、幕友は地方官との私的関係によって異動していた。これらの特徴を地方官や幕友と比較したのが、下掲【表】地方官・幕僚・幕友の特徴比較一覧である。候補官等という官僚資格の保有、地方大官の「札」による任命、地方大官の設置した「局所」で職務に従事、地方政府の財源による給与、地方大官の上奏による異動、といった諸点から考えると、幕僚は地方政府内の地方大官による公的秩序を拠り所として、清末の地方政治を担う存在であったといえよう。

⁵⁴ 候選官である蔡錫勇が坐辦の提調になっているのに対し、他の總辦・提調に任命された正規官は兼務であったので、単なる目付役の可能性が高い。

【表】地方官・幕僚・幕友の特徴比較一覧

	①身分	②任命	③職場	④職務	⑤関係	⑥給与	⑦異動
地方官	正規官	清朝中央	地方官庁	地方政務一般	—	清朝中央	清朝中央
幕僚	候補官等	地方大官の「札」	新設政治機構/部署	清末特有の職務	従属的	地方政府財源	地方大官の上奏
幕友	科挙未及第/官僚未就任	地方官の私的招聘	地方官庁(裏舞台)	司法/徵税等の地方職務を補佐	同等、礼制上は上位	地方官の私的金銭(養廉銀)	地方官との私的関係

三、幕僚・幕府からみる清末地方政治

1、地方大官による人材確保

前章でみたように、幕僚は、幕友とも地方官とも異なる特徴を持ち、地方大官の「札」によって「差委」された人々であった。『張之洞全集』中には「差委」を命じる「札」が多く見られるので、清末、地方大官のもとに形成された幕府には、多数の幕僚がいたと考えられる。本章ではこのような幕僚・幕府が、清末の地方大官と地方政治機構を取り巻く時代的社會的状況において、いかなる存在であったかを考察する。

まずは清末の地方大官と地方政治機構を取り巻く時代的社會的状況について確認しておこう。明末以降、科挙に合格するも実職に就くことのできない人々が増え、彼らが幕友や訟師となったことが指摘されている〔夫馬 1993, pp. 467-468〕。この傾向は清代中葉以降も続き、さらに太平天国期に、その鎮圧のための地方軍事費を確保する目的で、省レベルにおいて候補官等となるための捐納が実施されると、実職に就けない候補官等が爆発的に増加した。加えて太平天国後はその善後策が喫緊の政治課題となり、またヨーロッパ諸国や日本等との接触が増える等、地方政治において釐金徵收や所謂洋務等のこれまでにない職務が増加する。候補官と新たな事業の増加に対処するために、既存の制度を利用するのではなく、督撫は様々な「局所」を地方に多数新設する。このような状況下で幕僚・幕府が果たした歴史的役割について、再度鄭孝胥を主な例として考察する。

前章でみたように、張之洞は両江總督代理に着任した後、江蘇試用同知として自らの統属下にあった鄭孝胥へ即座に接近を図っている。これは張之洞が鄭孝胥の「有能」さを知り、自らの統属下にある候補官等の中から、鄭孝胥を幕僚として取り立てる意図があったことを物語っている。ここでいう「有能」さとは、科挙合格のための能力ではなく、清末という時代の要請に堪えうる能力（例えば西洋の知識に精通している、外国語が堪能である等）を有することであるが、このように自らの職務に役立つ人材を自らの幕僚として取り立てる傾向があったことは、ドイツ語に秀でる辜鴻銘を幕僚として取り立てた事例からも明白であろう。加えて以下では、鄭孝胥が張之洞のもとから異動する——つまり幕府から去る際の水面下の動きから、制度上の手続き、そして異動後いかなる職務に就いたかという具体的な過程を詳細に検討する。この検討を通じて、幕僚・幕府の清末地方政治における位置付けを試みたい。

まず光緒二十年（1894）に張之洞の幕府へ入った後の鄭孝胥の動きを確認しておく。初め張之洞のもとで洋務の文案を務めた後、光緒二十二年（1896）に張之洞の「札」によっ

て「洋務局提調」及び「商務局」を委任される⁵⁵。同年に張之洞が湖広総督に復任⁵⁶してからは、張之洞が鉄道建設事業を依託した盛宣懷からの招きに応じて、主に上海で鉄道関係の職務等にも当たっている〔徐 2003, pp. 92-101〕。ここで一旦張之洞の統属下を離れ、張之洞の幕僚ではなくなったと考えられるが、この間も張之洞の要請に対して湖北省へ出向く⁵⁷など、張之洞との関係は緊密である。そして張之洞による幾度かの推薦⁵⁸を経て、光緒二十四年（1898）に光緒帝に召見される⁵⁹。召見後、程なくして鄭孝胥は「道員候補」の身分を与えられ、「總理衙門章京上行走」として北京へ召される⁶⁰。しかし日ならず戊戌変法が失敗し、変法推進を希望していた鄭孝胥は暇乞いをして上海へ戻る⁶¹。このような状態にあつた鄭孝胥を、張之洞と盛宣懷は湖北へ招来し、「京漢鉄路南段總辦」の職務を与える⁶²。その後光緒二十六年（1900）七月に、張之洞からの「札」によって「湖北全省營務處」等の

⁵⁵ 『日記』一、p. 545、光緒二十二年正月初九日（1896年2月21日）

⁵⁶ 光緒二十一年十一月十八日（1896年1月2日）湖広総督への復帰を命じる上諭が出され、年を跨いだ正月二十日（3月3日）に武漢へ戻っている〔吳 2009, pp. 461-474〕。

⁵⁷ 『日記』二、p. 635、光緒二十三年十二月初九日（1898年1月1日）

⁵⁸ 「薦举人才摺（并清单）」光緒二十三年七月二十九日（1897年8月26日）『張之洞全集』第三冊、奏議、pp. 435-436、「保薦使人摺（并清单）」光緒二十四年六月初一日（1898年7月19日）『張之洞全集』第三冊、奏議、p. 499。

⁵⁹ 光緒二十四年六月十五日（1898年8月2日）、張之洞が「鄭孝胥を北京で召見する」との上諭を受け取り、その旨を知らせる電報が鄭孝胥に送られる。それを承けて鄭孝胥は四日後の十九日に武漢へ出発する。そして張之洞と共に上京し、同年七月二十日（9月5日）に召見される（『日記』二、pp. 668-677）。

⁶⁰ 『日記』二、p. 678、光緒二十四年七月廿四日（1898年9月9日）。

⁶¹ 光緒二十四年九月初八日（1898年10月22日）に暇乞いをし（『日記』二、p. 691）、同年九月廿二日（11月5日）に上海へ戻っている（『日記』二、p. 693）。

⁶² 盛宣懷に伴われて湖北へ行くと約束するのが光緒二十四年九月廿六日（1898年11月9日）、湖北に到着するのが同年十月初五日（11月18日）、その翌日に張之洞と面会、同月十六日（29日）に盛宣懷から張之洞との話し合いの上「蘆漢鉄路總辦」の職務を与えることになったと伝えられる。鄭孝胥はその任に堪えないと固辞し続けるも、十二月十四日（1899年1月25日）に盛宣懷から「總辦漢口鉄路分局（京漢鉄路南段總辦）」の印鑑が送られ、その職務に就くことになる（『日記』二、pp. 694-710）。つまりこのときの鄭孝胥は、湖北省において「道員候補」の身分で張之洞の統属下にあった。また總辦の印鑑は盛宣懷から送られてきたが、總辦への任命は張之洞から下されたと考えられ、その際は「札委」を用いるのが通例である。よってこの總辦への任命をもって、改めて張之洞の幕僚となったと推測される。

職務に就く⁶³。「札」によって張之洞のもとで職務を与えられていることから、少なくともこれ以降は確実に張之洞の幕僚であったと考えられる。

このように少なくとも光緒二十六年（1900）七月（早ければ光緒二十四年十二月）以降、張之洞の幕僚として職務に就いていた鄭孝胥であったが、光緒二十八年（1902）頃より他の人物からのアプローチがなされるようになる⁶⁴。

岑堯階がやってきて話をした。もし私が将来正規の官職に任命されるとして、僻地の省だったらどうするか、と急に聞いてきた。私は「もし清朝の「変法」が実現するなら、私は必ずや中央か洋務の緊要なる部局に就くことになるだろうから、そもそも〔僻地への〕任官は為されない。もし「変法」が実現しないなら、私は逃げ隠れして〔任官を断る〕時間も〔理由も〕無いが、誰も〔私に〕地方官の職を与えはしないだろう。」と笑って答えた。岑堯階はまた、兄の雲階が現在四川總督代理であり、〔自らの周囲に〕優秀な人材が少なく、補佐してくれる人がいないのを嘆いている。そして馮煦⁶⁵が〔山西〕河東道に任官されたのは、雲階の上奏によって推薦されたからだと言い、さらに私に今まで〔張之洞によって〕上奏で何回推薦されたのかと聞いた。私はその言外の意味を悟り、わざと話題を変えた。

ここに出てくる岑堯階とはこのとき湖北省漢黃德道であった岑春蓂であり、雲階とは岑春蓂の兄で四川總督代理であった岑春煊である。鄭孝胥と岑春蓂はこれまでに何度も面会していることが『日記』の記述から看取できる⁶⁶。「言外の意味」とは、実職に就くには張之洞より岑春煊のもとにいた方が良く、つまり岑春煊のもとに来るよう誘われていることを示唆しているのであろう。弟を通じて鄭孝胥にアプローチを図った岑春煊は、自らの上奏⁶⁷で鄭

⁶³ 『日記』二、p. 765、光緒二十六年七月廿日（1900年8月14日）。

⁶⁴ 『日記』二、p. 841、光緒二十八年七月初八日（1902年8月11日）。

岑堯階來談、忽謂余将来或簡放至邊僻省分將若何。余笑答曰「使朝廷果能變法、胥必在京師或洋務緊要處、固無望于簡放。使不變法、吾方逃竄之不暇、誰肯以閑地位置之乎？」

岑又言、其兄雲階今署川督、恨不能多得賢者以助之。遂及馮夢華放河東道、蓋雲階所保。

旋詢余曾經密保幾次。余解其言外之意、乃亂以他語而罷。

⁶⁵ 馮煦（1843-1927）、字は夢華（孟華とも）、本籍地は江蘇省金壇県（丹徒県、無錫県とも）。光緒十二年（1886）に進士及第、その後山西按察使、安徽布政使、安徽巡撫等を歴任。民国期にも政治家として活動する〔『中国近現代人物名号大辞典』p. 191〕。彼が山西河東道に任命されるのは光緒二十七年（1901）十一月のことである（秦國經主編『清代官員履歴档案全編』上海、華東師範大学出版社、1997、第七卷、p. 275）。

⁶⁶ 『日記』では光緒二十五年（1899）頃から岑春蓂の名が見られるようになる。

⁶⁷ 『日記』二、p. 857、光緒二十八年十二月十三日（1903年1月11日）。岑春蓂が鄭孝胥のもとを訪れ、兄の岑春煊が「鄭孝胥に四川省の礦務を担当させる」という内容の上奏をおこなったことを知らせている。

孝胥を異動させようとする⁶⁸。

電報局から十九日の上諭が送られてきた。そこには「岑春煊が「四川省の商務・鉱務について、道員〔待遇〕以上の官僚を派遣して監督・運営させるようにお願い申し上げます。」と上奏してきた。四川省の商務・鉱務は非常に重要であるので、やはり岑春煊に責任を持たせて監督・運営させる。江蘇候補道の鄭孝胥は四川に異動し、〔岑春煊に〕付き随って運営するように。」とあった。

このように岑春煊の、鄭孝胥を四川省へと異動させる「引き抜き」の上奏は清朝中央の裁可を得るが、『日記』によると張之洞は以下のような反応をしたという⁶⁹。

〔前夜に送られてきていた電報を〕解読して見たところ、なんと張之洞からの長文の電報であった。〔張之洞は〕上奏で〔私の〕留任を願ったが許されず、受け取った上諭には「やはり〔鄭孝胥は〕先に下した上諭の通りに四川省へ行かせ、〔岑春煊に〕帯同して〔四川省の商務・鉱務を〕処理させる。」とあった〔ということだ〕。張之洞は非常に恨めしく思ったのだろう、〔電報には〕もはや上海局（江南製造局⁷⁰）の振興に望みはない、ともあった。……岑春煊が夜に来て話をした。〔彼は〕私に四川へ行くことを勧めた。

張之洞は、鄭孝胥の四川への異動を取り下げるよう上奏し、引き留めを図るも成功せず、ひどく落胆した様子がうかがえる。そして、この鄭孝胥の四川への異動は世間の知るところとなる⁷¹。

しかし実際は、この約一ヶ月後に岑春煊が四川總督から兩廣總督へと転任することとなり、結局鄭孝胥は四川へは異動しない。ただ鄭孝胥を何としても自らのもとに呼びたい岑春煊は、鄭孝胥に更なるアプローチを図る⁷²。

⁶⁸ 『日記』二、p. 864、光緒二十九年一月廿一日（1903年2月18日）。

電報局送来十九日上諭「岑春煊奏「川省商務・礦務請派大員督辦」一摺。四川商・礦各務、關係重要、仍責成岑春煊督辦。江蘇候補道鄭孝胥、著發往四川、隨同辦理。」欽此。

⁶⁹ 『日記』二、p. 865、光緒二十九年一月廿六日（1903年2月23日）。

訳視、乃南皮長電、言奏留不准、奉上諭「仍遵前旨、發往四川、隨同辦理。」欽此。南皮甚懲、謂滬局無振興之望矣。……岑堯階夜來談、勸余赴蜀。

⁷⁰ 光緒二十八年十二月十二日（1903年1月10日）に江南製造局への異動を命じる「札」が下り（『日記』二、p. 857）、同年十二月廿八日（1月26日）に上海へ移動している（『日記』二、p. 860）。このとき張之洞は兩江總督を兼務しており、鄭孝胥はやはり張之洞の統属下で幕僚として職務を得ていたと考えてよいだろう。

⁷¹ 『日記』二、p. 868、光緒二十九年二月二十日（1903年3月18日）。

⁷² 『日記』二、pp. 872-873、光緒二十九年三月廿二日（1903年4月19日）

聞一琴言、已見電旨、岑春煊調補兩廣、錫良調補四川、李興銳署閩浙、張人駿調廣東。……得雲帥養電云「煊奉調赴粵、克日就道、良晤不遠。兩廣事棘、仍望贊助、至盼。」

李維洛⁷³が既に上諭の電報を見て、岑春煊は兩廣總督に、錫良は四川總督に、李興銳は閩浙總督代理に、張人駿は廣東巡撫にそれぞれ異動すると言っていた。……岑春煊から二十二日の電報が来た。そこには「私は廣東へ異動となった。即刻出発しなければならないので、〔鄭孝胥と〕親密に語り合える時間はもうすぐ訪れるだろう。兩廣總督の任務は一筋縄ではいかないだろうから、〔鄭孝胥の〕助けを切に望む次第である。」とあつた。

岑春煊は、鄭孝胥と直接連絡を取り、今度は新しい赴任先である廣東へ来るよう誘っている。何としても鄭孝胥を自らのもとに置きたい岑春煊の意思が見て取れよう。後日、岑春煊が鄭孝胥との面会を希望して⁷⁴、二人は湖北省武漢にて対面を果たし、鄭孝胥は廣東行きを承諾する⁷⁵。そして光緒二十九年五月十一日（1903年6月6日）、鄭孝胥の廣東への異動が、上諭によって正式に決定する⁷⁶。これによって鄭孝胥は張之洞の幕府を離れ、兩廣總督となった岑春煊の統属下に入った後に、岑春煊によって「札委」され洋務・軍務を担当する幕僚として働くようになる⁷⁷。

⁷³ 李維洛、字は一琴、本籍地は江蘇省吳県。光緒二十三年（1897）から湖南時務学堂で教鞭を執り、光緒三十一年（1905）に漢陽鐵廠の總辦を任される [『中国近現代人物名号大辞典』 p. 450]。光緒二十九年（1903）当時の職掌は不明であるが、『日記』に「一琴」や「李一琴」と頻繁に見られることから、鄭孝胥の近辺、もしくは鄭孝胥と同じく張之洞の幕府にいたと思われる。

⁷⁴ 『日記』二、p. 878、光緒二十九年五月初三日（1903年5月29日）

⁷⁵ 『日記』二、pp. 878-879、光緒二十九年五月初八日（1903年6月3日）

⁷⁶ 『日記』二、p. 879、光緒二十九年五月十一日（1903年6月6日）

報電旨「岑春煊電奏悉、鄭孝胥著准其調往。」欽此。

【日本語訳】

電報で「岑春煊からの上奏の電報を閲覧した。鄭孝胥を〔廣東へ〕異動させることを許可する。」という上諭を受け取った。

この電報による上諭は岑春煊に下されたもので、それを鄭孝胥が閲覧している。岑春煊は同年三月末に兩廣總督への転任を命じられ、四月末頃に武漢へ到着、五月十一日（6月6日）に武漢を出発し上海での数日の滞在を経て、同月十九日昼に香港、夜に広州の虎門に到着している。そして二十四日に兩廣總督の官印を引き継いでいる（『日記』二、pp. 872-881）。

⁷⁷ 『日記』二、p. 882、光緒二十九年五月廿八日（1903年6月23日）

夜、奉札委洋務処督辦、又當務処總辦、薪水公費共九百金。

【日本語訳】

夜に「洋務処督辦」、そして「當務処總辦」に委任を命じる「札」を受け取った。給料・公費あわせて銀計900両ということだ。

『日記』二、p. 882、光緒二十九年閏五月初二日（1903年6月26日）

前章に入幕の経緯を考察した際、「札」によって「差委」された者が幕僚と言えると指摘した。そこでは入幕の場面において、張之洞は「札」のみで鄭孝胥を「差委」していたのに対し、本章で見た事例では岑春煊が上奏によって鄭孝胥の異動を申請したうえで「札」で「差委」している。この点に関して検討しておきたい。

清末には地方大官が、上奏によって他省の候補官等や実職官等を自らの統属下に異動させ（＝「奏調」）、その上で様々な「局所」に「差委」することがみられた⁷⁸。これは裏を返せば「奏調」が裁可されれば他省の候補官等を自らの統属下に異動させることが可能であったといえよう。そしてこの異動によって、候補官等へ「札委」を行う権限が異動前の省の地方大官から異動後の省の地方大官へと移ることになる。張之洞も両広総督から湖廣総督へ異動する際、「奏調」で候補官数名を、広東から湖北へ異動させて「差委」を行っている⁷⁹。つまり、清末には地方各地に様々な「局所」が新設されたが、地方大官がそういった部署へ人員を「差委」し得る権限の範囲は、制度規定上は既に自らの統属下にある候補官等のみであった。よって地方大官が様々な端緒で面識を持った他省の候補官等を自らの幕僚としたい場合は、「奏調」により自らの統属下において、「差委」を行う必要があった。前節で見た張之洞や岑春煊の行動から考えると、実態としてはこのような奏調と札委が多く行われていたといえよう。

このように、鄭孝胥が張之洞の幕府を去る際に岑春煊による引き抜きが行われていたという事実は興味深い。たとえ他の地方大官の幕僚であっても、「有能」な人材であると判断すれば手に入れようとする地方大官の思惑が読み取れる。また自らの幕僚が引き抜きにあれば、上奏によってそれを阻止しようとしていることからも、「有能」な幕僚の確保がどれだけ重要であったかが分かる。

また辜鴻銘の事例では、張之洞の幕府にいた趙鳳昌が辜鴻銘を知り、張之洞に報告し、そして張之洞が辜鴻銘を幕府に迎えるという経緯であった。つまり張之洞の幕僚がさらなる人材を呼び寄せているのである。

他にも、張之洞が赴任した先において、ある人物が前任者のもとで既に委員として職務に従事しており、張之洞がその人物の異動を阻止し、そのまま引き継ぐ事例⁸⁰や、鄉試の際に

奉札委行營文案処。

【日本語訳】

「行營文案処」に委任を命じる「札」を受け取った。

⁷⁸ [織田萬『清国行政法』臨時台灣旧慣調査会、1913、第一卷下、題調、pp. 236-242]、[繆 1971、pp. 78-80]、[肖 2007、pp. 181-186]。

⁷⁹ 「調蔡錫勇等赴鄂差委片」光緒十五年十月二十二日（1889年11月14日）『張之洞全集』第二冊、奏議、pp. 306-307。

⁸⁰ 「蔡錫勇留粵補用片」光緒十年十二月二十七日（1885年2月11日）『張之洞全集』第一冊、奏議、p. 265。

張之洞が試験官をつとめ、その時の優秀な及第者を後に上奏で異動させて委員とする事例⁸¹なども見られる。この様に、地方大官のもとに集まる経緯はさまざまであった。地方大官が単に自身の統属下の候補官等から選択するだけではなく、全国から「有能」な人材を確保することにいかに注力していたかがうかがえよう。

2、清末の幕僚と地方政治

これまで述べたように、清末地方大官は「有能」な人材を自らのもとに集めることを重要視し、そのような人材を「札」によって「差委」し、つまり幕僚として抱えていた。このような情況は歴史的にいかに位置付けられるだろうか。まず幕僚の側から考察してみたい。太平天国以降の著しい社会変化の中で、捐納等によって候補官が激増し、清朝官僚制度内の正規ポストに就けない知識人が地方には溢れていた⁸²。一方ではこの時期、従来の清朝地方政治機構の範疇から逸脱する「局所」等の新設部署が出現する。そのような部署で幕僚として取り立てられる人物は、西洋の知識に精通していたり、または外国語が堪能であったりと、科挙資格とは別の方面で地方大官から評価を得た者であった⁸³。これは清末の地方政治における人材評価として、科挙資格だけではなく、時代に応じた実務的能力がより重視されていたことを示していよう。

また地方大官の側からすれば、そのような人材をいかに多く自らのもとに集められるかが重要になってくる。そのため前節のように様々なつてを使って幕僚を集めていた。

つまり、幕僚は地方大官からの「有能」な人材を得たいという要請と、「有能」であるが実職に就けない候補官等の要請が合致した上の産物であり、そういった意味で幕僚は「清末」という時代の申し子」ともいえる存在であった⁸⁴。

最後に幕僚と清末地方政治との関係について考察を加える。前述のように、清末には地方大官が担う職務において、例えば外国語の翻訳・新式軍隊・工業等の、従来の科挙官僚には

⁸¹ 「王秉恩伝」曾鑑修、林思進等纂、民国『華陽県志』卷十五、人物九、十二葉表一十三葉裏（民国二十三年刊本影印本、新修方志叢刊、四川方志之一、台北、台湾学生書局、1967、pp. 771-774）なお、註 50 の史料中で、王秉恩は「辦理洋務處」の「辦事委員」になっている。

⁸² 清末の候補官について①督撫の知り合い、②布政使の知り合い、③有力者の紹介がある者、④コネなどが一切ない者の 4 種類があり、④にあたる候補官は「差委」すら得られず、また「差委」の方法を以てしても候補官の「就職難」を緩和するには至らなかつたとされている〔伍 2004、pp. 392-402〕。

⁸³ 肖氏は張之洞が「奏調」を経て「差委」した者には、比較的能力のある人材、新知識のある人材の 2 種類があったとする〔肖 2007、pp. 184-185〕。

⁸⁴ 必ずしも幕僚全てが「有能」であったとは限らないが、少なくとも鄭孝胥のように他省から「奏調」によって引き抜かれた者については、「有能」であったと言えよう。

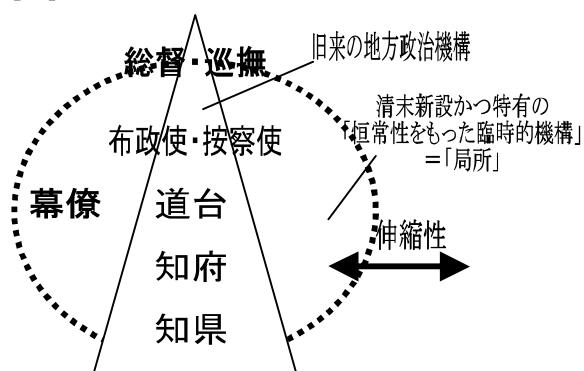
求められなかった知識を必要とするものが増加していく。こういった職務は、鄭孝胥が最初に「差委」された南洋通商事務大臣衙門や「局所」等（辜鴻銘が「差委」された「辦理洋務處」もこれに当たる）の新設部署が担当し、これらの部署の裁量権は地方大官に帰していた。

「局所」等で職務を得る人員は、鄭孝胥や辜鴻銘のように地方大官の「札」によって「差委」された幕僚たちがその中心を為していたと考えられる。「差委」が本来は臨時的な任務を与えて委任することから、幕僚が職務を与えられた新設部署も本来は臨時的なものではなかったが、その大半は恒常に存在していた⁸⁵。このような「恒常性をもった臨時的機構」は、辜鴻銘が翻訳委員として派遣された「辦理洋務處」のように、地方大官の必要に応じて随意に設置された。また機構内の定員に関する規定は無く、地方大官が自由に定員の増減を決定できたと考えられるが、地方大官の人事権は絶対的ではなく、鄭孝胥が引き抜きにあったように、「奏調」制度によって他省の地方大官の干渉を受けることがあった。つまり「局所」等は、地方大官による設立の随意性と、幕僚の増減により伸縮性を有していたといえよう。

【図】清末地方政治機構概念図に示したよう

に、清末には督撫から知県までの実職官を軸とする旧来の地方政治機構の周囲に、幕僚によって支えられた「恒常性をもった臨時的機構」が伸縮性を有して新設され、地方大官をその頂点として一つの総体として柔軟に機能していた。この状態が清末地方政治の実態であったといえよう。

【図】清末地方政治機構概念図



四、おわりに

清末の幕僚とは、候補官等のうち主に清末という時代に応じた実務的能力に長ける者を、地方大官が「札」という文書形式で「文案」や「委員」として臨時的職務に従事させ、「局所」等の新設部署に「差委」した者の総称であり、地方大官のもとに形成された幕府とは、そのような幕僚の集合であった。幕僚は地方大官による公的秩序を拠り所として、清末の地方政治を担う存在であった。また太平天国以降の社会的変化に伴い、地方政治の場面において「局所」等が増え続け、その職務に堪えうる幕僚をどれだけ得られるかが、地方大官の職務の成否に関係するようになる。そのため、地方大官は自らの統属下の候補官等から幕僚を選抜するとともに、さらに自らのつてを駆使して全国から「有能」な人材を集めていた。一方、幕僚となる側からすれば、科挙による正途の資格が無くとも、自らの実務的能力で職務に就くことが可能となった。このように、清末の地方政治で評価される人材の価値観が、科挙資格から実務能力へと変化した。さらに、清末には地方大官が裁量権を持つ「局所」等の

⁸⁵ 例えば、太平天国の後、省内の政治・財政機能を恢復するため多くの省で新設された善後局は、大部分が清朝滅亡まで存続した。

「恒常性をもった臨時の機構」が、従来の地方政治機構の周囲に伸縮性を持って新設される。こういった新たな地方政治機構は幕僚の存在があってこそ機能することができ、地方大官を頂点として新旧の機構が一つの総体として柔軟に機能している状態が清末地方政治の実態であった。

さて、地方大官は幕僚を自らが裁量権を持つ部署へと「差委」していたが、これが清末地方大官の権力増大(清末督撫專權)を惹起する一因となったことは想像に難くない。しかし、これを論断するには注意を要する。清末督撫については、とかくその権力の強化が指摘されるが、幕僚の人事異動の側面からいうならば、「奏調」制度によって、他の地方大官や中央から横やりが入る可能性があり、必ずしも省内の幕僚に対する督撫の人事権は絶対的ではなかった。むしろ、清朝の正規制度に対して、清末という時代の実態に合わせて、正規官僚制度の外側に柔軟性を附与して、清朝の官僚制度を補完していたといえよう。

また、捐納等によって地方に溢れる候補官等の就業的受け皿として幕僚が機能していたとも考えられる⁸⁶。しかし、これらの問題に関しては、幕僚の具体的な職務内容等の政治的視点、また幕僚の給料財源等の財政的視点等から複眼的に考察すべきであろう⁸⁷。

冒頭にあげた劉禹生『世載堂雜憶』の中で程頌萬は幕僚制度を悪例と扱い下ろしていた。しかし本章で示したように、幕僚・幕府の考察を通して清末地方政治機構の諸相をうかがい知ることができ、前近代から近代における地方政治の実態の劇的な変化を照射することが可能となると思われる。

⁸⁶ 先述のように伍氏は「差委」をもってしても候補官の「就職難」は解決し得なかつたとし、さらに当の候補官は「差委」を収入を得られる場としてしか見ていなかつたとする〔伍 2004、pp. 392-402〕。一方岩井氏は「局」などへは現地の紳士や候補官を委任するのが一般的であり、捐納出身者にその先行投資の回収の機会を与える弊害があつたとする〔岩井 1996、p. 61〕。また肖氏は清末における行政事務の大部分は「差委」された候補官が担当し、このことは①実職官の政務を補佐した、②従来は中央派遣型であった地方人事制度に地方官の自由裁量権が発生した、という二つの性質があつたとする〔肖 2007、pp. 175-186〕。このように清末に候補官等が「差委」に与る現象の評価は多様である。幕府・幕僚の視点から考察するに、「差委」によって任務を得て幕僚となつた候補官等のうち、少なくとも「奏調」で異動させられているような者は、他の候補官等と差別化される「有能」さを兼ね備えていたと思われる。その意味では、清末の候補官等はその内部に「有能」さを兼ね備えているか否か、そして「有能」さを兼ね備えた者がより多くの、また待遇の良い「差委」に与るといった二極分化の可能性が考えられる。

⁸⁷ 湖南省の釐金局においては、「委員」と共に在地紳士を「委紳」として兼用している〔土居 2000〕。このような在地紳士層を含めた人事制度を考慮に入れる必要もあるう。

補論
清末一幕僚の政治・生活空間
——王秉恩「王雪澂日記」の分析から——

一、はじめに

前章で詳述したように、清末における幕僚とは、地方大官たる督撫が候補官等を、「札」という文書形式で「局所」等の新設部署に「差委」し、「文案」や「委員」として臨時の職務に従事させた者の総称であった。清末には地方大官が裁量権を持つ局所等の「恒常性をもった臨時的機構」が、従来の地方政治機構の周囲に伸縮性を持って新設される。こういった新たな地方政治機構は幕僚の存在があつてこそ機能することができたと考えられるが、このことをより説得的にするために、幕僚が日々どのように職務に従事し、どのように生活していたのかを明らかにする必要がある。そこで本補論では、王秉恩という張之洞の一幕僚を例とし、どのような政治・生活空間において活動していたのかを分析し、その空間範囲の意味するところと、張之洞が清末の地方政治の場において、幕僚をどのように扱っていたのかについて考察する。

二、王秉恩と『王雪澂日記』

まずは本補論で王秉恩を取り上げる理由を 2 点述べたい。彼については地方志に伝記があり、いさか長文ではあるが、以下に全文を引用する¹。

¹ 「王秉恩伝」曾鑑修、林思進等纂、民国『華陽縣志』卷十五、人物九、十二葉表一十三葉裏（民国二十三年刊本影印本、新修方志叢刊、四川方志之一、台北、台湾学生書局、1967）。

王秉恩、字雪澄、華陽人。少卓犖負奇氣。自為諸生時、即用能偶儻文高儕輩。^①同治癸酉、鄉試中式。南皮張文襄公為考官、在闈中歎其閨麗、一見語合意曰「子不僅以文章顯」。秉恩退謂其友喬樹柏、「吾不喜得舉人、喜得知已也」。故秉恩一生從文襄官閨、聲名皆由此起。

^②父令貴州施秉、秉恩隨宦貴州、且參軍幕。叙功以知県用將補官矣。

^③文襄總督兩廣、奏調至廣東。廣東財賦雄天下、自海開各國互市、輪舶輻輳、壞貨委輸、出入鉅万、贏絀斂散、紛亂無紀、文罷武嬉、百度放弛。文襄毅然思蘊革高掌遠蹠、視事無不可為者。秉恩每受一事、輒批竊導郤。初若叢脞、不為氣竭、徐徐就理、則根疏節解、人所迫蹙、乃更舒給。^④凡文襄前後所經營無慮數十事、悉令錄之。而尤以補抽局為最。蓋奸蠹孕育、久夙号弊窟。秉恩剔之至精節糜費。大用以創興廣雅書院・廣雅書局及其他興作、伝饋不絕、文物益盛、秉恩力也。一時聲勢赫然、監司至為側目、或就商政事。秉恩坦坦無猜嫌銳身自任、然亦頗涉矜厲而忌者茲衆矣。積功以知府用、加三品銜、引見還粵。

文襄移鎮湖廣。游智開來署巡撫。入忌者言劾奏落職。彈章有大類權奸語、見者嗤其不

王秉恩、字は雪澄、〔四川〕華陽に籍貫を持つ。幼少から頭角を現し、他人とは異なる氣概を持っていた。生員となってからも、駢儻に長け、文才は周囲より高かった。^①同治癸酉（同治十二年、1873）、鄉試に合格し〔舉人となつ〕た。〔その鄉試では〕南皮（張之洞の本籍地）の張之洞が試験官であり、〔張之洞は〕科挙〔の答案〕中にあった〔王秉恩の〕壯麗な文章に感歎し、〔後に王秉恩と〕面談したところ非常に気に入り「お前はただ文章だけに秀でているわけではない」と言った。王秉恩はその場を辞し、友人の喬樹枏に「私は舉人及第を喜んでいるのではない。知己を得たことを喜んでいののだ」と言った。よって王秉恩は生涯官界においては張之洞の派閥に属し、名声は全てこれ（張之洞の派閥に属したこと）よるのである。

^②父親が貴州省施秉県の知県となるのに伴い、王秉恩も貴州に同行し、また軍幕にも加わった。それが認められ候補知県〔の待遇〕を得た。

^③両広総督になった張之洞は〔王秉恩を〕上奏で広東へ異動させた。広東の経済は国内でも有数の豊かさであり、海禁が解かれてからというもの諸外国が貿易に訪れ、船舶は多く、珍品が集まり、そのため輸出入は巨額に上り、〔貿易額の〕黒字・赤字や物資の売買は錯綜して紀律が無く、文武官共に腐敗し、諸制度は弛緩しきっていた。〔そこで〕張之洞は毅然と遠大な見通しをたてて改革の断行を決意し、〔その改革の〕執務は実に適切であった。王秉恩は〔張之洞から〕職務を受ける度に、常に要点を得た善処を施した。〔政事が〕初めは繁雑であっても、気を落とさずに少しずつ道理に従って〔対処し〕、物事の本末を明らかにしたので、民への逼迫はさらに軽くなった。^④張之洞がこの時に運営した〔改革政策〕はおよそ数十あったが、その殆どを〔王秉恩に〕任せていた。中でもその最たるものは「補抽局」であった。そもそも〔補抽局は〕悪党が巢っており、久しく「弊害の巣窟」と呼ばれていた。王秉恩はこの補抽局を肅正し、精力的に浪費を改めた。〔補抽局の整理で捻出した〕巨万〔の財源〕を用いて、〔張之洞は〕廣雅書院や廣雅書局、その他の事業を創業し、また〔省内に〕糧食が行き届き、社会がますます栄えたが、これは王秉恩の力である。この時〔王秉恩の〕名声が上がったので、ある道員（分巡道）は非常に恐れ忌み、あるものは政事の相談をした。王秉恩は常々から疑うことを知らず、危険なことに手を染めることを嫌っていたが、〔手腕が〕非常に厳しかったこともあり、〔彼を〕疎み嫌う者も多かった。〔王秉恩は広東での種々の〕功績によって、候補知府〔の待遇と〕さらには三品銜を得て、光緒帝に

倫。文襄為騰章申辯、言智開摧折人才、得旨復還秉恩官。智開已謝病去、尋署潮州府、擢廉欽兵備道、又因事罷。^⑤再用原官起時、弟秉必方為廣東巡警道、乃調秉必廣西、而以秉恩代其任。

秉恩在粵垂四十年、甚著廉概所設施者衆、精力亦絕人。雖忌之者卒莫不陰服其能。蹶而復起年已七十。^⑥張鳴岐督兩廣、更以先進嚴事、甫擢提法使、而國變矣。竟不能大其用、^⑦退居海上、自号茶龕、鬻所藏古器書畫自食、又十餘年、乃卒。

引見し広東に帰ってきた。

張之洞は湖廣〔総督〕へと異動した。〔程なくして広東布政使の〕游智開が〔広東〕巡撫を兼務することとなった。〔王秉恩を〕疎み嫌う者が〔游智開に王秉恩のことを悪く〕言い、〔それを聞いた游智開が〕免職の弾劾上奏をした。〔その弾劾上奏中には〕「権力を笠にきた奸臣の類である」との語があり、これを見た者はその〔弾劾の内容の〕でたらめさにせせら笑った。張之洞は上奏で〔王秉恩の無実を〕弁明し、游智開が良い人材を詰責していると上申したところ、上諭が下され王秉恩は元の官に戻されることになった。游智開は既に病気で職を辞していた²ので、潮州知府代理を尋問し、廉欽兵備道を処分して〔この弾劾案件は〕決着した³。^⑤また〔弾劾事件の〕事が済んだ後に原官に戻った時、弟の王秉必は広東巡警道であったが、彼が広西に異動となつたので、王秉恩が広東巡警道の任にかわった。

王秉恩は広東で政務を垂れること40年、非常に清廉で執った施策は多く、どれにも精力的であった。また〔優秀であったが故に〕彼を憎む者がいたけれども、結局彼の有能さが發揮されることはなかった。挫折して⁴復帰したがまもなく御年70⁵であった。

^⑥張鳴岐が両広総督であったとき⁶、〔王秉恩は〕先進的で厳正であるとのことから、初代〔広東〕提法使⁷として再び〔政治の舞台に〕抜擢されたが、程なく辛亥革命が勃発した。結局〔広東提法使としては〕力を發揮できず、^⑦上海に隠居した。それからは号を「茶龕」とし、蒐集した骨董品や書画売りに出して生計をたててながら暮らすこと十数年の後に没した。

王秉恩は、道光二十五年（1845）生まれ。字は雪澄、四川省の華陽に籍貫を持つ。①同治十二年（1873）鄉試に合格し舉人となるが、この時の考官は張之洞である。②父親が貴州で知県となるに伴い、王秉恩も貴州へ赴き、この時の功績によって候補知県の待遇を得ている。③光緒十一年（1885）に両広総督であった張之洞の上奏により広東へ異動する。④広東では張之洞のもと、「補抽局」の肅正等の職務を処理している。こういった功績が認められ、候補知府の待遇と三品銜を得る。伝記中には広東での活動しか記されていないが、張之洞が湖廣総督に任せられていた時には、王秉恩も湖北省の局所で職務に従事していた

² 游智開が病気で職（最後は広西布政使）を辞すのは、光緒二十五年（1899）正月である。錢実甫編『清代職官年表』三、p. 1958。（北京、中華書局、1980）。

³ この弾劾事件については『大清德宗景（光緒）皇帝實錄』卷二八〇、二八三、二八七に記載があるが、論旨とは直接関係しないので詳細は省略する。

⁴ 光緒三十三年（1907）の弾劾か。『大清德宗景（光緒）皇帝實錄』卷五七四に記載があるが、論旨とは直接関係しないので詳細は省略する。

⁵ 王秉恩は道光二十五年（1845）生。辛亥革命時に數え年67歳である。

⁶ 張鳴岐が両広総督であったのは、宣統二年（1910）九月から辛亥革命勃発までである。

⁷ 清末官制改革によって設けられた地方法制官。按察司にほぼ同等（『清国行政法』1 下、pp. 73-74）。王秉恩は宣統三年（1911）に広東提法使となっている〔劉 1988、p. 536〕。

ことが実録から知られる⁸。正規官としては、⑤光緒三十年（1904）に廣東巡警道⁹を、⑥宣統三年に廣東提法使を歴任している。⑦辛亥革命後は上海に隠居し、民国十七年（1928）に逝去。著書に『平黔紀略』等がある。

候補官であった王秉恩を張之洞が上奏によって 2 度も異動させ、局所で職務に従事させている点は特筆に値する。執筆者は張之洞が王秉恩を異動させたとする上奏文や札を発見できていないが、張之洞の公文書の中には「奏調貴州候補知県王秉恩」といった肩書で登場する¹⁰ことから、伝記の記述には信憑性があろう。このように王秉恩は張之洞の幕僚といえ、さらに「奏調」で呼び寄せられていることから、張之洞に「有能」な幕僚と見なされていた可能性



⁸ 『大清德宗景（光緒）皇帝實錄』六、卷四五三、光緒二十五年十月丙申（1899 年 11 月 12 日）[台北、華文書局、1964、p. 4155]

丙申……又諭、電寄張之洞等。前因京師創設銀圓局、特調湖北候補道王秉恩、來京開辦一切局務。旋據張之洞電報「該道員丁憂、未能來京」。惟念銀圓局創辦伊始、必需熟悉情形之員、妥為經理。王秉恩前在廣東·湖北、辦理銀圓局有年。此等局差、與地方事務不同、丁憂人員、原可入局辦事。著張之洞·奎俊、查明該道員曾否回籍、飭令於穿孝百日後迅速來京、以資熟手。

【日本語訳】

丙申（11 月 12 日）……また上諭があり、張之洞等に電報で伝達した。以前北京に銀圓局（銀貨製造局）を創設するにあたり、湖北候補道王秉恩を北京へ異動させ、一切の局務の立ち上げをさせようとした。次いで受け取った張之洞の電報には「王秉恩は喪に服しており、まだ北京へ行くことはできません」とあった。銀圓局の立ち上げを開始するにあたっては、必ず事情を熟知した人員が必要であり、〔その人員に〕周到に処理させる。王秉恩は以前廣東や湖北で何年もの間、銀圓局を統括していた。このような局への「差」は他の地方事務と異なり、喪中の人員も局で働くことは可能である。張之洞と奎俊（四川總督）に王秉恩が本籍地に帰郷しているかを調査させ、百日の喪が明けた後、迅速に北京へ来させて、〔銀圓局について〕熟知している〔王秉恩〕に任せよ。

なおここに出てくる張之洞の電報は、『張之洞全集』第四冊、p. 477 に確認できる。

⁹ 黎仁凱等『張之洞幕府』（晚清四大幕府叢書）北京、中国廣播電視出版社、2004、p. 253。

¹⁰ 「札司道講求洋務」光緒十二年六月二十日（1886 年 7 月 21 日）『張之洞全集』第五冊、pp. 112-113。内容については第二章、註 50 に挙げたので割愛する。

が高い。王秉恩を地方大官の政務を支えた幕僚の代表として扱う 1 点目の妥当性は、ここに求められる。

王秉恩を取り上げる 2 点目の理由は、彼が残した史料による。ある人物の政治・生活空間をミクロに追跡するためには、非常に細密な内容を記した史料が必要となる。中国の知識人の間に日記をつける習慣があったことは知られているが、現存する清代の日記史料は、ほとんどが高位に登った官僚、そうでなければ文人が残したものである。下級官僚や一般人の残した日記史料は稀少である¹¹。王秉恩は最終的に高位まで登ったが、半生のほとんどを幕僚等の身分で過ごしている。このような幕僚の日記は稀少であり、幕僚の政治・生活空間を検討するには合目的的である。

王秉恩の日記は、同治二十四年（1868）閏四月から辛亥革命が勃発する宣統三年（1911）八月まで断続的に記され、時期によって名称は異なるが、台北の国立国家図書館善本書室に『王雪激日記』と総称され所蔵されている。該室では原本の閲覧は許されなかつたが、全 3 巻のマイクロフィルムで閲覧が可能であった。日記を記した用紙は日付入りの日記帳（前頁の写真参照）と一般的な無地の帳面の 2 種類に大別される。マイクロに収録されている日記の順序の整理は、該館が行ったと思われるが、時系列順になつていらない場合もあり、その利用には注意を要する。執筆者が時系列順に日記の名称と掲載時期を整理し、さらに他の史料から王秉恩の職務や身分、加えて張之洞の経歴を記したのが末掲【表 1：王秉恩関連年表】である。

日記の記載内容は、その日の天気、自身の体調、食事、どこへ行ったか、誰と会ったか、何をしたか等、多岐にわたる。伝記史料や『清実録』といった編纂史料や上奏文等よりも細密な内容であり、幕僚の日常をうかがい知ることのできる格好の材料といえる¹²。

¹¹ 第二章で検討した『鄭孝胥日記』は、幕僚や下級官僚の時期からの記述が残っており、例外といえる。

¹² ただ、記述スタイルが必ずしも説明的ではなく、また断片的でもあるため、その考察には注意を要する。また王秉恩自身が多忙もしくは懸案がある時期の記述が乏しい場合もある。例えば註 3 に挙げた光緒十六年（1890）年の弾劾について、『清実録』に以下の記述がある。

『大清德宗景（光緒）皇帝実録』四、卷二百八十七（光緒十六年（1890）秋七月）、p. 2623
壬午……又諭。前據張之洞奏、游智開奏參革職之知府王秉恩等、並無劣迹、請旨飭查。
當經諭令繼格・李瀚章查奏。茲據奏稱「王秉恩・王存善・魏恆等三員、平日辦事認真、致遭怨謗。皆係可用之才。陳寶昉循分從公、亦堪造就。該員等均無貪劣款迹。請開復原官」等語。廣東候補知府王秉恩、候補通判王存善・魏恆、候補鹽經歷陳寶昉、均著准其開復原官、仍留廣東按班補用。

【日本語訳】

壬午（8 月 29 日）……また上諭があった。以前に受け取った張之洞の上奏文に、游智開が弾劾上奏を行い免職となつた〔廣東候補〕知府の王秉恩等について、全く卑劣な

本補論では上記の日記史料の特徴を利用し、幕僚の詳細な行動様式の考察を試みるが、その対象時期を光緒十一年十月初二日（1885年11月8日）から光緒十四年（1888年）に限定する¹³。なぜならこの期間は、張之洞が両広総督に任せられており¹⁴、また王秉恩が張之洞の招きに応じて貴州から広東へ移動し、初めて張之洞の元で職務を得る期間に相当するため、シンプルかつ一般的な幕僚像を描くことが可能だと考えられるからである。

分析方法としては、まず貴州から広東への移動ルートと日程を確認する。また広東において王秉恩が幕僚としてどのような職務をどこで得ていたのかをピックアップし、さらに職務を得た部署への訪問頻度を整理し、その所在地を地図上にプロットする。以上の作業から王秉恩の日常的な政治・生活空間を明らかにし、清末地方政治における幕僚の政治・生活活動の一側面を描写する。これを通じて冒頭に挙げた、清末地方政治における幕僚の役割の一端を考察することが本補論の目的である。

三、王秉恩の政治・生活空間

1、貴州から広東へ

前掲伝記史料下線部③にあるように、光緒十一年（1885）に両広総督張之洞は、王秉恩を上奏で貴州から広東に異動させている。その年の日記の表紙には、王秉恩の息子による

行いなど無く、上諭で調査を行う〔命令を出す〕ことを請願してきた。これについては既に上諭で継格・李瀚章に調査のうえ上奏することを命じている。そして〔継格・李瀚章から〕受け取った上奏には「王秉恩・王存善・魏恆の三人は、日頃から職務に真面目であり、〔この弾劾は〕私怨による誹謗であります。全員職務に堪えうる人材であります。陳寶昉は分を守って公事に務めており、またこれから成長する人材であります。彼らは全て貪欲で卑劣であるという形跡はございません。元の官に戻すことをお願い申し上げます」とあった。広東候補知府王秉恩、候補通判王存善・魏恆、候補塩經歷陳寶昉は全員元の官に戻し、広東省で按班候補（候補官として地方で正式官になる順番を待つ）することを許す。

この弾劾は張之洞（当時は湖広総督）の反駁、および継格（広東將軍）と李翰章（両広総督）の調査によって、弾劾処分を解かれていることが分かるが、【表1】の当該時期を見ると、この弾劾前後3年間の日記は見当たらない。また張之洞の幕僚として湖北省で活動し始めた光緒二十一年後半から二十七年（1895-1901）の間の日記も見当たらない。

¹³ 考察対象期間は5年であるが、この期間の『王雪激日記』の記載は断続的であり、総計すると221日である。

¹⁴ 張之洞は光緒十年四月から光緒十五年七月（1884年4月から1889年7月）の間、両広総督（光緒十二年四月から五月（1886年5月から6月）、光緒十四年七月から十五年正月（1888年8月から1889年2月）の期間は広東巡撫を兼任）に任せられている。

以下のような記述がある¹⁵。

光緒十一年（1885）、我が父は上奏で廣東へ異動となった。〔これ以前〕夏に檄文を受け取っていたが、平定李公（このとき貴州巡撫であった李用清）が父を異動させなかつたので、行かなかつた。その冬に李用清は皇帝と召見し相談した。その年の十月初二日（11月8日）からの、貴州より〔廣東へと〕移動する日記である。このとき四十五歳であった。息子の文燾が記す。

ここでは張之洞の文字は見えないが、上奏で廣東に異動になったことが理解できよう。また王秉恩も、自身の異動の顛末について次のように記している¹⁶。

光緒十年（1884）秋に張之洞は兩廣總督となり、尚書衡陽（不明）と会い、〔廣東〕巡撫〔倪文蔚〕と共に〔王秉恩の〕上奏による異動を願った。光緒十一年（1885）夏に檄文を出して〔王秉恩の異動を〕行おうとしたが、貴州巡撫の李用清が〔王秉恩を〕善後局〔の文案〕に充てる〔ので貴州に留めて欲しい〕とした。……（以下は張之洞からの手紙の内容）李用清は皇帝と召見し、王秉恩を〔貴州に〕留めて欲しいとあつたが、これは■できずに、私の請願通り〔王秉恩を廣東へ移動させること〕となつた。……張之洞の手紙には「まだ全て〔の政務〕を育成できてはいない。よって近々善後局を立てることとした。」ともあった。

この記述から、王秉恩の廣東への異動は、張之洞の請願によるものであることが分かる。前掲の2つの史料をあわせると、王秉恩の廣東への異動は、張之洞の上奏による異動、つまり「奏調」であることが理解できよう。さらに張之洞は手紙の中で、善後局を設立する意向を記していることから、明言はしていないが、おそらくは王秉恩を善後局で職務につけるつもりであったのだろう。また貴州巡撫李用清は、皇帝との面会をして王秉恩の「引きとめ」を図っている。前章の鄭孝胥で見たような、督撫間における「有能」な人物の争奪が行われており、督撫が「有能」な人物の獲得を重要視していたこと、また王秉恩が「有能」であると思われていたことがうかがえる。

貴州から廣東への異動が決定した王秉恩は、下掲の【地図1】王秉恩の貴州から廣東への移動地図と【参考表】王秉恩移動日程にみるようなルートと日程で移動している。光緒十一年十月十五日（1885年11月21日）に父の任地であった貴州省東部の施秉を出発し、河

¹⁵ 『王雪激日記』（『粵游日記』表紙）

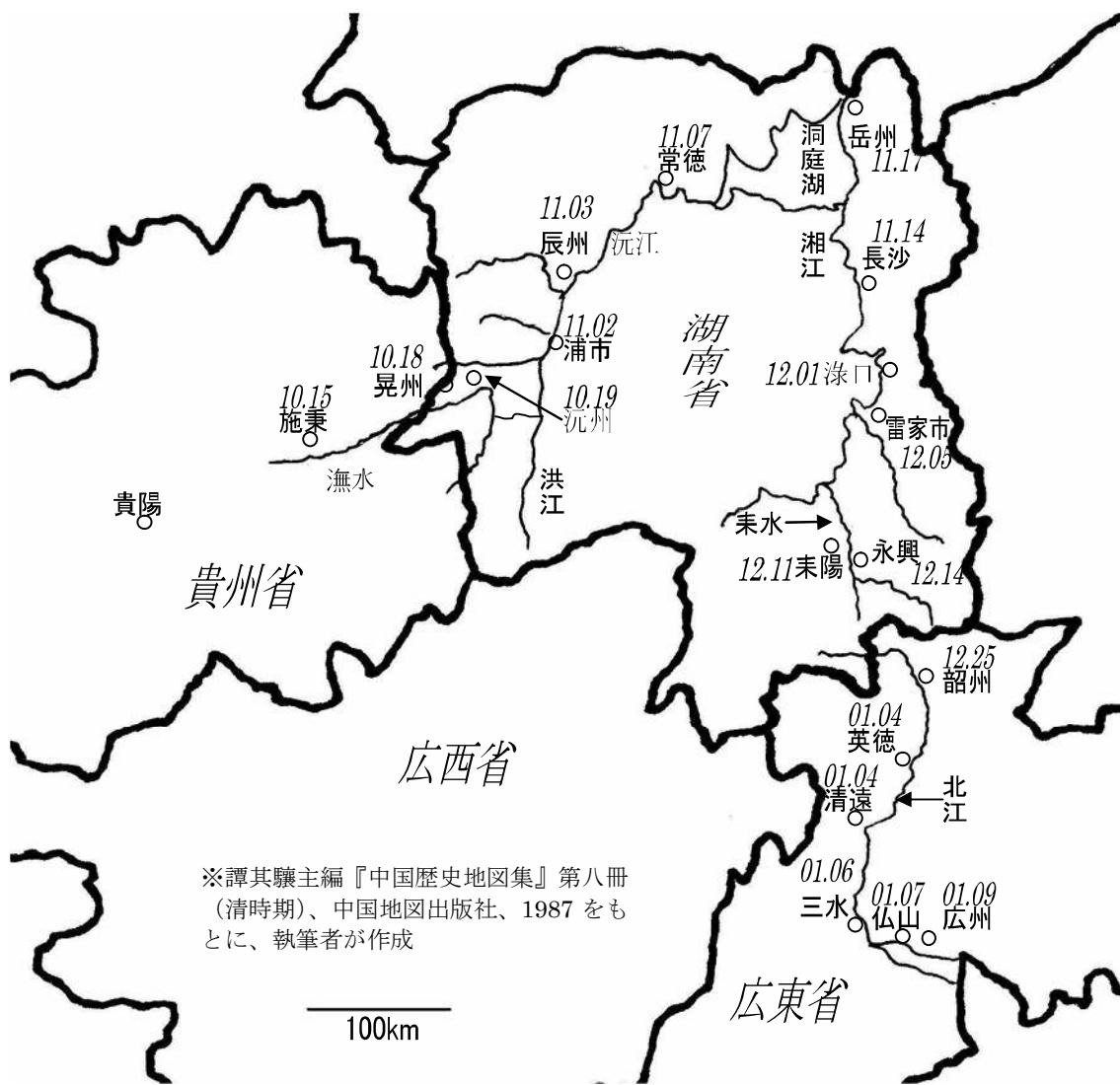
光緒乙酉、嚴親奉調赴粵。夏奉檄、為平定李公留止不行。本冬李公内召、乃給咨。興其年冬十月初二日自黔起行之日記也。今四十五年矣。孤子文燾識。

¹⁶ 『王雪激日記』（光緒十一年十月初二日（1885年11月8日））なお本引用中の（ ）は線で消去されている文字、■は解読不能の文字をあらわす。

甲申秋南皮夫子開府嶺南、（奏調）會尚書衡陽云望■中丞合詞奏調。乙酉夏奉檄將行、平定中丞以（秉恩）充善後局（文案）……平定內召有謂秉恩當乞留者、意不自■、因蒙請行。……師仍寄語「未且皆以養。視近■乃立善後局……。」

川を主たる交通ルートとして湖南を通り、約3ヶ月を費やして広州へ到着している。この移動ルートと時間が当時の一般的なものであったのかは、比較対象がないため考察し得ず、清末の候補官の移動ルートと時間のサンプルとして、①多少の迂回ルートであったとしても河川を船で移動する、②ある省城からある省城に移動する場合、一ヶ月～数ヶ月を要する、という2点を指摘するに留める。次節では、光緒十二年正月初九日（1886年2月12日）に広州に到着したあと、王秉恩は張之洞のもとでどのような活動をしたのかを述べたい。

【地図1】王秉恩の貴州から広東への移動地図



【参考表】王秉恩移動日程

月 日※	日記の記事	備考
十、十五	午刻上船	施秉を出發
十、十八	午通晃州	晃州は今の湖南省懷化市。施秉から瀘水を東

		進
十、十九	未刻邸沅州泊	
十、二十三	泊洪江時……	
十、二十四	自洪江合沅水竹船江、水勢頗大	沅水に合流。竹船江は運河か何かか?
十一、初二	午通浦市	
十一、初三	未初抵府	辰州に到着
十一、初七	侵曉至常德、蓋舟人回鼓、即起行也。	常德に到着
十一、十四	未初抵長沙	
十一、十七	丁丑過岳州。	湖南省最北東の府。このあと長沙へ戻り、十日ほど留まる
十二、朔	向西南。焚香燭行、礼船首。未初至潯口	長沙から湘江を南（上流）に進む
十二、初五	雷家市有釐局、舟人以船輕載麻、在此檢票	
十二、初六	經耒河口、赴粵東即經此水	湘江から耒水へ。このとき衡州府にいると思われる
十二、初十	五里肥田〔回林〕、四十五里〔又至三十里〕新城	耒水沿いの町
十二、十一	是日凡行八十里、夜雨達旦、二十里大陂市〔三十近太平寺〕、三十里牛阿洪、三十里耒陽縣、泊入城。	耒水沿いの町
十二、十三	五里上堡市……	
十二、十四	又七八里郴州……五里永興	
十二、二十五	巳刻三十里抵韶府泊西閣釐廠	広東省に入っている
正、初四	辰正過英德縣	北江を下る
正、初四	戌正泊清遠縣。是日行二百六十里	移動速度が各段にあがる
正、初六	巳初三刻到三水	
正、人	申正到仏山鎮	
正、初九	巳正船家起貨畢開行。申正抵省泊九嘴	広東省城に到着

※年は光緒十一年（1885）～光緒十二年（1886）

2、広州で王秉恩に下された札とその職務

まずは、王秉恩が広東において両廣総督張之洞の統属下で「札」を下されて職務を得た幕僚であったことを確認したい。考察対象期間である光緒十一年から光緒十四年（断続的に 221 日）の間、日記中から確認できる、王秉恩に下された「札」をまとめたのが、次にあげる【表 2：『王雪激日記』より確認できる、対象時期に王秉恩へ下された「札】である。

【表 2：『王雪激日記』より確認できる、対象時期に王秉恩へ下された「札】

	月 日※	日記の記事	備 考
a	二月二十五日	得營務処札、両院会派	督撫が營務処へ派遣する札
b	三月十七日	接善後局專辦札	善後局で働く
c	六月初八日	謁經理廣雅書局審校事宜札	廣雅書局設立の際の經理となる
d	六月二十一日	謁洋務處辦事札	洋務處への札を受け取る
e	七月初十日	奉主辦善後局札	善後局の主辦となる

※年は全て光緒十二年（1886）

それぞれの札について詳しく検討しよう。日記中から確認できる最初の札は、到着の約一ヶ月半後の光緒十二年二月二十五日（1886 年 3 月 30 日）の札 a である。これは、張之

洞と広東巡撫倪文蔚から営務處（清末に設けられた省の軍務を担う部署）への派遣を命じられたものである。この札はおそらく督撫の連名で下されたと考えられる¹⁷。よってこの段階では張之洞単独の幕僚ではなく、督撫の幕僚と考えるべきかもしれないが、張之洞を含む督撫の統属下で札を下されて職務を与えられたことは指摘できよう。

次の札 b は、三月十七日（4月 20 日）に下されたものである。札を下した主体は記されていないが、王秉恩は札 b の 2 日前に張之洞から善後局文案となることを伝えられている¹⁸。また後日、張之洞等に札の礼を伝える¹⁹。よってこの札は張之洞等から下されたと考えられる。

札 c は、六月初八日（7月 9 日）に下されたものである。これも札を下した主体は記されていないが、翌日張之洞に札の礼を伝えている²⁰。よってこの札は張之洞から下され、広雅書局の審校（校正）に任命されたと考えられる。

札 d は、六月二十一日（7月 22 日）に洋務局で職務を得ることを命じた札であるが、こ

¹⁷ 前掲の『王雪激日記』光緒十一年十月初二日（1885 年 11 月 8 日）の記述から、王秉恩の広東への「奏調」は、広東巡撫倪文蔚との共同で行われたことが分かる。そのため、最初の札 a も督撫の連名であったのだろう。

¹⁸ 『王雪激日記』光緒十二年三月十五日（1886 年 4 月 18 日）。

遇香師問見善後局札否閉、改釐務為善後文案也。

【日本語訳】

香師（張之洞）と会って〔私を〕善後局の〔文案とする〕札を下すのかどうかを尋ねたところ、釐務〔局に就ける〕を改めて、善後局の文案とするということであった。

¹⁹ 『王雪激日記』光緒十二年三月十八日（1886 年 4 月 21 日）。

重見香師謝札。

【日本語訳】

再度香師（張之洞）に会い、札の礼を伝えた。

『王雪激日記』光緒十二年三月十九日（1886 年 4 月 22 日）。

已正過撫院謝札。

【日本語訳】

巳の刻（午前十時ごろ）に〔広東〕巡撫衙門に行き、〔広東巡撫の張之洞に〕札の礼を伝えた。

²⁰ 『王雪激日記』光緒十二年六月初九日（1886 年 7 月 10 日）。

辰初見師謝書局札

【日本語訳】

辰の刻初め（午前七時ごろ）に張之洞に会い、〔広雅〕書局へ〔審校として職務を命じる〕札の礼を伝えた。

の札は『張之洞全集』でも確認でき、王秉恩は洋務局の辦事委員となっている²¹。よってこの札も張之洞から下され、局所で職務を得たと考えられる。

札 e について、七月初十日（8月9日）に善後局の「主辦²²」を命じる札である。この札が張之洞から下されたという客観的証拠は無いが、これ以前に善後局への配属を命じられ札 b が張之洞から下され、また善後局を含む広東省の局所が両廣總督張之洞の管轄下にあったことから、この札も張之洞が下したという推測は適切であろう。

以上、王秉恩に下された札についてまとめると、札 e 以外は確実に張之洞（あるいは張之洞を含む督撫）から下されている。札 e についても状況的に張之洞が下したと考えられる。つまり、王秉恩は主に張之洞の幕僚として広東省の局所で職務を得ていたといえる。

3、王秉恩の政治・生活空間

前節で見たように、王秉恩は主に張之洞から札を下され、広東省の局所で幕僚として職務を得ていた。本節では、『王雪激日記』の記述から王秉恩が広東省内の日常的にどこに行っていたかを抽出し、一幕僚の政治・生活空間の再構成を試みる。

まず基本的事項として、王秉恩の自宅所在地を確認する。日記の記述から、広東省城内の仙湖街の雷家祠に居を定めたことが分かる²³。住居の具体的な位置は後で述べるが、居を構えてから札 a が下されるまでは、上司（督撫・布政使・按察使・道台等）への挨拶²⁴や読書²⁵が中心であり、めだった動きは見られない。

札 a が下されてからは、当然任命された部署へ行くことになる。広州着から札 e 以降に

²¹ 「札司道講求洋務」光緒十二年六月二十日（1886年7月21日）『張之洞全集』第五冊、pp. 112-113。内容については第二章、註 50 に挙げたので割愛する。『張之洞全集』では二十日、日記では二十一日であるが、洋務局の辦事委員となるという内容から同様のものと考えられ、札の発布が二十日、王秉恩の閲覧が二十一日ということであろう。

²² 局所において主辦という役職が置かれたことはなく、註 26 と合わせて考えると、その局所に常駐して職務を担う「坐辦」を意味しているのであろう。

²³ 『王雪激日記』光緒十二年正月初十日（1886年2月13日）。

定宸仙湖街雷家祠

【日本語訳】

仙湖街の雷家祠に居を構えた。

²⁴ 例えば『王雪激日記』光緒十二年正月十七日（1886年2月20日）に「早謁制憲晤。」（【日本語訳】早朝に制憲に拝謁して話をした。）とある。制憲とは両廣總督張之洞を指している。他にも十六日に布政使に、十七日に肇慶府知府に面会している。

²⁵ 例えば『王雪激日記』光緒十二年正月二十六日（1886年3月1日）に「閉門讀左伝補正。」（【日本語訳】今日はずっと自宅で『左伝補正』（顧炎武『左伝杜解補正』か）を読んでいた。）とある。

おいて、『王雪激日記』中に見られる地名や場所の名前を抽出してまとめたものが、【表 3】**対象時期における『王雪激日記』中の地名**である。それぞれの期間で政務関係の場所に行つたことが確認できるものと、政務以外の地名等に分けて整理している。政務かそれ以外かの日数を小計でまとめ、それぞれの期間の日数で割ったものが比率である。

この【表 3】から明らかなように、札が加えられるごとに政務場所に行く比率が増え（札 c～d で一端減るが）、札 e 以降急激に増加している。これは札 e 以後に善後局で主辦（坐辦）するようになり、政務が増加したためと考えられる（善後局のみの比率でも 58.9）。王秉恩自身も日記の中で²⁶、「早朝は曇、午前十時は晴。八月以降久しく雨が降っていない。今月の前半は師（張之洞）が風邪をひいていたが、ようやく治ってきた。……〔私は善後〕局で「坐辦」で職務を得てからというもの、連日午前十時に出勤し、午後六時に帰途についている……一日の中で暇な時間など本当に少ないのである」と述べているように、善後局の「坐辦」、つまり善後局を主たる職務場所としてから、多忙であることを記している。それに対し、政務以外の場所への訪問は、その比率にあまり変化は見られない。

次に、『王雪激日記』中に記載される訪問場所がどこに位置するのかを、光緒初めごろに地方志の地図²⁷にプロットしたのが、末掲【地図 2】王秉恩の政治・生活空間概念図である。

まず仙湖街の雷家祠にある自宅は中央やや下方に位置する。【表 3】中に挙げた政務の地名は、【地図 2】の点線であらわした楕円（南北の長軸 2km 弱、東西の短軸約 500m）の内に収まる。さらに札 e 以後は実線で示した 500m 圏内の善後局を主たる政務の場としている。また双門底歩いて行ったという記述²⁸や、【表 3】にあるように靖海門の乗船場を使用することが多いことから、日常的に「最寄り感覚」があるのは、半径 500m 強の実線の楕円の範囲であると考えられる。

つまり広州で張之洞の幕僚となり、局所で職務を得ていた王秉恩の政治・生活空間は、広くても南北 2km 弱、政務が多忙になった後には、半径 500m 圏内であると考えられるのである。

²⁶ 『王雪激日記』光緒十二年九月二十六日（1886 年 10 月 23 日）。

早陰已晴。八月以後久不雨。前半月師感冒、近将稍癒。……自坐辦局務、逐日已出酉帰。……終日尠暇矣。

²⁷ 瑞麟等修、史澄等纂、光緒『廣州府志』卷八、輿圖、葉三・四（清光緒五年（1879）廣州粵秀書院刻本影印、中国方志叢書、華南地方 1、台北、成文出版社、1966）。本補論で検討する時期から 7 年程前であるが、廣州府の地名等は大差はないと考えられる。

²⁸ たとえば『王雪激日記』光緒十二年四月朔（1886 年 5 月 4 日）に「歩至双門底購丸薬。赴局帰。」（【日本語訳】徒步で双門底に行って丸薬を買った。〔善後〕局に寄ってから帰宅した。）とあり、徒步で双門底にいったことがわかる。これ以外にも双門底にはたびたび買い物等を行っている。

【表3】対象時期における『王雪激日記』中の地名

場所	広州着～札a(45日)			札a～札b(21日)			札b～札c(52日)			札c～札d(13日)			札d～札e(17日)			札e～(73日)		
	政務	其他	備考	政務	其他	備考	政務	其他	備考	政務	其他	備考	政務	其他	備考	政務	其他	備考
善後局					1			5	大仏寺西		2			3			43	
常務處																2		
洋務處																1		
礦政局		1														3		
總督衙門		1														3		
巡撫衙門																3		
布政使衙門							1											
按察司衙門							1											
鹽運使衙門							1									1		
廣州知府衙門							1									2		
官廳							1	總督衙門？										
南厅							1	總督衙門？								2		
簽押房							2	總督衙門？										
葵坡精舍	1	一泊旅行																
7 広雅書局																1	1	同僚と宴会
學海堂		1	一泊旅行													1	3	
応元書院		1	一泊旅行															
仙湖街		1	自宅															
十七、八甫	1																	
六榕寺	1																	
大通寺																		
双明底							1	書籍購入		1	乗購入							
文明門							1	兄と会う									1	
觀音山(粵秀山)		1	一泊旅行															
東山											2							
靖海門馬頭															1	知人と食事		
天字馬頭																		
小計	0	7		3	2		12	5		2			8	0		60	4	
比率	0.0	15.6		14.3	9.5		23.1	9.6		15.4	15.4		47.1	0.0		82.2	5.5	

※註

・誰かと会っているが、場所が不明な場合はカウントせず
 •札の札を伝える場合も政務にカウント
 •比率=該当日数/総日数×100
 •1日に同じ場所を複数回訪れていても1回カウント
 •私が下された日は後方のカウントでカウント

四、おわりに

本補論では、張之洞の一幕僚として王秉恩を取り上げ、彼の日記である『王雪激日記』中の記述から、河川を交通ルートとし 3 ヶ月かけて貴州から湖南を通り広東へ移動したことと、広東到着後、張之洞から札を下されてその幕僚となった後の政治空間が最大で南北約 2km、東西約 500m の範囲であり、多忙な時期は 500m 圏内にとどまり、日常的に「最寄り感覚」があるのも自宅から半径 500m 強の範囲であったことを示した。これが広東で幕僚として駆け出しだした王秉恩の政治・生活空間であったと考えられる。

さて、咸豐・同治期、江南の郷居地主の場合、直径約 20-30km の楕円が彼らの生活空間であり、その範囲はいくつかの鎮にまたがっていた [稻田 1990]。時代、社会的身分が異なるので単純な比較はできないが、幕僚の政治・生活空間は、省城内の比較的狭い地域に限定されていたといえよう。また「坐辦」で善後局において働くようになった後の王秉恩が「暇な時間など本当に少ない」と述べるように、坐辦や上級の職務を与えられた幕僚は、当時の通念的な労働環境から考えると多忙であったのだろう。これは札 e 以降、善後局へ頻繁に訪れていることから数値的にも補完される。

このことを、幕僚を抱える督撫の側から考察してみよう。第二章で見たように、張之洞は省内の政治を行う際、旧来の地方政治体系の外に局所を多設し、そこに幕僚を配置していた。本補論でみた王秉恩はその一例であるが、彼のような他省から「奏調」によって呼び寄せた「有能」な幕僚については、複数の札を下し重要な職務を与えていた。つまり、王秉恩の比較的狭い政治・生活空間は、自身の「有能」さの証であると同時に、張之洞の期待および与えた職務の重さの表れであった。張之洞は王秉恩以外にも幕僚を抱えており、そういった幕僚を比較的狭い空間に「押し込め」て職務に従事させることで、旧来の地方行政体系では扱いきれない、清末特有の省レベルの新たな政務を遂行していたのであろう。

本補論では、第二章で考察した幕僚の実態を探る基礎的な作業として、王秉恩の日記からその政治・生活空間を再構築した。しかし、幕僚が具体的にどのような政務をこなしていたのかまでは、日記史料の特有の性格（網羅的・全体的・詳細であるが、断片的・断続的・否説明的である）から言及できなかった。幕僚の具体的政務活動については今後の課題とするが、幕僚がその主たる政務場所としていた局所の働きについては、次の第三章で山西省の財政関係局所を詳しく検討し、清末地方政治における局所の位置づけを試みたい。

〈注記〉

本補論の主史料である『王雪激日記』について、その台湾国家図書館での調査・収集にあたっては、独立行政法人日本学術振興会の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」による支援を受けた。

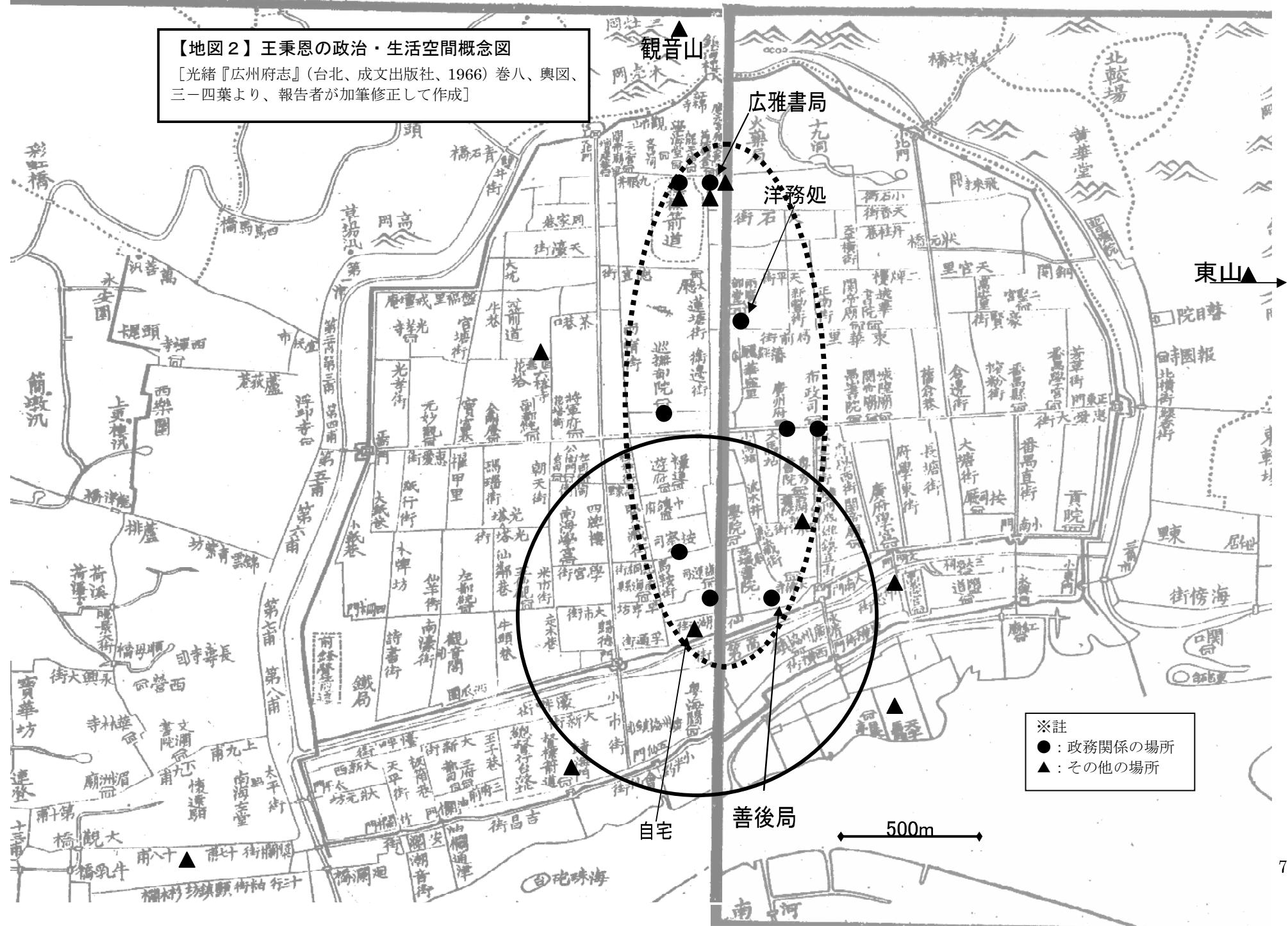
補論 清末一幕僚の政治・生活空間 ——王秉恩「王雪激日記」の分析から—

【表1】王秉恩連年表

元号	西暦	年齢	日記の題名	始	終	籍	番	王秉恩に関する事柄	当時の身分	史料来源	張之洞の動き
道光25	1845	1						四川省華陽県に生まれる			
同治8	1868	24	養雲山墅日記	閏4	12	1	1				
同治9	1869	25	養雲山墅日記 養雲山館日記	1 4	3 12	1	1 2				
同治10	1870	26	養雲山館日記 養雲儂館日記	1 4	3 12	1	2 3				
同治11	1871	27	培山日記	1	9	1	4				
同治12	1872	28									
同治13	1873	29						四川鄉試に合格(考官は張之洞)		民国『華陽縣志』卷十五、「王秉恩伝」	
同治14	1874	30	甲戌日記(上) 甲戌日記(下)	2 9	9 12	1	5 6				
光緒1	1875	31	乙亥日記	1	12	1	7				
光緒2	1876	32	(表紙無し)	1	12	1	8				
光緒3	1877	33	丁丑日記 (表紙無し)	1 4	4 10	1	9 10				
光緒4	1878	34	戊寅日記	1	12	1	11				
光緒5	1879	35	(表紙無し)	1	12	1	12				
光緒6	1880	36	(表紙無し) (表紙無し)	1 11	10 12	1	13(1) 13(2)				
光緒7	1881	37	強学宦日記 (表紙無し) (表紙無し) 帰蜀日記	1 3 5 7	2 2 2 閏	1	1			※凡例 始: 日記の開始月 終: 日記の終了月 縮: 国家図書館のマイクロ巻号(全3巻) 番: マイクロ収録の順番。報告者が付す。 『全集』、『張之洞全集』武漢版。 『幕府』: 黎仁凱『張之洞幕府』『洋務干才王秉恩』pp. 249-254。	
				2	2	2	1				
				4	2	2	2				
				7	2	3(1)					山西巡撫
光緒8	1882	38	帰蜀日記 強学宦日記	8 10	9 11	2	5 3(1)				
光緒9	1883	39	(表紙無し)	9	11	2	4				
光緒10	1884	40	強学宦日記	1	2	6	4				両広総督
光緒11	1885	41	粵游日記	10	12	2	6(1)				
光緒12	1886	42	(表紙無し)	1	7,9	2	6(2)	辦理洋務處辦事委員	奏調貴州候補知県	『全集』5、「札司道講求洋務」光緒十二年六月二十日	
光緒13	1887	43	(表紙無し)	1	閏3	2	6(3)	廣雅書局設立事業の總辦 廣雅書局提調	試用同知	『全集』5、「会札委知府方功惠等監修廣雅書院」光緒十三年閏四月十五日 『幕府』	廣雅書局設立(六月)
光緒14	1888	44	(強学宦日記)	1 8	1 8	2	3(2)				
光緒15	1889	45						候補知府	『幕府』		湖広総督
光緒16	1890	46							『清史稿』卷280, 283, 287		
光緒17	1891	47									
光緒18	1892	48	息■日記	1	12	2	7(1)				
光緒19	1893	49	息■日記 息■日記	1 8	7 12	2	7(2) 8				
光緒20	1894	50	息■日記 息■日記	1 11	9 12	2	8 9	張之洞の招きで南京に異動	広東候補道	『全集』4、「致總署」十月二十四日、亥刻發	両江總督兼務(約2年)
光緒21	1895	51	息■日記	1	7	2	9	張之洞の推薦 湖北へ上奏で異動	奏調江南差委廣東候補道 廣東候補道	『全集』3、「薦举人才摺 並清单」六月十八日 『全集』3、「請調道員王秉恩赴鄂差委片」十二月	
光緒22	1896	52						營務處總辦 織布局總辦 武備學堂總辦 槍炮局總辦を代辦	奏調湖北差委廣東候補用道 奏調湖北差委廣東候補道 奏調湖北差委廣東候補道 同上 同上	『全集』5、「會委王秉恩總辦營務處」五月初四日 『全集』5、「札委王秉恩總辦織布局務」五月十一日 『全集』5、「札委王秉恩等籌辦武備學堂」七月初一日 『全集』5、「札委王秉恩暫行代辦槍炮局」八月二十九日	
光緒23	1897	53						新紗局之督辦	奏調湖北差委廣東用道	『全集』6、「札委王秉恩督辦紗局務」二月初三日	
光緒24	1898	54						商務局を開辦	派委湖北差委候補道	『全集』6、「札委王秉恩在漢口相地開辦商務局」七月二十二日	
光緒25	1899	55						銀元局の坐辦の總辦	奏調差委廣東候補道	『全集』6、「札委王秉恩總辦銀元局」十一月二十一日	
光緒26	1900	56						上海で器械購入	『幕府』		
光緒27	1901	57	(表紙無し) 息■日記	1 8	7 12	2	10 11				
光緒28	1902	58	息■日記	1	8	2	11				両江總督兼務(約1年)
光緒29	1903	59	息■日記	1	4	2	11				
光緒30	1904	60						広東署糧道	『幕府』		
光緒31	1905	61	補管齋日記	1	12	2	12				
光緒32	1906	62									
光緒33	1907	63	補管齋日記	1	12	3	1	「第二次彈劾事件」	廉欽道	『清史稿』卷574	体仁閣大学士・軍機大臣として北京へ
光緒34	1908	64	(表紙無し) 石桃寄廬日記	1 7	6 12	3	2 3				
宣統1	1909	65	石桃寄廬日記 憩桐書屋日記	1 9	8 11	3	3 4	督辦粵漢鉄路駐粵分局總辦	『幕府』		逝去
宣統2	1910	66	憩桐書屋日記	2	12	3	4				
宣統3	1911	67	梶井日記	1	8	3	5	辛亥革命以降は上海で隠居	『幕府』		
民国17	1928	84						上海で逝去	『幕府』		
									民国『華陽縣志』卷十五、「王秉恩伝」		

【地図 2】王秉恩の政治・生活空間概念図

〔光緒『広州府志』(台北、成文出版社、1966) 卷八、輿図、三一四葉より、報告者が加筆修正して作成〕



第三章 清末地方政治における財政関係局所 ——山西省の攤捐改革を中心に——

一、はじめに：清末の財政と局所研究の問題点

旧中国においては、中央財政と地方財政は明確に区分されず、特に州県の地方行政経費は正規の財源措置がなされなかった。そのため、州県衙門では上納する税以外の銀両を「存留」として留め置くほか、清代の雍正年間には、地方官の追加手当として「養廉銀」が創始された。しかし一省内の地方行政機構内には、省の上級衙門に下級衙門から銀を上納する「規札饋送」や「陋規」等と呼ばれる弊習があり、その銀両を確保するため胥吏等は民衆から追加的徴収を行っていた。こういった非正規の財政体系は、清代における事実上の州県の地方財政であったとされる〔岩井 2004、p. 16〕。

こういった弊習の中に、「攤捐（攤款・捐攤）」というものがある。本章で検討する山西省を初めとして、18世紀中葉から清朝各地の政治・財政を記した史料中に攤捐の語はあらわれる。この攤捐は「社会経済発展のもたらす行政業務拡大と、銀価値の相対的下落＝物価上昇を主因とする財政逼迫をその背景」として生じたとされる一方、正規の地方財政が確立していない当時には、清朝中央及び各省の地方大官にとって改革すべき財政問題の筆頭であった〔岩井 2004、pp. 47-53〕。本章で検討するように、18世紀以降の歴代の山西巡撫は、施策を講じて攤捐の改革を試みるが、その抜本的な改革を断行して成果を挙げたのは、光緒七年末から十年初（1882-1884）まで山西巡撫の任に当たった張之洞であった。結論を先取りするならば、張之洞は山西省全体を管轄範囲とする財政関係の「局所」を設立・利用したことで、大部分の攤捐に代わる財源の確保に成功したのである。太平天国以降、督撫は省内政治・財政等の恢復を目的として、「善後局」「釐金局」等の局所を多設し、そこに「幕僚¹」を配置した。この時期に清朝の財政構造が大きく変化したことは多くの先学が指摘するところである。

清初の理念としては、布政使等を地方に派遣して正額（地丁銀両）を国家財政として徴収・輸送・報告させて中央戸部の管理下に置くとしたため、地方財政が生じる余地は全くなかった〔岩井 2004、p. 104〕。ただ実際は事実上の地方財政が存在したわけであるが、太平天国の時期を経て、これは清末各省の陋規改革によって大幅に整理された〔山本 2002a〕。しかしこれはかつての地方財政が正額に組み込まれたのではなく、釐金をはじめとする「外銷（公的に徴収されるが、中央に送られずに地方で処理される銀両）」が増大し、事実上の省財政が形成される基盤となった〔岩井 2004、p. 190〕。またさらにその外側に旧来の事実上の州県の地方財政が存在するという重層構造を呈すように財政構造が変化した〔岩井 2004、pp. 142-143〕。そしてこれは「督撫専権」・「洋務運動」ひいては近代化への基盤と

¹ 幕僚については第二章参照。

なったとされる〔羅 1939〕。

さて、張之洞が設立・利用した局所と総称される機構の実態については、明らかになつていかない部分も多い²。80 年代以後の局所に関する諸研究をまとめた岩井茂樹氏の議論を手がかりに、局所に関する研究の問題点を整理したい。

財政上の権力を伸長させた總督・巡撫のもとに「局」や「所」という名称を帯びる非法定的な行政機構が形成され、その機能を拡大していった。これは、釐金を柱とする正税外の公課を徴収する、軍需の調達をする、行政の回復を支援するなどの特殊目的のために設置されたものである。^①伝統的な「幕友」の制度が總督・巡撫の官舎の外に拡張し、機能分化と肥大化を遂げたものと考えることができる。^②各種の「局」や「所」には官吏ではなく、候補官（捐納によって任官資格を得た富裕層が多く含まれた）から選ばれた「委員」や、その地域内の紳士からなる「委紳」が配置された。人事権はおおむね總督・巡撫の握るところであった。^③總督・巡撫は、旧来の行政系統の外側で、省内出身の紳士との直接的結合をもたらす「局」や「所」などを支配することを通じて、省内における実質的な行政能力、権限の強化を実現した〔岩井 2009、p. 128〕。

岩井氏は、①局所とは幕友が機能分化と肥大化を遂げた変種であり、「旧来の巡撫の幕友の制度が拡大してより公的な性格を帯びるようになった」〔岩井 2004、p. 137〕とする。周知の通り、幕友とは明清時期の地方官が、主に裁判と徵税の実務的補佐のため、私的に招聘した秘書たる存在であった〔宮崎 1958〕、〔C'hu1962〕。この私的な幕友が公的な性格を帯びるようになったのが局所であると指摘する。ただ、局所で職務を得たのは幕僚であり、

² 『清国行政法』第五巻、第四編 財政行政、第一章 概論、第二部 財務官庁、第二 特別地方財務官庁、p. 316 引用に際して参考しやすいように表記を改めた。また引用文中の記号・番号と下線は執筆者の補足による。以下同様。

茲に開列する官庁は、多くは A 会典に規定せられざるものにして、咸・同以来財政支絀の結果、土地の状況に応じて B 臨時に設置し、後に至りて未だ遽に廃棄すること能はざるものに属す。今其二三を挙ぐれば、軍需・善後・支応・報銷の諸局にして、共に c 財務に関する官庁たることは明白なれども、其何事を管理するかは、今之を知ることを得ず。又近來新政を挙行するに至りては、其名目甚多し。而して D 此等は多く督撫より部下の実缺、若くは候補官吏を派出して管理せしむるものにして、直接に布政使に隸属するに非ず。只中に或いは布政使にして本官を帶びながら、兼ねて某局総辦に任するの例なきに非ず。然れども布政使たるを以て、当然其事を管理するの謂には非ず。又縱令布政使が局事を兼管するも、唯虚位を擁して畫諾を為すに止まり、実權を握る者は別に其人あること、往々にして見る所なり。

要点をまとめると、A. 『大清会典』に記載されていない、B. 臨時に設置されたが、清最末期まで存続している、C. 何を管理するかの詳細は不明、D. 督撫（省の長官たる總督と巡撫の総称）が派遣した候補官等が実質的に管理し、布政使に直属しない、となろう。

幕友とは異なる。岩井氏のいう機能分化と肥大化についての詳細な検討が必要であろう。

また、②では局所で職務を得るものについて、「委員」と「委紳」を挙げている。局所にこの両者が存在したことは共通の理解になっている〔新村 1983〕、〔山田 1991〕、〔原 1999〕、〔土井 2000〕、〔山本 2002a〕、〔辻 2011〕。ただ先行研究で述べられるのは、主に州県を単位として設置された局所、ないしは州県に設置された省行財政機構の出先機関（釐卡など）における「委紳」の存在である³。そこには確かに督撫によって派遣された「委員」が存在したが、「委紳」を督撫が指名した事例は管見の限り見当たらない。つまり、州県レベルの局所と省レベルの局所を同列に語る妥当性には再考の余地があろう。省レベルの局所については、清末の釐金や洋務運動といった旧体制改革の一例として触れられる⁴のみであり、その具体的な機能の考察には不十分な点が多く残されている。

そして、③委紳の行政参加、および督撫の在地紳士との結合による管轄地方支配の強化が指摘される。さらに局所と「それを支える「外銷」の資金を確保することによって、総督・巡撫の権限拡大と外省の行財政の自立化は、その橋頭堡を得ていた」とする〔岩井 2004、p. 137〕。

岩井氏の議論は、多くの示唆を与えるものであるが、この議論をもとに、局所研究の課題点をまとめると以下の点が挙げられる。①州県レベルの局所と省レベルの局所とに弁別

³ 〔臼井 1989〕で挙げられる蘇州紳士潘曾璋は、舉人にすらなれなかつたが、一族の恩恵により北京で官職を得て、帰郷した後は馮桂芬の仲介等により、李鴻章治下の蘇州で「会防局」や「収租局」の設置等に奔走し、省政府レベルでの政治参画を果たした。李鴻章が情報収集と資金調達のため、潘曾璋の人脈と影響力を利用し、これにより中央から県に至る階級的行政系統に替る、督撫—紳士による新たな行政体制をもたらしたとされる。臼井氏の挙げる潘曾璋が省レベルの局所で職務を得ていたか、彼が「委紳」と呼ばれる存在であったかは明示されないが、省レベルで政治に参加する紳士の類い稀な例である。

また〔溝口 1983（再録 1989、pp. 218-219）〕では、「保甲組織としての保衛局が省レベルの組織であり、省レベルの郷紳すなわち省紳が登場していること」を指摘し、また清朝最末期に諮議局が省紳を議員としていること等を述べている。しかし省紳の登場が、督撫の委任であるのかは明示されず、溝口氏も「省紳の登場が省レベルの保衛局を民間の手で作り出している」と述べ、清末地方自治の視点で論じていることから、督撫が委任した省レベルの局所の委紳とは考えにくい。

⁴ このような研究は〔黒田 1994〕、〔山本 2002a〕、〔岩井 2004〕のほか、主に中国や台湾で行われている。〔羅 1936〕、〔鄧 1998〕、〔樊 2003〕等を参照。〔鄧 1998、pp. 57-58〕では、『清国行政法』引用文中に挙げられた軍需局、善後局、支応局、さらに釐金局や籌款局といった局所について、太平天国鎮圧と善後策ための費用を当地で徴収する機構であり、布政使司には直属せず督撫に直属し、旧来の省財政機構とは統属関係になかったとされるも、具体的な機能については述べられていない。

した理解。②省レベルの局所の機能の明示。この2点の理解を通じて、初めて局所が督撫の支配権強化といかなる関係にあったかが明確になろう。

以上のように、局所は清末の地方政治・財政を語る上で非常に重要なファクターである。本章は、張之洞による局所を利用した攤捐改革について、それ以前の攤捐改革計画と共に検討し、そこから見えてくる省レベルの局所（主に財政を扱う局所）が清末地方政治において果たした役割を考察するものである⁵。

二、清末山西省の社会的・財政的状況と局所

1850年代の太平天国運動が、清代の地方政治・財政・軍事に大きな変革を迫ったことは論を待たない。加えて山西省では、1860年代前半の「秦隴の軍（陝西・甘肅のイスラーム反乱）」の影響、および光緒三年（1877）の旱魃以降、断続的に発生した自然災害の影響で経済は衰微した〔武・陳 1994、p. 41〕。その復興策や税収を整理するために、局所が設立され善後策が行われた。地方志の記述から、光緒中葉の山西省に存在した「公所」をまとめたのが、【表1】光緒中葉における山西省の「公所」一覧である。

【表1】光緒中葉における山西省の「公所」一覧

名称	所在地	開設時期	開設者	内 容
皇華館	新南門街松花坡	光緒八（1882）	巡撫張之洞	
宝晋局	上馬街	順治二（1645）		銅錢の鑄造。大同鑄錢局と平定州宝泉局を下部にもつ
鉄綢局	鼓樓西街	光緒九（1883）	巡撫張之洞	中央へ送る鉄・綢・紙・紬・硫黄の処理を担任。品目の移送費は元来州県からの攤捐であったが、外銷の利息で行う
籌餉局	布政司署 (府治の西に移動)	咸豐七（1857）	巡撫英桂※	省内の釐務を一括に管理。数十の釐卡を下部に持つ
清源局	布政司署	光緒八（1882）	巡撫張之洞	交代・軍裝・工程・桑縣・善後局の事務を引き継ぐ
發審局	太原府署			教案局もあり、交渉事件を扱う
濬文書局	橋頭街	光緒五（1879）	巡撫曾国荃	司道が書籍の刊刻を担う。通志局と共に捐款を使用
保甲局	不定	光緒二（1876）	巡撫鮑源深	委員と營弁がパトロールする。最初は5箇所、光緒十一年（1885）に一旦廃止、翌年1箇所のみ復活
養濟院	各州県など			以前は惠民局。身寄りのない者や障害者への救済を担う。官紳の寄付で創設。地丁から経費支出
普濟堂	晋府街			
育嬰堂	西羊市街			棄て児や病気の嬰児を救済。紳士の寄付で創設。公的資金の利息から経費支出。
保嬰局	陽曲県主簿署	光緒元（1875）		溺女を救済。大吏の寄付等からの支出で創設
牛痘局	三府巷（七府營の同 善堂内に移動）	同治十三（1874）	巡撫何璟※	光緒十年（1884）に今の場所に移動。毎年春～秋に開設。種痘を実施

⁵ これ以後本章では、特に注記しない限り、局所の語を「省レベルの財政関係局所」の意味で使用する。

広仁飯廠	北廠は文殊寺、南廠は南門外晋福寺	乾隆四十七(1782)	巡撫農起	貧民救済機関。光緒六年(1880)に曾国荃が経費を定める。経費は府州の攤捐、公的資金の利息、寄付金など
棲流所	大東門外黒土坡	光緒八(1882)	按察使松椿	貧民救済機関。専門の資金無し。各州県に留養局を下部にもつ。
清徭局	陽曲県及び衝駅の州県	光緒五(1879)		差徭の整理。各州県の紳士が創設
電報局	■米巷・平遙県の馬駅	光緒十七(1891)	天津公司	電線は北は北京まで、南は陝西まで。委員が補助的に処理
同善堂	七府營	光緒十七(1891)		官紳が協力して創設

【典拠】光緒『山西通志』卷八〇、公署下、公所。

※以前に存在したが、当時に既に撤廃されたものは含んでいない

※史料中には「巡撫英」と記される。咸豐七年の山西巡撫は六月まで王慶雲、六月からは恒福である。このとき英桂は河南巡撫である。英桂は咸豐八年の八月から山西巡撫に異動している。史料は年度・人物のいずれかが誤っている。

※史料中には「巡撫何」と記される。同治十三年の山西巡撫は鮑源深であり、このとき何環は服喪中である。何環が山西巡撫であった時期は同治九年(1870)七月～十年九月までである。史料は年度・人物のいずれかが誤っている。

古くは順治二年（1645）に設置された宝晋局という銅銭の鋳造局があるが、「公所」の多くが1850年代後半以降、山西巡撫⁶の主導で設置された局所であったことが分かる。この中で本章に関係するのは「鉄絹局」・「籌餉局」・「清源局」であるが、後で確認するように清源局で職務を得る人物は、巡撫から札を下された布政使等の実職をもつ者か、候補官等⁷であった。札で職務を得た候補官等は、張之洞の幕僚といえる人物である。他の局所の人員配置の実態は不明であるが、これも後に述べるように巡撫が札で鉄絹局や籌餉局に命令を下していたことが確認できるので、これらの「公所」も局所であると考えられ、清源局と同じく幕僚が配置されていたと推測される。つまり、太平天国運動以降の山西省では、隣省の反乱と自然災害が相まって社会経済は混迷を深め、その善後策を執るために巡撫の主導で多くの局所が設置され、幕僚が職務を得ていたのである。

また、清末の山西省において財政を圧迫していたものの1つは、「差徭」であった⁸。差徭とは駅站における費用確保のため、地丁銀両に追加して徴収された銀両だが、前述した太平天国と陝西・甘肅のイスラーム反乱を契機として急増した。光緒八年（1882）に張之洞が「公費」という名目の規札饋送（下級衙門から上級衙門への上納金）を削減したうえで、現実的範囲で差徭を削減したとされる。そして商品経済の展開が遅れている山西では、強固な省財政を構築できず、後も田賦の附加徴収以外に新たな財源を見いだせなかつたともされる。

以上の様に、清末の山西省は社会経済が衰微したため、また規札・差徭等の増加に対処するため、局所が設けられていた。以下ではこのような状況下で断続的に行われた歴代巡撫による攤捐改革を検討していく。

⁶ 雍正四年（1726）以降、山西省を管轄する總督は存在せず、山西巡撫が行政機構のトップであった。

⁷ 候補官等については〔伍 2004〕をはじめとする伍氏の一連の研究を参照。

⁸ 以下差徭については〔山本 1995〕を参照。

三、清末山西省の攤捐改革

1、攤捐の性格

まずは攤捐とはどのような性格をもつ陋習であったかを整理しておこう。『清国行政法』では「攤捐銀とは道府州県官の養廉銀内より捐出せしむる所の銀両なり」と見え、道台以下の地方官が養廉銀から出し、攤捐銀を出せない地方官に関しては、まず布政司銀庫から立て替えて支出し、以後当該官の養廉銀から控除するとある⁹。

また岩井氏も、「省・府の官府が行う業務のうち、法定的な正規の財政のなかで財源措置されていないもののために、省内各官が「捐」、すなわち形式上は寄金、実際には強制の費用分担をひき受けることである」とし、下位の衙門は養廉銀から攤捐を捻出するのが通例であり、乾隆以降、嘉慶・道光期に各省で増加。攤捐によって養廉銀はそのほぼ全てが布政司庫に上納され、州県は附加税や追加的な課徴を行うのが常態化したとしている[岩井 2004, pp. 47-53]。

上掲の先学を整理すると、攤捐とは①目的：地方上級衙門が行う業務遂行、②財源：大部分は下級官僚が上納する養廉銀、③影響：州県による民衆への追加的徵収を惹起、とまとめることができよう。ここで①の目的について、やや立ち入って検討したい。後掲【表 2-1】～【表 2-6】は 18 世紀中葉以降の山西省における攤捐の支出項目を時代別にまとめたものである。また【表 3】は光緒八年（1882）からの張之洞による攤捐改革の計画を記したものである。「項目」の欄を見ると、確かに山西省内で使用するための銀両が多数を占めるが、時代がくだるにつれ中央への物資運搬等の費用が遞増する。特に嘉慶二十五年（1820）以降、平好鉄（山西省が鋳造し中央への送付が義務づけられていた平鉄と好鉄）の中央への運搬費の不足分が攤捐によって支出されるようになると、張之洞が「山西省の攤捐の中で最も官が煩うものは、平好鉄にはかなりません。毎年〔中央（工部）に〕送るべき平鉄は 80,498 斤、好鉄は 4 回合計 20 万斤であります。「例支価脚（前例で支出すべきとされる運搬費）」は銀 11,300 両余り、〔これに対し実際は〕不足する運搬費や「部飯（当該六部への追加銀両）・部費（当該六部の胥吏の給与のために送る追加銀両）」とその運搬費は銀 39,000 両余りにのぼり、州県がこの〔不足分の〕攤捐を支出しているので、各〔州県〕官はこの平好鉄の攤捐に苦しんでおります¹⁰」と述べるように、攤捐の銀両の多くを占める（40～50%）よ

⁹ 『清国行政法』第三巻、第一編 内務行政、第八章 交通、第二節 船舶、第三項 官船の修造、第一 戰船の修造、（二）工事の経費、pp. 302-303。ただ同項で攤捐銀の用途を戦船修造のためとしているのは、やや的外れと言わざるを得ない。

¹⁰ 「籌補鉄款片」光緒八年六月十二日（1882 年 7 月 26 日）趙德馨主編『張之洞全集』（武漢、武漢出版社、2008）第一冊、奏議、pp. 89-90。史料訳において、〔 〕は執筆者の補足、（ ）は執筆者の説明を表す。

晋省攤捐之最為官累者、無如平好鉄。毎年応解平鉄一批八万四百九十八斤、好鉄四批共二十万斤。例支価脚銀一万一千三百餘両。尚不敷価脚及部飯・部費・盤費等銀三万

うになった。他にも表中で背景色をつけた攤捐の項目は、中央へ物資を運搬する際の費用ないしは中央の官吏のための銀両であったと考えられ、確かに攤捐は地方上級衙門が銀両を処理するが、単純に全てが省内政治に還元されたとは考えられず、半数近くは中央からの財政的压力に起因するものであったと捉えるべきである。つまり攤捐の①目的とは、地方上級衙門が行う業務遂行ないしは中央からの財政的压力に対応するため、と考えるべきであろう。

2、張之洞以前の攤捐改革案

張之洞が赴任する以前の山西省において、どのような攤捐改革が行われようとしたのかを、重修『晋政輯要¹¹』の記述を中心に時代順に整理しよう。その際、省内政治機構のどの部署が攤捐を管理したのかということと、攤捐を補填する場合にどのような財源を確保したのかの2点に特に注意を払いつつ論を進めることとする。

重修『晋政輯要』における攤捐の記述は、乾隆二十三年（1758）三月、布政使・按察使・冀寧道からの文書に対して巡撫塔永寧が下した批文から始まる〔葉五九-六三〕¹²。当時の攤捐の項目については【表 2-1】

【表2-1】乾隆二十三年（1758）

項 目	銀額	管理部署	備考
1 辦解駝隻雜費			臨時の攤捐
2 大同府餒養軍駝倒獎駝值			臨時の攤捐
3 会城西門外增築埽工			臨時の攤捐
4 刊刻三禮儀疏工料			臨時の攤捐
5 修補台山工程			臨時の攤捐
6 隆冬収養貧民經費			臨時の攤捐
7 解部飯食脚費		布政司	
8 解部借支養廉解費		布政司	
9 塘站工食		布政司	
10 撫憲衙門本揭繕書工食銀両		布政司	
11 震司衙門書吏繕書飯食銀両		州県から直接按察使衙門に送銀	
12 刊刻奉行條例值	176	布政司	
13 科場經費		太原府庫	
14 書院膏火	216		息銀216両を支給。 1,000両の削減
15 公帑陽曲縣繁費銀両	1,000	太原府庫	
16 城守尉暨筆帖式以及撫憲衙門筆帖式養贍不敷		太原府庫	
17 事故人員無力回籍公捐路費		布政司	裕福な人員には支給せず
18 辨造成事宜冊籍工料		布政司	3年に一度発給
19 辨理茶煙解往烏里雅蘇台交收、接收直省馬匹轉解陝省、採買駝隻解送肅州不敷價値盤費	8,960		
20 冀寧道衙門書吏	600	冀寧道	

九千餘両、由州県攤賠、各官苦之。

¹¹ 剛毅修、安頤纂、重修『晋政輯要』卷十五、戸制、庫藏、附載旧例（歴届攤捐案）（光緒十三年（1887）刊本、『續修四庫全書』883-884）。以下、本章で重修『晋政輯要』卷十五を典拠とする場合、葉数のみを記す。

¹² [岩井 2004、p. 47] でも述べられるように、ここでは攤捐の語は使用されていないが、その内容から攤捐と同様であると考えてよく、本章では繁雑さを避けるため攤捐の語を使用する。

に挙げた通りである。管理部署について、省内政治機構において税両を管理する布政司が攤捐も管理するほか、太原府や冀寧道が管理したり、州県から直接按察使衙門に送られたりしている。これは巡撫自身が「[攤捐のうち] 何を残すべきで、何を撤廃すべきで、何を削減することができるのか、また〔州県から〕上納されてきた各項目の銀両については、必ず布政司庫が収支の管理をするべきもの、他の衙門に収支を管理させるように改めるもの¹³」を決めると言っていることからも、管理部署は布政司をベースとしつつも、攤捐の用途と使用する場所や衙門によって、布政司以外に送られていたと理解できよう。

次に嘉慶七年（1802）巡撫伯麟が、攤捐の削減に関する布政使からの報告に対する下した批文を整理する〔葉六三・六五〕¹⁴。これ以前に巡撫は太原府知府に札を下し、他の知府・直隸州知州と協議させ、毎年の攤捐（常捐¹⁵）の銀両（25,506 両。以下本章では両以下を四捨五入する）のうち、何を撤廃し何を削減するかを決めるように命令している。これに対する回答を布政使がまとめて報告し、巡撫の批准を得たものが、ここ記述である。【表 2-2】では臨時の攤捐を除いた具体的な項目と銀両数が示されるが、どの部署に管理させるかの記述はない。財源が養廉銀と繁費（州県等の衙門が雜支

【表2-2】嘉慶七年（1802）

	項目	銀額	備考	財源
1	部科飯食脚費	338		養廉
2	微員路費	396	全額撤廃	養廉
3	公帑筆帖式養廉	820		養廉
4	京塘報資	1,500		養廉
5	塘兵工食	2,305		養廉
6	塘馬草料	6,047	閏月は496両増加	養廉
7	院書続增飯食	200		養廉
8	貼書續增工食	280		養廉
9	書院膏火	2,567	500両削減 太原同知が管理	養廉
10	科場經費	1,200	200両削減	養廉
11	省垣飯廠	1,578		養廉
12	錫斤戶部飯食	795		養廉
13	呈文紙張飯食	24		養廉
14	滿兵米折	1,760		養廉
15	憲台衙門書吏加增飯	200		繁費
16	写本掲人役加增工食銀	200	閏月は90両増加	繁費
17	部科飯食脚費	360		繁費
18	院司繕書	720		繁費
19	刊刻條例工傭	433		繁費
20	駅伝紙紅	160		繁費
21	清档房雜費	200		繁費
22	摺差盤費	1,000		繁費
23	公帑陽曲縣繁費	1,972	500両削減	繁費
	合計	25,054	1,596両の削減	養廉から19,806両 繁費から5,244両

¹³ 葉六一。

何案応留、何案応停、何案可以節減、至各項捐扣銀両、或必應尽帰司庫收發、或改歸何衙門經收經放……

¹⁴ 註 12 と同じく、ここでも攤捐の語は見えないが、便宜上攤捐の語を使用する。

¹⁵ これに対して、暫捐（臨時の攤捐）はここでは計算に入れないとある〔葉六三〕。

出のために留保している銀両)に分けられ、養廉銀からの攤捐が多いことが分かる。また削減を実施した2微員路費、9書院膏火、10科場経費について、不足が生じた場合は「塩池生息銀両」から支出するとみえる〔葉六四・六五〕¹⁶。この利息に関する管理部署の記載はないが、攤捐の不足分を利息で補填するというアイデアはこの時から用いられたと考えられる。

次に嘉慶二十五年(1820)十二月の巡撫成格による記述〔葉六五・七一〕から整理した【表2-3】に見えるように、報告される攤捐は82,881両に急増する。

【表2-3】嘉慶二十五年(1820)

項目	銀額	財源等
1 代州・静樂等県災沖没地畝糧銀	3,205	院司道府州県俸銀
2 太原省駐防新添兵丁毎年応需米折並操槍火薬等項目	5,760	榆・次・解州等の州県
3 太原駐防子弟無力読書於満城設立義学、毎年応需膏火修繕	420	院司道府養廉
4 省城晉陽書院応需膏火修繕銀両	2,067	院司道府養廉
5 辦解平鉄の例動価脚、不敷価脚、並部飯銀両、委員盤費	10,390	鉄を扱う州県の大小を考えて徵収
6 辦解好鉄の例動価脚、不敷価脚、並部飯銀両、委員盤費等	29,185	州県の大小を考えて徵収
7 採辦高錫の例動価銀、脚価銀、不敷例価、並部飯銀両、委員盤費	6,642	撤廃
8 每年隆冬之時、省城設立飯廠	1,551	府州県養廉。不足分は陽曲県が捻出
9 每科鄉試文武両場、応需経費	3,320	府廳州県
10 巡撫衙門筆帖式、並城守尉、毎年例支養廉、不敷養廉	820	府州県養廉
11 宝晋局の鉛の採掘4回の不敷例価等銀	2,000	銅の生息銀両から捻出
12 黄斤の不敷例価・脚価、並盤費等	1,000	各州県
13 解部科飯食銀両、所需脚費	698	州県繁費養廉
14 晋省由京至省沿塘通送文報	2,305	各州県繁費養廉
15 文報塘馬……応需草科房租等	6,550	閏月には496両追加。撤廃
16 晋省駐京提塘毎年公費	1,500	府州県養廉
17 晋省駐京提塘	240	院司道府州県養廉
18 晋省駐省提塘毎年応需木箱布包等項	80	院司道府州県養廉。撤廃
19 巡撫衙門辦理清文案件……档房歲需雜費	200	各州県繁費。撤廃
20 巡撫衙門書吏飯食	772	各州県繁費養廉
21 巡撫衙門写本掲帖人役工食	594	各州県繁費養廉
22 每年刊刻條例謄黄、応需工価	433	各州県繁費
23 巡撫并両司及冀寧道衙門繪書工食銀	1,000	各州県繁費
24 職司并冀寧道駅伝科書辦紙張	160	有駅州県繁費
25 賛礼生員膏火并佾礼生丁祀飯食等項	220	各州県養廉
26 陽曲県為省首邑差務殷繁	1,472	各州県繁費
27 平定州係晋省入境首駅差務殷繁	296	榆・次・朔州等三十五州県 閏月には9両追加
合計	82,881	

¹⁶ 清初の山西省には塩運使が置かれたが、乾隆五十七年(1792)に廃止されている〔光緒『山西通志』卷十三、職官譜四、葉三十八〕。廃止されたため無用になった銀両をしようとしたのであろう。

当時の山西省全体の養廉銀が 209,900 両余りとされており、攤捐はその約 40%に相当する〔葉六七〕。急増の主要な原因は新たに追加された平好鉄の運搬費（不足分）計 40,000 両弱で、この時の攤捐のほぼ半分にあたる。平鉄の輸送は乾隆五十四年（1789）から「文を奉じて」開始し、嘉慶十四（1809）年に「文を奉じて」中央への輸送を一旦停止したが、嘉慶二十二年（1817）に復活し、諸経費のうち不足分は旧来通り攤捐で銀両を捻出するとある〔葉六八〕¹⁷。平鉄は中央に送られたことから、ここでいう「奉文」とは上諭ないしは中央の指示であったと考えられる。つまり、この時から中央の財政的圧力に対抗するために用いられる攤捐の割合が増加したのである。巡撫成格は、82,881 両から 17,000 両余り（【表 2-3】中の 7、15、18、19）を削減する計画を立てる〔葉六七〕。どこの部署が攤捐を管理していたかは明示されていないが「攤捐を調査し、さらに布政司銀庫からの〔攤捐のための〕立替を清算する〔葉六五〕」とあり攤捐の調査と布政司銀庫の清算を同列に語っていることから、布政司が攤捐を管理していたと推測される。また 11 の宝晋局に関する攤捐は「銅本生息」から出すとある。この銀両の管理部署は不明だが、宝晋局が銅錢を鋳造する局所であるため、このような処置がとられたのであろう。

翌年の道光元年（1821）、同じく巡撫成格は前年の自身の計画を受け、より現実的な攤捐の改革を計画する〔葉七一・七五〕。

まず前年の 17,000 両の削減は難しく、【表 2-4】中 1~8 の項目の 12,639 両の削減を計画

【表2-4】道光元年(1821) ※削減する項目と銀両のみの記載

	項 目	削減銀両	備 考
1	晋省宝晋局、応需鉛斤委員採買、毎年攤給幫費	2,000	銅本生息銀で補填
2	晋省毎年採辦高錫一萬五千斤攤捐不敷路脚	5,847	本来は6,642両
3	晋省旧設塘馬七十二匹、毎年攤捐草料房租等項	2,318	本来は6,054両
4	晋省旧設塘兵八十八名	706	本来は2,305両
5	晋省駐京提塘毎年公費	0	本来は1500両。余分が出たら削減
6	陽曲県為省城首邑差務殷繁	1,472	
7	平定州係晋省人境首站	296	
8	裁騰塘馬毎年、応需草料房租	3,735	閏月は303両追加。生息項下から補填
9	毎年起解錫斤価脚銀両、仍応隨解戸部飯食	795	生息項下から補填
10	津貼巡撫衙門筆帖式、及城守尉養廉、並清档房公費等	1,020	生息項下から補填
11	津貼院書飯食繕写本掲人役工食、並院司道繕書工食等	2,366	生息項下から補填
12	毎年起解撫科飯食銀両、応發委員脚費等	698	生息項下から補填
13	毎年刊刻條例騰黃、応需工価等	433	生息項下から補填
14	毎年応発礼生膏費、並佾礼生丁祀飯食等項	220	生息項下から補填
	合計	21,907	

¹⁷ ここでいう通りならば、先の嘉慶七年（1802）の攤捐の記事に平鉄が見えるはずだが、当該箇所は何も語らない。嘉慶七年度では、平鉄の費用は攤捐から支出されていなかつたか、もしくは「暫捐」とされていたのではないだろうか。

する。さらに9~14の項目にあたる9,268両に関しては、「生息」つまり銀両を貸し出して得た利息銀両で、攤捐を補填することを計画する〔葉七二〕¹⁸。山西省の布政司銀庫に貯蔵している「息穀变価」と「減半平餘銀両」のうち200,000両を、省城及び各府と直隸州にそれぞれ送付し、「交典」つまり典当業者に銀両を貸し出して利息を得る。毎月1%の利率で貸し出せば、年に24,000両の利息（閏月がある場合は26,000両）を得ることができる。半分の12,000両は布政司銀庫の元金の返還に充て、もう半分の12,000両のうち9,200両を攤捐に充てる。残りの2,700餘両は不足の事態に備えて、それぞれの州県等に留め置くようにした〔葉七四〕¹⁹。「交典」は、嘉慶七年の「塩池生息銀両」とは異なり、布政司銀庫にある銀両を州県等に発付している。また1の宝晋局の攤捐に関しては嘉慶二十五年（1820）の時と同じく「銅本生息」で補填するとある。

次に同治十三年（1874）閏六月に巡撫鮑源深が布政使・按察使・署冀寧道らの攤捐削減策を批准したことが述べられる〔葉七六-七七〕。まず道光元年の上奏を引用し「常攤款項」は84,000両余りあり、このうち各官の俸祿からの攤捐と州県繁費内からの攤捐である7,204両を引いた76,796両は養廉銀からの攤捐であるので、この部分を削減する計画を立てる。

「平好鉄の価脚等項の不足分」は毎年39,087両を攤捐として算出しているが、現在使用しているのは34,785両であり、余分の4,301両を減免する。また道光二十九年（1849）から始まった「清査薪水」の毎年600両と、咸豐六年（1856）から始まった「報銷局薪水」の毎年1,680両は撤廃する。合計6,582両を削減し、養廉銀からの攤捐を銀70,000両余り²⁰とする。ここでは削減策が述べられるだけで、管理部署や補填策は述べられない。

光緒二年（1876）八月から山西巡撫となった曾国荃は、光緒五-六年（1879-80）に攤捐改革に取り組む〔葉七七-七九〕が、その主要な手段は道光年代の巡撫成格のそれと大差ない。まず攤捐は69,000両余りであると述べる【表2-5】。これは前段の鮑源深による改革の結果の銀両とほぼ等しい。曾国荃が実際に調査させたのか、それとも鮑源深の改革結果をそのまま踏襲しただけなのかは分からぬが、鮑源深の改革は一定程度の実効性があったと判断できよう。曾国荃はまず各府の経歴、各直隸州の司獄、各州の州判・吏目、各県の県丞・主簿・巡檢・典吏・駅丞といった全115の各ポストが上納していた毎年24両の攤捐

¹⁸ 以下本章では、史料中の用語を除き、息銀・息款といった利息銀両をあらわす語を生息に統一する。

¹⁹ これと類似した財政運用手段は、乾隆年間広東省の里甲經營における公課負担の経費捻出にも見られた。ある年に里甲内の人員から銀両を追加徴収し、それを元本として質屋などに月1%で貸し出し、生息を蓄積して、不動産を購入する。その不動産の地代と店舗賃貸料でまず初めの10年は徴収した元本を返済し、その後は里甲内の公課負担に充てたとされる〔片山2002〕。

²⁰ 葉七六で削減後の銀両が「実存攤捐養廉銀六万両」と述べられるが、計算上「七万」の誤りと考えられる。

と、朔州吏目等の全 17 の各ポストが上納していた毎年 12 両の攤捐を廃止する（合計 2,964 両の削減）。

そしてこれ以上の削減は難しいと考え、布政司銀庫の外銷銀 100,000 両を月 1% で「発当」（典当業者への貸出）し、1 年で 12,000 両の利息を得て、【表 2-5】中の 7~17 の攤捐を補填するよう計画。また【表 2-6】の攤捐についても、布政司銀庫から 14,000 両を月 1% で「発当」し、1 年で 1,680 両の利息で補填するよう計画した。また【表 2-5】で別に処理するとしていた 1 平好鉄の攤捐については、釐金から資金を捻出するとともに、3 割を削減するよう請願した²¹。攤捐をどの部署が管理していたのかについて、【表 2-6】の補填のために銀 14,000 両を

【表 2-5】光緒六年(1880)四月

項目	銀両	備考
1 平好鉄	34,785	別に処理
2 科場経費	7,541	別に処理
3 津貼差費	10,150	別に処理
4 交代繁費	2,600	別に処理
5 三監繁費	2,920	別に処理
6 平魯県缺額丁徭	468	撤廃
7 内閣飯食	200	息銀で補填
8 加幫太原城守尉等員薪膳	1,113	息銀で補填
9 滿兵貼給米折	1,654	息銀で補填
10 京塘公費	1,636	息銀で補填
11 省塘公費	75	息銀で補填
12 塘兵不敷工食	1,503	息銀で補填
13 滿城義學膏火	395	息銀で補填
14 晋陽書院膏火	2,131	息銀で補填
15 発審飯食	1,128	息銀で補填
16 省垣飯廠	1,458	息銀で補填
17 駅伝紙紅	150	息銀で補填
合計	69,907	

「発当」する際に以下のように記述がある²²。

【表 2-6】光緒六年(1880)四～五月

項目	生息銀両	司庫からの元金	備考
1 解絹解紙幫費	573	4,700	太原府属の佐雜
2 解農桑絲絹幫費	83	711	汾州府属の佐雜
3 解絹解紬幫費	294	2,400	潞安府属の佐雜
4 解紬解絹解紙及解農桑黃絲幫費	264	2,200	澤州府属の佐雜
5 解絹紙幫費	471	4,000	平陽府属の佐雜
合計	1,685	14,011	

²¹ 王定安『曾忠襄公年譜』卷三、葉十八（光緒二十九年（1903）刻本、北京図書館蔵珍本年譜叢刊第 166 冊、1999、pp. 636-637）。

四月公以晋省攤款過重、疏請將各州縣每年攤補承辦平好鉄斤不敷銀両、在釐金項下動支、並請將例（原文では「倒」）支脚価免扣三成以輕官累。

【日本語訳】

〔光緒六年（1880）〕四月、曾国荃は山西省の攤捐が過重であることから、平好鉄の〔铸造と運搬の〕不足分のために各州県が毎年出している攤捐の銀両を釐金から支出し、また「例支脚価」の三割を削減し、官員への負担を減らすように上奏して請願した。

²² 葉七九。

本司道等擬請在於司庫餘存攤捐銀内、籌動銀一万四千両發當、按月一分生息、毎年可得息銀一千六百八十両、以之抵補前項幫費。

布政使・按察使・冀寧道の請願によれば、布政司銀庫にある攤捐銀の余剰 14,000 両を月に 1% の利息で「発当」すれば、毎年生息 1,680 両を得ることができ、この銀両で前項（太原・汾州・潞安・澤州・平陽各府の佐雜人員の攤捐）の幫費に充当する。

布政司銀庫には少なくとも 14,000 両の攤捐の余剰銀があることから、州県等から上納されてきた攤捐は一旦布政司銀庫に収蔵され、そこから支出されていたと考えるのが妥当であろう。

以上の改革案が成功したのか否か、張之洞にどう引き継がれたのかは次節で検討するとして、張之洞以前の山西省攤捐改革案を、管理部署と補填方法の 2 点からまとめておこう。

まず州県等から上納されてきた攤捐がどこに集められたのか。乾隆二十三年（1758）の改革案では、攤捐の用途と使用する場所によって様々な衙門に送られていたが、基本は布政司が管理することになっていた。また嘉慶二十五年（1820）の改革案では、攤捐の調査と布政司銀庫の清算が同列に語られていることから、布政司が攤捐を管理していたと推測される。そして光緒五～六年（1879～80）の改革案では、攤捐の余剰銀が布政司銀庫にあると明記されている。以上から、山西省において攤捐を管理した部署は主に布政司であったと考えられる。

攤捐は予算化されていない省内政治のための支出や中央の財政的圧力に対応するものであったため、改革すべき対象ではあったとしても、即座に全額を撤廃できるものではなく、いわば「必要悪」の財政措置であった。よって無駄を省いて数千両を削減するだけでは焼け石に水であり、他の財源から補填する必要があった。釐金を用いる巡撫もあったが、補填策の多くは「交典」や「発当」であった。道光元年（1821）には「交典」により 24,000 両の利息を得て年間 9,268 両を、光緒五年～六年（1879～80）には「発当」によって年間計 13,680 両の利息を得て攤捐を補填することが計画されている。

「交典」や「発当」とは典当業者に銀両を貸し出して利息を得ることである²³。清代の典当業は乾隆後期から道光時期に最盛期を迎えて「典舗の商業銀行化」が進展しており、例えば兵丁の給与に関しては「生息銀両」つまり利息が使われたとされている。また山西省における典当業者の数は、清代を通じて他省より比較的多かった²⁴。山西省に典当業者が多数存在した理由は描くとして、道光から光緒年代の歴代山西巡撫は「交典」や「発当」によって利息を得ることを、容易に安全かつ健全な財源を確保できる手段と考えていたのであろう²⁵。

²³ 以下、典当業に関しては〔安部 1950〕を参照。

²⁴ 〔安部 1950、pp. 372-373〕所掲「典舗戸数統計表」参照。

²⁵ 岩井氏は、『清実録』の記事を挙げ、道光初年の江蘇省では「発商生息」によって攤捐の一部を代替したが「こうした基金方式による地方経費の支辦は、有効な解決手段にはならず、釐金による善後経費でまかなわれたとされる〔岩井 2004、p. 73; 137〕。おそらく攤捐

3、張之洞の攤捐改革案

(1) 清源局の設置

光緒七年十一月十四日（1882年1月3日）、張之洞に山西巡撫へ任命する上諭が下される。張之洞は光緒七年十二月二十六日（1882年2月14日）に山西へ到着したため、実質的には光緒八年（1882）から政務に勤しんだこととなる。張之洞は、光緒八年六月十二日（1882年7月26日）に攤捐の改革案を上奏しているので、着任早々攤捐の調査を行っていたのであろう。まずはこの上奏文から、張之洞赴任時の攤捐の状況を確認し、これまで改革案の成否を検討しよう²⁶。

私（張之洞）が山西省に〔巡撫として〕赴任した当初、民衆と官僚の困苦について問うたところ、すぐさま「攤捐という積弊があります」と皆が返答しました。攤捐とは、ある一省内における公的事業の支出に関わり、慣例として財源を得ていないものであり、州県にその出費を割り当てているものであります。^①山西省では乾隆・嘉慶年間以来、州県が布政司・按察司及び直属の府州に上納している攤捐の銀両は、通計したところ銀11、12万両ありました。以前の山西巡撫の成格・鮑源深・曾国荃が幾度か削減や補填を論議し、時期によって増減がありますが、現在もなお毎年17項目の攤捐がございます。一、平好鉄²⁷の運搬費と部食・部費（工部へ送られる）等の不足分の項目。

補填策は、その地域の典当業や他の商業の発展程度によって、地域差があったのであろう。

²⁶ 「裁抵攤捐摺」光緒八年六月十二日（1882年7月26日）『張之洞全集』第一冊、奏議、pp. 88-89。

竊臣甫入晋境、既問民之疾苦、因問官之疾苦、即僉以攤捐為累対。攤捐者、凡關繫一省公事用度而例不能銷、則科之於州縣者也。^①晋省自乾・嘉以来、州县解交兩司暨本管府州之攤款、通計需銀十一二万両。節經前撫臣成格・鮑源深・曾国荃先後議裁議抵、時有增減、至今尚存常年攤捐十七款。一、平好鉄不敷例價・部飯・部費等項。一、潞綢不敷例價・盤費。一、農桑絹不敷例價・運脚・盤費。一、生紗絹不敷例價・運脚・盤費。一、呈文紙不敷例價・運脚・盤費。一、毛頭紙不敷運脚・盤費。一、京餉津貼・差費。一、科場經費。一、歲科考棚經費。一、兵部科飯食。一、臬司兵部奏銷・印紅・飯食。一、秋審繁費。一、臬書飯食。一、省城臬・府・縣三監繁費。一、土鹽公用。一、各府州歲科考經費。一、交代繁費。^②通計約銀十万両、實為官場第一鉅累。大率上缺所攤二千餘金、下缺所攤亦数百金。^③州縣無從取辦、或移甲就乙、暗虧正供、或剝肉補創、苟且稱貸。即使批解如額、固已力盡筋疲、亦惟有私徵勒派、受賄鞠獄、以取償於百姓。^④臣以為欲講晋省吏治、必先尽去攤捐之累、使州縣之力寬然有餘、而後下不至以脅削者累民、上不至以虧挪者累國。

²⁷ 太原・平陽・潞安・澤州の4府が平鉄を、陽曲県が好鉄の製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十四〕。

一、潞綢²⁸の例価²⁹・運搬費の不足分。一、農桑絹³⁰の例価・運搬者〔の給与〕・運搬費の不足分。一、生紡絹³¹の例価・運搬者〔の給与〕・運搬費の不足分。一、呈文紙³²の例価・運搬者〔の給与〕・運搬費の不足分。一、毛頭紙³³の運搬者〔の給与〕・運搬費の不足分。一、京餉（を送る人物）の手当・出張費。一、科挙経費。一、歳科³⁴の設備経費。一、兵部への付け届け。一、按察司の兵部への奏銷（上奏による報告）・朱肉費・付け届け。一、秋審の諸経費。一、按察司の胥吏への付け届け。一、省城にある按察使・〔太原〕府・〔陽曲〕県 3 衙門諸経費。一、土塩の公用（山西省産の塩の購入費）。一、各府州の歳科の試験経費。一、交代時の諸経費。②総計約 100,000 両で、実に官界第一の大きな積弊であります。およそ上級官員の割当額は銀 2,000 両あまり、下級官員でも銀数百両であります。③州県衙門は〔攤捐に備えて〕追加徵収を行うより無く、或いは甲〔という収入〕を乙〔という収入〕に置き換えて、正額³⁵を暗に食いつぶし、或いは一時しのぎの策として、〔正額からの〕かりそめの貸借と称しております。もし額面通りに〔攤捐を〕上納しておれば、すでに〔州県の財政的な〕力は尽きているはずで、また〔州県官が民衆から〕私的かつ強制的に追加徵収を行って、賄賂を受けたり〔徵収に応じない民衆を〕獄に繋いだりすれば、一般民衆にその埋め合わせがまわってくるのみであります。思いますに、④山西省官界の綱紀肅正の策を講じるのであれば、必ずまず攤捐という積弊を廃止し、州県の〔財政〕力を豊かにし、さすれば下（州県）が民衆から搾取することではなく、上（省から府）が財政不足・財源無断流用よって国に負担を与えることはなくなるでしょう。

山西省では乾隆・嘉慶年間から攤捐 11-12 万両が布政司・按察使や府州に上納されてお

²⁸ 山西省南東部潞安府で産する織目の細かい絹織物。潞安府下の長治・高平の 2 県が製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十五-三十六〕。

²⁹ 『清国行政法』第 3 冊、p. 213 では、「凡そ物料の価格は会計の便宜上、之を予定せるものあり。所謂例価は即ち是れなり」とある。

³⁰ 太原府通判が織造を管理し、平陽・潞安・安澤の 3 府が製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十五〕。

³¹ 太原・平陽・潞安・澤州の 4 府が製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十五〕。

³² 潞安・澤州の 2 府が製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十五〕。

³³ 太原・汾州・平陽・蒲州の 4 府が製造を担当〔光緒『山西通志』卷八十、公署略下、葉三十五〕。

³⁴ 学政が任期中、府・直隸州で行う試験。1 回目を歳試、2 回目を科試という〔宮崎 1987、p. 127〕

³⁵ 清代の主要な正規税収は、州県で徵収される地丁（雑税課を含めていう）、特設官庁によって徵収される塩課、關稅（常關稅）があった〔岩井 2004、p. 82〕。

り、かつて削減が試みられたが、現在も毎年 17 項目がある（下線部①）。種々の史料から張之洞による改革をまとめたのが【表 3】張之洞による攤捐改革案である³⁶。このうち 1 交代繁費、4 科場経費、11 省城三監繁費、12 平好鉄は光緒六年（1880）から変わらずあるものであり、その合計は 52,484 両にのぼる。しかし光緒六年（1880）の【表 2-5】の項目のうち、生息で補填するとした 7 から 17 は【表 3】にはあらわれない。「発当」による生息が攤捐を補填する有効な手段たり得たのであろう。しかし他の攤捐が追加され、この時の攤捐の総額は、下線部②に毎年銀約 100,000 両とあり、下線部③では州県は攤捐に対応するため、正額から銀両を横領して上納するか、民衆から追加徵収を行うなどするとある。つまり、張之洞は山西省の綱紀肅正には攤捐を廃止し、州県と省の財政を恢復させることが肝要である、と下線部④で述べる。

では張之洞の打ち出した攤捐改革案を検討しよう。前掲の史料の続きに以下のようにある³⁷。

山西省は、土地は瘦せて民衆は貧しく、いわゆる利益のある地区であっても、他省とは比べものにならないほど〔の困窮ぶり〕であります。養廉銀と俸給が削減されて以来、政務〔の財源〕が行き詰まれば、攤捐の悪習が蔓延り、そこで自ら〔財政危機を〕切り抜けようとする者は少なく、〔攤捐を〕自重する者も実に稀であります。また〔官員の〕交代時の紛擾の多くは攤捐に端を発し、官員が 6、7 人交代し、懸案が 10 年ほど継続すれば、〔銀両の〕調査・決算・諮問・催促をしても、紛糾はやみません。この土地（山西省）に任官を命じられた者は、ほとんど皆が憂い悩み、税両の欠額の負担を心配するばかりで、身を正して政務に当たろうという気概は全くありません。

³⁶ 【表 3】参照。の項目は執筆者が整理しており、上奏中の順序とは異なる。

³⁷ 「裁抵攤捐摺」光緒八年六月十二日（1882 年 7 月 26 日）『張之洞全集』第一冊、奏議、pp. 88-89。

晋省地瘠民貧、即所謂脂膏之区、本已遠遜他省。廉俸減扣以來、辦公竭蹶、益以攤捐之累、於是自拔者少、而自愛者益稀。且交代膠葛、多因攤捐、常有官隔六七任、案懸十餘年、而調算咨催、糾纏不已。致令官斯土者、率皆愀然、有逋負牽絆之憂、而毫無潔身奉職之樂。此不特有妨澄叙之方、恐亦非盛明・熙皞之世所宜有也。數月來、督飭兩司以下各官通籌詳議、決除此弊。使可刪者徑行刪汰、可節者極力撙節、必不可刪必不能節者、就本省籌畫閒款抵補。⑤現已籌定辦法、通飭舉行、專設一局辦理裁抵攤捐、以清吏治之源、名曰清源局。⑥惟平好鉄一端、事重而款鉅、難以全籌。綢・絹・紙五項、目繁而累深、即使代為籌款、而仍有糾紛淹滯之苦、謹另片奏明、請旨辦理。如蒙俞允、即此六項之費可以變通從省、其不足者仍由本省籌畫、尚可勉為。晋省牧令苛累一清、無所藉口、察吏之法可以必行、惠民之政可以下逮矣。

なお、重修『晋政輯要』葉八十八十一に、この上奏に対する上諭が記載されており、張之洞の請願内容は許可されたことが分かる。

【表3】張之洞による攤捐改革案(光緒八年(1882)から)

	①項目	②銀両	③改革案	④生息銀両	⑤財政説明書	⑥備考
A	1 交代繁費	2,600 撤廃		0 交代繁費として2,505両の外銷収入(攤解各款)		
	2 京鉄幫費	10,150 撤廃		0 解鈔差費として11,394両の外銷収入(攤解各款)		
	3 土塙公用	485 光緒六年抵攤捐十一款生息項下餘數から支出	485			毎年10,000両を支出。毎年7,500両を通常の科挙経費とし、3年で22,500両。また毎年2,500両を恩科経費に計上し、10年で25,000両。
B	4 科場経費	7,964 「現籌生息」から支出		10,000 科挙廢止により削除?		
	5 考棚経費	18,000 「現籌生息」から支出		14,200 科挙廢止により削除?		
	6 各府州歲科考査費	3,000 巡撫の「現籌生息」から支出		3,000 科挙廢止により削除?		
C	7 秋審飯食	2,700 布政司が1,500両に削減し、残りは「現籌生息」から支出			秋審部費として1,000両の外銷支出	
	8 兵部科飯食	1,340 布政司が1,400両に削減し、残りは「現籌生息」から支出			兵科飯食并委員川費として736両の外銷支出	
	9 兵部奏銷印花部飯	760				
D	10 省司各房書吏飯食	2,022 「現籌生息」から支出			臬署書吏飯食として540両の内銷支出	
	11 省城三監繁費	2,920 「現籌生息」から支出			3,000 三監繁費として2650両の内銷支出	
	12 平・好鉄	39,000 「鉄綱」局を設けて16,000両を削減。11,300両を厘金から支出。残りは巡撫の「現籌生息」から7,000両を支出。局用の銀両は、鉄組局自身が資金運用した利息を充当		11,700 総攤平・好鉄として768両の外銷収入(攤解各款) 暫攤平・好鉄として13601両の外銷収入(攤解各款)		
E	13 路澤紬					
	14 黄絲織辦農桑綱					
	15 黄絲織辦生業綱	9,300 「鉄綱」局を設けて処理。「現籌生息」から支出				
F	16 皇文紙			10,000 「鉄綱」局を設けて処理。「現籌生息」から支出		
	17 毛頭紙					
	計	100,241		57,385		

【出典】

剛毅修、安頤纂、重修『晋政輯要』卷十五、戸制、庫藏、附載日例(歷屆攤捐案)(光緒十三年(1887)刊本、『統修四庫全書』883-884所収)①②③④⑥
『山西財政説明書』山西藩庫收支各款表説明書(清末民初刊、『清末民国財政史料輯刊補編』第9冊、北京、國家図書出版社、2008、pp. 447-496)⑤
曾国荃・張煦等修、王軒・楊篤等纂、光緒『山西通志』卷八〇、公署下、公所、葉二十八-四十五[光緒十八年(1892)刊本、『統修四庫全書』史部、地理類、641-646、pp. 321-329]⑥

このような状況はただ綱紀肅正を妨げるだけではなく、この絢爛たる〔光緒〕帝の世にあってはならないものでしょう。ここ数ヶ月の間、布政使・按察使以下の各官に命じて〔攤捐について〕詳細に議論を重ねて、この弊害の一掃を決定しました。撤廃すべきものは撤廃し、削減すべきものは極力削減させ、決して撤廃すべきではなく、また決して削減もできないものは、山西省〔政府〕で自由できる銀両で補填いたします。

⑤現在既に〔攤捐の〕処理方法を策定しており、〔それを山西省の〕各官員に通達して実施し、攤捐の削減と補填に関する専門の一局を設置いたします。吏治の源を清くするということから、清源局と名付けます。思いますに、⑥平好鉄の項目は、重要かつ銀両も多額であり、全てを処理することは困難あります。綢・絹・紙（【表3】の13～17）の5項目は、事項が繁雑で積弊も多いので、もし〔清源局に〕資金の捻出を代行させてもなお、〔攤捐の処理が〕紛糾し続けるような労苦があれば、謹んで別に上奏し、上諭に従って処理いたします。もし皇帝（西太后）の裁可が得られたならば、この〔平好鉄・潞綢・農桑絹・生紬・呈文紙・毛頭紙〕の6項目の銀両は融通をきかせて削減し、その不足分はやはり山西省が捻出するよう努力して任にあたるべきであります。山西省の州県官の苛斂誅求の積弊を一掃するのに、言い逃れは無く、吏員を監査する法を必ず行い、民衆に恩恵を与える為政を〔民衆まで〕行き届かせるべきであります。

張之洞は、攤捐の削減と補填のために「清源局」なる局所を設置（下線部⑤）する。また【表3】中の12～17に該当する平好鉄・綢・絹・紙に関しては、全体の48%（48,300両）を占めるので別に対応し、そして補填するための銀両は山西省が捻出する（下線部⑥）とあり、州県からの上納金に頼らない財源の確保を示唆している。

張之洞の改革案が前例と異なる点は、清源局を設立して攤捐の改革を担当させることである。（【表4A・B】清源局詳細参照）。清源局は光緒八年八月二十四日（1882年10月5日）に張之洞の札によって設立され、同時にその人員も任命された。【表4A】中の背景色をつけた人物は、候補官等の身分で巡撫の札によって局所に職務を得ており、張之洞の幕僚と考えられる。特に委用道の高崇基は駐局で管理・監督を任されており、設立者である山西巡撫張之洞を除けば、清源局内の実質的なトップであろう。処理する分野別に5つ（のちに8つ）の支部署

【表4A】清源局詳細

光緒八年八月二十四日（1882年10月5日）

分門 (5門)	軍需		
	善後		
	交代		
	攤捐		
	借動		
人員	駐局で担当	布政使	方大湜
		按察使	松椿
		冀甯道	王定安
		委用道	高崇基
	提調	署太原府知府	馬丕瑤
		降調知府	安頤
		補用知府	李秉衡
	会辦提調	代州直隸州知州	俞廉三
		候補直隸州知州	錢榮增
		平定直隸州知州	張彬
分辨 (各門を担当)	試用通判	候補直隸州知州	杜崧年
		試用知縣	張煥
		候補知縣	祝汝霖
	試用知縣	試用知縣	聶鴻年
		試用知縣	趙爾頤
		試用知縣	定榮

【表4B】清源局詳細

光緒九年三月十八日(1883年4月24日)

分科 (8科)	会計科	旧来の事案の調査・整理、報銷(中央への送銀)の督促、収支の監査、他省からの借銀の返済、財務会計の毎月の帳簿と総帳簿の作成
	交代科	新旧の〔官吏〕交代事案の査定、中央へ送る正額・雜額・釐金・雜稅・穀物・会計冊の検査・督促、下級官員の調査、毎月の報告書の作成。このとき交代局を吸收合併
	撥款科	新旧の〔官吏〕交代・兵士の出張費用の支出と抵当の審査・処理
	善後科	荒れ地の開墾・穀物備蓄・差徭(徭役)・土地面積の測定・土木工事・経済促進といった善後策の管理。このとき善後局を吸收合併
	籌防科	練軍・防備軍の食費・武官の給与・防衛の軍隊駐屯地・武器製造の記録の管理。このとき籌防局を吸收合併
	報銷科	善後・籌防の中央への送銀の管理、報銷の上奏や咨文の整理・保管、題本の監査、撥餉・額餉・防餉・籌防の兵米・綠營の養廉銀・兵器製造・馬小屋・軍装・駅站の費用の監査
	裁攤科	攤捐を削減してその利息の銀両や使用の管理、旧来の〔未納の〕攤捐の銀両の督促、公費(給与と経費)の整理
	工程科	道路・堤防・省城の工事の管理、各衙門が支出し衙門に回す銀両、全ての手當や公費、費用の銀両の管理
人員	提調	総括
	分辦・委員	1科を担当、もしくは数科を兼務

【典拠】

- A:「札司道設局清查庫款」光緒八年八月二十四日(1882年10月5日)『張之洞全集』第五冊、p.6
 B:「札清源局併局分科」光緒九年三月十八日(1883年4月24日)『張之洞全集』第五冊、pp.18-19

をもっていた。前掲の六月の上奏文では、攤捐の処理のためだけに清源局を設けるようであったが、【表 4A】の典拠の八月の札には「山西省の銀庫の銀両は道光二十九年(1849)に調査した後、今に至るまでの33年間、紛擾は日々甚だしく、積弊は尤も多いので、速やかに徹底的に調査するべきである³⁸」とあるように、攤捐だけではなく、山西省における省レベルの銀庫に対する抜本的改革の必要性を痛感し、他の部門を設けたと考えられる。

また布政司に設けられていた他の財政関係部署との関係について「清源局は巡撫衙門内に設けるが、事案の調査、帳簿の計算、文書の作成について、清源局〔の人員〕は布政使衙門にある善後・交代局などの近く〔に出向いて〕処理せよ。〔事案を〕処理した後、その〔文書の〕原稿は巡撫衙門内〔の清源局〕に預けておき、〔後に〕全ての原稿を清源局が布政司に送って保存しておくようにせよ³⁹」とあるように、布政司内にある他の財政関係部署

³⁸ 「札司道設局清查庫款」光緒八年八月二十四日(1882年10月5日)『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、p.6

照得晋省庫款自道光二十九年清查後、至今三十三年、膠葛日甚、弊混尤多、亟應澈底清查。

³⁹ 「札司道設局清查庫款」光緒八年八月二十四日(1882年10月5日)『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、p.6。

該局即設於本部院署内、其查案・算帳・辦稿、即在藩司衙門善後・交代等局本局就近辦理。辦定後、其稿即存放院署局内、一切各稿均由局移知藩司衙門備案。

に清源局の人員が出向いて、財政処理を行うよう命じている。そして【表 4B】の光緒九年（1883）には、交代局と善後局を吸収合併してしまう。つまり布政司内にあった財政関係局所を、巡撫衙門内の清源局に移行させたことになる。これは単なる部署の移動だけではなく、財政権の移動を意味する。交代局開設の状況は知り得ないが、善後局は光緒五年六月に、当時の山西巡撫曾国荃が上奏でその設置を請願し許可されている⁴⁰。その目的は連年続く災害の復興であり、具体的には中央と他省から送付された義捐金の運営であった。そういう正額税両以外の省内銀両の管理を担当する財政関係部署を、巡撫衙門内の清源局に吸収合併したことは、正額税両以外の省内銀両を管理する巡撫の権限を強化したいという張之洞の意図が垣間見えよう。

（2）鉄綱局の設置

次に、上奏文中下線部⑥で繁雑であるがゆえに別対応するとあった平好鉄・潞綢・農桑綢・生絲綢・呈文紙・毛頭紙の攤捐に関してみていく。

まず平好鉄の攤捐 39,000 両のうち、16,000 両を削減し、5 年間の限定措置として 11,300 両を釐金から支出し、残りの約 12,000 両は山西巡撫の張之洞が資金を調達する案を上奏し裁可される⁴¹。また、綢・綿・紙の 3 項目については銀両による代納を上奏する⁴²も、別の

ここでは清源局は巡撫衙門に設けるとあるが、【表 1】の典拠の光緒『山西通志』では所在地が布政司署となっている。上掲史料にあるように、清源局の幕僚は布政使衙門に出向いて銀庫の整理にあたっていたため、光緒『山西通志』では所在地を布政司署としているのである。張之洞が清源局の人員を布政司に派遣して銀庫の整理と攤捐の改革を行わせていたことは、「山西全省財政説明書」第二編 各論上 国家財政、第一章 藩庫、第四節 藩署辦公處之緣起（『清末民国財政史料輯刊補編』第 9 冊、北京、国家図書館出版社、2008、p. 104）からも確認できる。

⁴⁰ 光緒『山西通志』卷八二、荒政記、善後、葉四〇-四一。

⁴¹ 「籌補鉄款片」光緒八年六月十二日（1882 年 7 月 26 日）『張之洞全集』第一冊、奏議、pp. 89-90。同記事が重修『晋政輯要』葉八十一-八十二に見え、さらに上諭も引用されている。それによるとこの要請は裁可されたことが分かる。

選廉正精密之員總司其事、計每年可省銀一万六千両、然尚短銀二万三千餘両。雖欲設法籌補、苦於為數太多。……所有前項不敷鐵價・鐵腳等費、可否比照例價・腳價之數、准其暫於本省釐金項下動支銀一万一千三百両、稍資津貼、以五年為限。俟五年後物力漸紓、官力漸裕、再由本省籌發。其餘不敷銀一万二千餘両由臣籌款抵補。

【日本語訳】

廉潔で謹直な人員を選んで〔平好鉄の攤捐の削減を〕担当させ、毎年銀 16,000 両を削減いたしますが、それでもなお 23,000 両も足りません。法規を設けて補填を試みましても、数量が膨大で困難であります……前項（平好鉄）の鐵價（製造費用）や鐵腳（運

上奏⁴³で「鉄の用途は最も広く、また他所で産出できるものではありませんので、別に資金を準備して製造いたします。〔綢・絹・紙の銀納を上奏した〕後に受領した戸部・工部・内務府の文書には「綢・絹・紙の3項目については、これまでどおり現物を送るようにせよ」とあったので、努力して送らざるを得ません。そこで省城に「鉄絹局」を設立し、鉄・絹・綢・紙の項目を処理いたします」とあるように、銀による代納は中央に却下されたため、省城内に鉄絹局を設立する。では鉄絹局の職務とは何であったか。張之洞が作成した「山西清查章程」中の「設局辦運第十三」に以下の様にある⁴⁴。

攤捐の中でも決して削減し得ない平鉄・好鉄・大潞綢・小潞綢・生絲絹・農桑絹・毛頭紙・呈文紙・硫磺に関する価脚・部飯・部費・委員の運搬費と手当の不足分といった項目は、銀両が多額にのぼる。加えて様々なところで〔原料等を〕採掘・採集し、それぞれの場所で製造しており、収支を検査したところ、無駄な出費は多額にのぼっている。……現在、専門の鉄絹局を設けて上記の〔鉄・絹・紙についての〕事柄を処理させる。硫黄は鉄と、綢紅は絹と同列に処理し、職人と商人を招き〔製造させ〕、委員に運搬させ、全ての事柄において節約と質実を重んじる。諸経費は山西巡撫が上奏で暫定的に使用するとした釐金と、さらに「酌籌息款」を充てる。

搬費用)などの費用の不足分は、慣例価格と照合し、5年を期限とする当座の手当として、山西省の釐金から銀 11,300 両を支出することを許していただけないでしょうか。5年後に〔山西省の〕財力と官吏の財力が豊かになるのを待ち、その時には山西省〔の財政〕から支出いたします。その他の不足銀 12,000 両は私が資金を捻出して補填いたします。

⁴² 「請折解綢絹紙張片」光緒八年六月十二日（1882年7月26日）『張之洞全集』第一冊、奏議、pp. 90-91。

⁴³ 「設立鉄絹局片」光緒九年十月二十三日（1883年11月22日）『張之洞全集』第一冊、奏議、p. 202。

惟鉄之為用最廣、又非他處所產、另行籌款造辦。旋准戸部・工部・内務府議覆、綢・絹・紙三項行令仍解本色、不得不勉力辦解。當於省城設立鉄絹局、凡鉄・絹・綢・紙統歸承辦。

ただ鉄絹局の語は光緒九年三月頃から『張之洞全集』の中にみえる。

⁴⁴ 「札清源局刊印清查章程（附单）」光緒九年六月（1883）『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、pp. 27-34。

攤捐中有必不能刪者、如平鉄・好鉄・大潞綢・小潞綢・生絲絹・農桑絹・毛頭紙・呈文紙・硫磺之属、不敷価脚及部飯・部費・委員盤費津貼等項、為數甚鉅。加以各路採運、分處造辦、收放查驗、冗費尤多。……今專設鉄絹局理之。磺附於鉄、綢紅附於絹、覓匠招商、委員僱運、事事求節求實。其經費於本部院奏明借動釐金外、再為酌籌息款充用。

鉄絹局の職務は、鉄・絹・紙等に関して職人を雇って製造を行い⁴⁵、その物品の運搬を行うことにあると理解できる。そしてかつて攤捐に依っていた経費については、釐金と「酌籌息款」で代替するとある。釐金を暫定的に5年間使用することは先に見たが、それ以外の費用をまかなう「酌籌息款」とはどのようにもたらされるのであろうか。

(3) 築餉局による攤捐補填財源の確保

攤捐を改革するための張之洞の施策は、清源局と鉄絹局を設立し、冗費を削減し、必要分を補填することであった。その補填策は、暫定的な釐金の流用と、「酌籌息款」であった。

【表3】の③改革案によれば、Aの2項目(10,635両)については撤廃、Bの9項目(39,191両)については冗費を削減したあと「現籌生息」から支出、Cの6項目(48,300両)については、前述の通り鉄絹局が担当し、冗費を削減したあと「現籌生息」から支出するとある。「現籌生息」と鉄絹局の項でみた「酌籌息款」は同じものを指すと考えられるが、その補填すべき銀両は、④の合計57,385両であった。

元来の攤捐の半分以上を利息で補填する改革案であったが、その銀両の管理は主に「築餉局」という局所が担当した。

【表5】築餉局の生息一覧

専報司道庫息款		専報抵攤新旧息及津貼・備支・寄儲一切新款	
1	銅本生息	1	応以生息公用
2	籌備晉陽書院膏火生息	2	抵補攤捐生息
3	晉陽書院膏火生息	3	帰・汾八処抵攤生息、帰綏道裁攤新息、平太祁裁攤新息、河東科場經費生息、河東籌抵攤捐生息
4	統發晉陽書院膏火生息	4	京餉幫費・部礦解費新息
5	崇修書院膏火生息	5	三營運米脚価・綠營加增公費
6	五台公用生息	6	河東歸閏津貼
7	台山歲修生息	7	鳳台・陵川・霍州鹽本新息
8	台山弁兵盤費生息	8	院改津貼
9	滿營公費生息	9	存半供支
10	提發辦銅生息	10	封存河東備款暨備款尾數
11	故員柩資生息	11	寄儲營務處申平
12	粥廠棉衣生息	12	寄儲鐵局各款
13	發商生息制錢	13	三營製造存錢
14	道庫各款生息		

【出典】「批籌餉局詳報收支各款清摺」光緒十年三月十九日（1884年4月14日）『張之洞全集』第七冊、公牘・公牘・批牘、pp. 56-57

【表5】は、築餉局からの毎月の収支報告に対して、布政司・冀寧道台銀庫に報告する、つまり布政司・冀寧道台銀庫に納められる生息（左側）と、攤捐補填等のための生息（右側）に分けて報告するように張之洞が指示を与えたものである。【表5】から攤捐補填を含む生

⁴⁵ 後で見る註54からも、潞紬がかつては州県レベルで製造され、この改革で鉄絹局が製造するようになったことが分かる。おそらくは他の項目に関しても同様の措置が執られたのではないだろうか。

息は籌餉局が管理していたといえよう。また右側 12 の「寄儲鉄局各款」は鉄絹局に送る銀両であり、鉄や絹の製造に使用されたと思われる。

次に【表 6】は、清末民初期における生息のうち攤捐を補填するもの、および当時に残存した攤捐の銀両を示したものである。【表 5】右側の 2、3 と【表 6】中の 1 から 4 の項目はほぼ合致し、その合計銀両は 49,680 両である。数十年の時代差があるので、単純に比較はできないが、張之洞が補填すべきとした【表 3】④57,385 両の大部分を補填できていたと考えてよいだろう⁴⁶。

このように、張之洞は攤捐の補填財源を「生息」に求め、その管理を籌餉局にゆだねた。元来は【表 1】にあるように釐金徵収のために設けられた籌餉局が、いつから「生息」銀両の管理をするようになったのか。張之洞以前の山西巡撫が籌餉局をどのように扱っていたのかは史料がないため知り得ないが、曾国荃は光緒初年に釐金から攤捐を補填していることから、釐金を扱う籌餉局と攤捐は結びつきやすい背景があったのかもしれない。

張之洞が籌餉局を省財政管理部署として扱い始めるのは、光緒八年五月二十七日（1882 年 7 月 12 日）の札が初出である⁴⁷。ここで「帰綏道は光緒六年（1880）からの旧案として巡撫衙門の各費用 2,300 両を納めているが、私はこれを〔巡撫衙門で〕私的に使用するのではなく公有に歸し、季節ごとにまとめて籌餉局に送り、津貼（追加手当）等に用いるように命じている。……公費は籌餉局に送って納め、兵餉は布政司から支出し……」と述べ、帰綏道から上納される 2,300 両が攤捐かどうかは明記されないが、この銀両を籌餉局に納めるように指示している。また、太原府知府等が送ってきた差徭に関する章程に対する同年七月の批文⁴⁸中に「塩務で利息を得るための元本 5,000 両について、〔貸出を〕行ってもよい

【表 6】清末民初山西省の生息と攤捐銀両

官款生息	1	抵補攤捐生息	12,000
	2	帰汾抵攤生息	6,000
	3	河帰平祁太抵攤生息	30,000
	4	抵補佐攤生息	1,680
攤解各款	5	繞攤平好鉄	768
	6	暫攤平好鉄	13,601
	7	解餉差費	11,394
	8	交代繁費	2,505
	9	洋款差費	2,368
	10	師範学堂飯饌	9,928

【出典】『山西財政説明書』山西藩庫收支各款表説明書、外銷收入、pp. 480-482

⁴⁶ 【表 6】の攤解各款にある 5・6 平好鉄、7 解餉差費、8 交代繁費は、【表 3】で撤廃・削減とした銀両にあたると考えられる。つまり攤捐は単に徵収を禁止するだけでは撤廃は難しく、補填策が必要だったのであろう。

⁴⁷ 「札帰綏道速解充公銀両并開報公費数目」光緒八年五月二十七日（1882 年 7 月 12 日）『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、p. 5。

查該道有光緒六年旧案応解院署各費銀二千三百両、本部院去私歸公、通飭按季批解餉局、藉充津貼各属之用。……且公費解存餉局、兵餉撥自藩司……

⁴⁸ 「批霍州稟差徭請照旧章并請發塩務息本」光緒九年九月十六日（1882 年 10 月 16 日）『張

が、差徭のため支出と塩務のための支出をないまぜにしてはいけない。速やかに霍州知州が別に稟を提出して〔貸出を〕を開始し、得られた生息は籌餉局に送り、攤捐の補填に用い、〔霍州に〕留めて差徭の銀両にあててはならず、〔使用する銀両の〕境界を明確にしておく」とみえ、塩務で得た生息は籌餉局に送って、攤捐の抵当としている。このように張之洞は省内各地から送られてくる生息を籌餉局に管理させ、そこから旧来攤捐として使用していた銀両を支出していたのである。張之洞以前の巡撫も生息を創出して攤捐の一部を補填する案を出してはいたが、その管理が布政司であったのとは異なる。

ではなぜ張之洞はこれまで通り布政司に攤捐の補填の銀両を扱わせず、籌餉局を用いたのか。生息を籌餉局に送るよう指示した批文には以下のようにある⁴⁹。

〔州県が〕生息を〔布政司に〕上納する際、布政司の胥吏たちは〔放恣に附加〕銀両を取り、全くもって道理がない。そこで私山西巡撫〔張之洞〕は札で〔胥吏の搾取を〕厳禁し、〔州県からの生息を〕籌餉局に送るように改め、悪弊を除くべきである。〔しかし〕もし籌書局の胥吏があれこれかこつけて搾取してしまうと、〔『史記』司馬相如列伝にいう〕「楚国も誤っているが、齊国も正しいとはいえない」(どちらも胥吏が搾取するなら、布政司と籌餉局のどちらに生息を扱わせても誤りである)となる。〔籌餉局は〕ただちに人員を取り締まって胥吏を厳しく監視し、それぞれの生息を上納するにあたっては、〔州県から籌餉局に銀両が〕届けばすぐに収蔵し、もしわずかな銀両でも搾取があれば、必ず厳しく処理する。そして〔以上のことを〕生息を上納する各州県にそれぞれ知らせ、省全体に了解させる。

張之洞が布政司の胥吏に全く信頼を寄せておらず、生息の搾取防止のために籌餉局に銀両を扱わせ、厳しく監視させるようにしていることが分かる。つまり、布政使を通す形で布政司銀庫と胥吏を監督するよりも、巡撫が直接監督できる籌餉局に生息の管理をさせた方が、より健全であると考えている。ここに元来布政司が担っていた正額以外の省内の財政的権限を、巡撫が奪取していく意図と様相がより明確に示されている。

之洞全集』第七冊、公牘・批牘、pp. 6-7

至請塩務息本五千両一節、事属可行、但支差與行塩不能牽涉。即由該牧另行迅速具稟、飭發開辦、將應得息銀統解籌餉局、為籌抵攤捐之用、不准留作差錢、以清界限。

⁴⁹ 「批籌餉局詳転解生息銀両」光緒八年十二月二十四日（1883年2月1日）『張之洞全集』第七冊、公牘・批牘、p. 10

呈解生息、司吏亦復索費、最為無理。是以本部院嚴札飭禁、改交該局転解、然須洗尽錮習乃可。若局吏又復造作名目、勒索刁難、則是楚失而齊亦未為得也。仰即督率各員、嚴察書役、遇有各屬呈解息款、隨到隨收、如索分文、定行嚴辦。仍分別移行應解生息各庁州縣、一体知照。

史料中に「局吏」とあり籌餉局に胥吏がいたと考えられるが、局所に胥吏が配置されている例は、管見の限りこれ以外はない。他の局所でも胥吏が存在したかは不明である。

さらに光緒九年六月十八日（1883年7月21日）、硫黃の経費を京餉幫費攤捐、太・汾各府佐雜抵攤、各項抵攤余剩の3項目から支出したいという清源局の請願に対する批文にはこのようにある⁵⁰。

調べたところ、太原府・汾州府の佐雜〔の養廉銀〕からの紙と絹の攤捐を補填する生息は、省の局所に送って管理させている。〔この生息は〕新たに捻出した紙と絹の攤捐補填生息であり、依然不足があるが、全ての銀両を籌餉局に送り、〔籌餉局から〕鉄絹局に転送し、紙と絹の〔製造の〕資本とし、他の用途に用いてはならない。新たに捻出した様々な攤捐補填〔生息〕の余剩は、巡撫が布政使や清源局に務めている道台等⁵¹を監督して管理に尽力させ、何とか僨約を進め、余剩は多くはないが〔籌餉局に〕留めておき、〔攤捐の補填に〕不足が生じてもにわかに〔この銀両から〕銀両を借りて支出するという請願はさせず、〔巡撫が〕全体の成り行きを統御する。

新籌の紙・絹攤捐補填生息について、府から籌餉局に送って管理し、そして籌餉局から鉄絹局へ銀両を送らせるとともに、新籌抵攤の余剩は、巡撫が管理監督して、省全体を鑑みて用途を決めるとある。ここで述べられているのは、攤捐の補填に関する余剩銀両だけだが、山西巡撫である張之洞が中央財政からも旧来の省財政からも独立した「巡撫と局所が掌握する財政」を志向していたことが理解できよう。

この「巡撫・局所財政」への志向は、以下のことからもうかがえる。道光元年の巡撫成格が行った攤捐補填策で毎年得られる生息銀両数を、張之洞は毎年正月に上奏で中央に報告している⁵²。これによれば、当初の計画通り布政司銀庫の銀200,000両を州県に分配して「發商生息」し続け、毎年約24,000両の生息を得ていた。また既に布政司銀庫への元本の返還が完了し、24,000両の生息全てを攤捐の補填と「地方公用」に充てているという。つまり布政司銀庫から借りた元本200,000両はもはや布政司銀庫から離れ、さらに毎年の生

⁵⁰ 「批清源局詳酌議解礦用款并改歸鐵絹局辦理」光緒九年六月十八日（1883年7月21日）『張之洞全集』第七冊、公牘・批牘、pp. 37-38

查太・汾各府佐雜紙絹解費抵攤生息、提帰省局、係為新籌紙絹抵攤息款、尚有不敷、應全數徑解籌餉局、移交鉄絹局、專作紙絹本款之用、不宜移作他項。各項新籌抵攤余剩、係本部院督率該司道等極力經營、苦心撙節、留此余款無多、並應儲備、不敷亦不得率請借支、掣動全局。

⁵¹ この批文は、布政使・清源局・太原府同知等からの文書に対するものである。よって該司道とは、清源局で職務を（形式上であっても）持っている布政使・按察使・冀寧道と太原府同知、そして幕僚達を指すと考えられる。

⁵² 「核明生息銀両完欠動存数目摺（并清单）」光緒八年正月二十六日（1882年3月15日）『張之洞全集』第一冊、奏議、pp. 52-53。

「核明息穀變値等銀完欠動存数目片（并清单）」光緒九年正月二十日（1883年2月27日）『張之洞全集』第一冊、奏議、p. 148。

息 24,000 両は全て山西省に送られていた。200,000 両の元本を、毎年の生息の半分にあたる 12,000 両で返還していくと約 17 年で完済する計算になる。よってこれらの銀両が布政司銀庫から離れたのは、道光十八年（1838）頃だと考えられる。当初はこの銀両も布政使が管理していたのであろう⁵³。しかし張之洞治下ではこの銀両は【表 5】の右側「専報抵攤新旧息」と見えるように、籌餉局が管理していた。ただこのことは当該上奏中には全く書かれない。つまりこの攤捐補填銀両について、制度上中央へ報告する際には旧来通り布政使が管理すると述べ、実態としては籌餉局が管理していたのである。籌餉局の人員が分からないので断言はできないが、他の局所同様、布政使・按察使等が制度上は兼務し、実態は幕僚が職務を執っていた可能性が高い。そうであれば張之洞は虚偽の上奏をしたとはならず、中央の裁可を得ているものの、巧みに中央の目をかいくぐり「巡撫・局所財政」を確立していったといえよう。

最後に生息を得るための元金と方法について述べなければならないが、史料中には明示されないので推測の域をでない。道光元年の改革案では布政司銀庫の余剰銀両を典當業者に貸し出しており、この措置は張之洞治下でも継続されていた。【表 3】中に「現籌生息」とあることなどから、以前の督撫と同様の措置が採られていたのではないだろうか。

（4）張之洞の攤捐改革の成果

本章冒頭で張之洞の攤捐改革は成功したと述べたが、ここで史料によって確認しておく。紬の製造を請け負っていた長治県の地方志には⁵⁴、

光緒十年（1884）巡撫張之洞が上奏で「潞紬は山西省の鉄絹局が織造する」ということを請願したので、〔長治〕県は額貢（大小潞紬計 49 匹⁵⁵）を停止した。

とみえ、長治県では張之洞の攤捐改革の後、潞紬の額貢（毎年の潞紬の上納）が停止され

⁵³ 前註に挙げた史料中には、ともに道光元年の上諭が引用されており、そこには
着照所議辦理、毎届年終彙奏一次、藩司另冊交代、毋庸報部核銷。

【日本語訳】

議論のように（攤捐補填のために銀両を「発商」する）処理し、毎年末に〔巡撫はこの銀両について〕まとめて上奏を行い、布政使には毎年別の帳面を与えて〔銀両の管理を〕引き継がせ、〔正額と同様の〕「核銷（戸部への季節ごとの財政報告）」を行わなくてよい

とあり、毎年幾度か上奏による中央への報告義務がある正額に対し、生息は別の帳面を用いて年末 1 度の報告でよいが、やはり布政使に銀両を管理させるように指示がある。

⁵⁴ 陳澤霖鑑定、楊篤纂修『長治県志』卷三、賦役、額貢、葉七十二（光緒二十年（1894）刊本影印、台北、成文出版社、中国方志叢書、華北地方 400、1976、p. 630）

光緒十年經中丞張之洞專摺奏請潞紬改歸本省鉄絹局織造、由是県停額貢之例。

⁵⁵ 同前、葉七十一。

たとする。これにより攤捐を財源として省政府から長治県に支払われていた工料銀 320 両も停止した。これは攤捐改革の一環で行われた鉄絹局の成果であるが、鉄絹局が機能を果たし、張之洞の攤捐改革が機能していた 1 つの証拠であろう。

また『山西全省財政説明書』には⁵⁶、

光緒二十六年（1900）以来、地方の攤捐は日に見えて増加し、州県の赤字もまた以前より甚だしい。張之洞の攤捐撤廃の奏議が正鵠を得ていたことは実に明らかである。とあり、張之洞の攤捐改革が一時的には成功し、光緒二十六年（1900）までは有効に機能していたことがうかがえる。【表 6】の下段にある攤捐がいつから復活したのかは分からぬが、光緒二十六年（1900）から攤捐が復活した理由は、義和団事件後に北京議定書で清朝が負った賠償金と関係がある。例えば山西省汾州府属の介休県では、光緒二十八年から義和団賠償金のため「畝捐」が創始されたとある⁵⁷。こういった状況下で攤捐も復活していったのであろう。

四、清末地方政治における財政関係局所の役割

張之洞の攤捐改革案とは、清源局・鉄絹局を創設して攤捐を削減し、削減できない部分は釐金等を用いることもあったが、大部分は生息で補填し、その銀両の管理を籌餉局にさせるという、いわば局所を全面的に打ち出した案であった。そこには布政司の胥吏への不信感や、中央財政からも旧来の省財政からも独立した「巡撫・局所財政」への志向が垣間見える。張之洞以前の改革では生息による補填が一部は試みられたものの、抜本的な改革には至らなかった。張之洞は攤捐の管理権限を布政司から局所に移すことにより、一時的ではあるものの大部分の攤捐の改革に成功したのである。

そもそも攤捐とは、地方上級衙門が行う業務遂行、ないしは中央からの財政的圧力に対応するための「必要悪」的存在であった。よって攤捐を改革することは、下級官僚の養廉銀の搾取と民衆への非法定的附加税の搾取を除去することに繋がる。つまり攤捐の撤廃が成功した原因を局所に求めうるならば、張之洞が設置・利用した局所は布政司によらない「巡撫・局所財政」を確立し、中央の財政的圧力に弾力的に対応し、下級官僚と民衆への搾取を除去した、という 3 種の懸案を同時に解決したと考えられる。

また張之洞は山西巡撫のあと両廣總督に任せられるが、光緒十三年（1887 年）に広雅書

⁵⁶ 『山西全省財政説明書』第一編 総論、第三章 近三十年來各撫院奏報財政之情形、第一節 張文襄奏陳清查庫款之情形（『清末民国財政史料輯刊補編』第 9 冊、p. 64）

自光緒二十六年以来、地方之攤捐日見増加、州県之虧累亦甚於往昔。益信文襄公裁攤之奏議、洞中肯綮矣。

⁵⁷ 張賡麟修、董重纂『介休縣志』卷十、賦税略、雜捐、葉四·五（民国十九年（1930）鉛印本影印、台北、成文出版社、中国方志叢書、華北地方 399、1976、pp. 337-338）。

院⁵⁸を設立する際、その経費について以下の様に述べている⁵⁹。

調査したところ、粵海閥にはこれまで両広総督衙門に送っている政務費用がある。私が〔両広総督として〕勤めている間、この銀両は〔粵海閥と総督衙門の〕各章程にしたがって〔粵海閥から総督衙門に〕送られているが、私はもとより儉約に努めており、〔この銀両は〕全く必要ない。よって、私が廣東に着任した光緒十年（1884）の夏から、光緒十三年（1887）の四月まで、ずっと善後局に札を下してこの銀両を送り、専門の項目として納めておき、公的事業に充当させている。重要な公的事業があれば、命令を発して〔この銀両を〕支出させている。……（具体的な支出項目を挙げ、それでもまだ多額が善後局に残っているとする）……〔善後局に残っている〕銀両から 100,000 両を供出し、樂桂（海南島南端）の港湾商人の寄付による広雅書院経費銀 20,000 両と合わせて、合計 120,000 両を匯豊洋行（香港上海銀行（HSBC）。イギリス資本の銀行）に預ける。100 元につき 5 元 5 角（5.5%）という年利に基づいて計算すると、毎年得られる生息は 6,600 両である。元本の銀両は生息のために〔匯豊洋行に〕留めておき、〔他の事宜に〕流用してはならない。生息は全て広雅書院の経常経費に充当する。

張之洞が善後局⁶⁰に対して、粵海閥から両広総督衙門に送られた銀両と商人の寄付金を銀行に預け入れ、生息を得るよう資金運営させている。このように局所を駆使して張之洞は地域振興策を執った。また湖広総督の任にあった光緒三十一年（1905）の湖北善後総局の收支をみると、支出の約半数が賠償金に充てられている〔黒田 1994、p. 201〕。張之洞は山西省のみならず他の任地においても、局所を柔軟に活用して資金の運用をさせて生息を得たり、中央の財政的圧力に対応したりしていたのである。善後局等の局所は各地に設置されており、

⁵⁸ 広雅書院は張之洞が広州に設立した書院で、伝統的な科挙教育だけでなく、様々な学問を学ぶことができたという〔蘇 1984〕、〔黃 1988〕、〔葉 1990〕、〔張 2004〕。

⁵⁹ 「札東善後局發款生息充広雅書院經費」光緒十三年六月十一日（1887 年 7 月 31 日）『張之洞全集』第五冊、公牘・咨札、pp. 125-126。

查粵海閥歷任向有解送兩廣總督衙門辦公費一款。本部堂任内、前項公費銀両雖照各章解送、而本部堂素性儉約、並無需用之處。當將此項銀両自光緒十年夏間本部堂到任起、至光緒十三年四月止、歷次札發該局專款存儲、以充公用。遇有重要公事、飭知提撥。……應即提銀十萬両、並據樂桂埠商稟請捐助廣雅書院經費銀二萬両、合成十二萬両、發交匯豐洋行。按照每百元每年周息五元五角計算、每年可得息銀六千六百両。本銀當留生息、不准動用。所有息銀、悉充廣雅書院常年經費。

⁶⁰ 広東省の善後局は同治年間に設置され、太平天国の善後事業や籌餉、雑捐等を処理した。宣統二年（1910）に財政公所に統合された〔梁鼎芬等修、丁仁長等纂、宣統『番禺縣統志』卷四、建置、葉五（中国方志叢書 49、民国二十年（1931）刊本影印、台北、成文出版社、1967、p. 87）〕。財政公所とは、清朝最末期に中央の命によって、地方の財政を明瞭化する目的で各省に設置された財政機関である

他の督撫も局所を利用していた可能性は少なくないだろう。

五、おわりに

清代山西省における陋習であった攤捐を改革するため、歴代巡撫は部分的な削減と部分的な補填を繰り返してきた。しかし抜本的な改革には至らず、光緒初年の攤捐は 100,000 万両に達していた。光緒七年末に山西巡撫となった張之洞の攤捐改革案とは、清源局・鉄絹局を創設して余分な攤捐を削減し、籌餉局を利用して補填生息を管理させるという、中央から掣肘されない局所を用いたものであった。局所を用いた理由は、布政司の胥吏への不信感と、「巡撫・局所財政」確立のためであった。張之洞は、制度上は布政使が生息を扱うように中央へ報告したが、実態は布政司から攤捐補填生息の管理権限を局所に移し、これにより攤捐の全面的な撤廃に一時は成功した。局所を用いて攤捐改革を成功させたことにより、中央（戸部）からも省（布政司）からも独立した「巡撫・局所財政」の確立、中央の財政的圧力への弾力的対応、下級官僚と民衆への搾取の除去という 3 つの問題を同時に解決した。このような局所を用いた財政権の掌握は、他省の総督・巡撫の間でも行われていた可能性も少なくない。

張之洞は攤捐改革のために局所を設けることや、攤捐補填生息についても毎年上奏で報告していた。つまり攤捐改革は制度に則って運営していたといえる。しかし実態は、局所に幕僚を配置し、生息といった正額以外の銀両を管理させ、攤捐の補填や地方の公用としていた。つまり「巡撫・局所財政」は中央集権体制を維持しつつも、その財政的圧力や搾取の撤廃等に柔軟に対応する手段として形成され、結果として地方政治・財政を補完するようになったと捉えうる。ここにいわゆる「督撫専権」のイメージがより明確にあらわれている。「督撫専権」とは督撫が中央を無視して放縱に権限を拡大したのではなく、中央集権体制の枠組の中で地方政治を柔軟に遂行していく様々な施策の結果生まれた状況だったのではないだろうか。

ただこのような局所を用いた督撫による財政権の掌握について、清朝中央は地方に不透明な財政が出現したと感じた違いない。光緒三十二年（1906）に山西巡撫恩壽が清源局をベースに山西省の大部分の局所を「全省財政局」に合併して財政権を集中したが、その後宣統元年（1909）に中央は各省に「清理財政局」を設立し、財政関係局所を撤廃するか、布政司に統合するように命じた⁶¹。つまり中央は、再び布政司に省財政を一本化し、旧来の財政機構に吸収・管理しようとしたが、このことは清末各省で局所を用いた督撫による財政権の掌握が進行し、それに対して中央が不満と懐疑を抱いていたことの証左であろう。

太平天国以降、清末各省の陋規改革によって、事実上の州県の地方財政が大幅に整理され、

⁶¹ 「山西全省財政説明書」第二編 各論上 国家財政、第一章 藩庫、第四節 藩署辦公処之縁起（『清末民国財政史料輯刊補編』第 9 冊、pp. 104-106）。

これは註 60 で挙げた広東省の例と同様である。

釐金等の外銷がそれに取って代わって増大し、事実上の省財政が形成される基盤となったという、冒頭に挙げた岩井氏の議論は正しいのであるが、布政使から独立した省レベルの財政関係局所の機能をより強調すべきである⁶²。本章は山西省の一例であるが、巡撫が布政司から独立させた「巡撫・局所財政」によって釐金や生息といった正額以外の財政が扱われるここととなり、これが岩井氏のいう省財政形成の基盤であったと理解できるだろう。

また、清末各省における様々な財政改革によって捻出された余剰金が、洋務運動の資金に充当されたと指摘されてはいるものの、実証的な説明はなされていない[黒田 1994]、[山本 2002a]。局所が扱った銀両が地方政治においてどのように使用されたのかは、今後の課題としたい。

⁶² 岩井氏は、督撫が釐金の徵収のために局所を設置し、委員・委紳を配置したことを指摘し、その他の財政関係局所も同様に事実上の省財政行政機構となったことを示唆する[岩井 2004、pp. 142-143]。ただ釐金局以外の局所に関する深い考察はなく、また財政関係局所が布政使とどのような関係にあったのかについては、明確に示されてはいない。

終 章

一、各章の結論

本稿は前近代伝統的封建的中央集権王朝である清代中国の地方政治・官僚制度とその運用実態について、「柔構造」という新たな視点から読み解き、その特徴を考察する試みであった。まずは各章で明らかにした事実を整理しよう。

第一章では、18世紀前半（清代の康熙・雍正・乾隆年間）から見られる督撫による地方官選任について検討を加えた。

清代の地方官ポストは①地名とポスト名、②政務の特質、③重要度、④選任方法という、互いが有機的に連動する4つの側面から定義され、それぞれに規定があてはめられた。清朝では、地方官の選任は中央（皇帝・吏部）が担うという原則であったが、この規定によって督撫による地方官の選任が許されるようになった。そして督撫がある地方官のあるポストに選任するためには、〈1〉異動先のポストが督撫の選任が許されたポストであること、〈2〉選任対象官僚が現在のポストの任期（昇進の場合は5年、転任の場合は3年）を満了していること、〈3〉選任対象官僚に弾劾案件が無いこと（後に10件以内に緩和）という3つの条件を満たしている必要があった。

しかし規定が創始された当初より、〈1〉から〈3〉の規定を越えて督撫は地方官選任を行い、さらにはポストの選任方法の変更も督撫の側から提議され、これらはおおむね中央の裁可を得て実施された。また〈1〉から〈3〉から逸脱する「規定外の規定」も正規の規定に附加され、それに依拠する形で督撫が地方官の選任を柔軟に行っていった。つまり規定は規定として存在するものの、実質的には地方の現状を把握している督撫が、制度の柔軟な運用・改定を中心に行なっており、適材適所の人員配置を行なっていた。そしてその最終決定権を中央が握ることで中央集権的な制度が保持されていた。

これらの事例は督撫個人のパーソナリティや地域・時代によらず、官僚制度に則る形で清末まで柔軟的かつ普遍的に制度運用されていたが、その理由は、最終決裁を中央（＝皇帝）が行う中央集権体制であったこと、及び康熙・雍正・乾隆年間に、督撫を中心とする上級地方官が、奏摺を用いて直接文書を皇帝へ提出できるようになったことに求められる。つまり清代地方政治・官僚制度の柔構造は、中央集権化を志向した康熙・雍正期に胎動し始め、乾隆期以降にはその政治制度自体に内在化されていったのである。

第二章では、清末の幕僚・幕府について、張之洞の幕僚を例に、幕僚・幕府とはどういった存在であるのか、そして幕僚が活躍する清末地方政治の特徴について検討した。

清末の幕僚とは、候補官等のうち主に清末という時代に応じた実務的能力に長ける者を、地方大官が「札」という文書形式で「文案」や「委員」として臨時の職務に従事させ、「局所」等の新設部署に「差委」した者の総称であり、地方大官のもとに形成された幕府とは、そのような幕僚の集合であった。また太平天国以降の社会変化に伴い、省レベルの地方政治の場面において「局所」等が増え続け、その職務に堪えうる幕僚をどれだけ得られるか

が、地方大官の職務の成否に關係するようになったため、地方大官は自らの統属下の候補官等から幕僚を選抜するとともに、さらに自らのつてを駆使して全国から「有能」な人材を集めていた。一方、幕僚となる側からすれば、科挙による正途の資格が無くとも、自らの実務的能力で職務に就くことが可能となった。このように、清末の地方政治で評価される人材の価値観が、科挙資格から実務能力へと変化した。さらに、清末には地方大官が裁量権を持つ「局所」等の「恒常性をもった臨時の機構」が、従来の地方政治機構の周囲に伸縮性を持って新設される。こういった新たな地方政治機構は幕僚の存在があつてこそ機能することができ、地方大官を頂点として新旧の機構が一つの総体として機能している状態が清末地方政治の実態であった。

補論では、張之洞の一幕僚として王秉恩を取り上げ、彼の日記である『王雪激日記』の記述から、河川を交通ルートとし3ヶ月かけて貴州から湖南を通り広東へ移動したことと、広東到着後、張之洞から札を下されてその幕僚となった後の政治空間が、最大で南北約2km、東西約500mの範囲であり、多忙な時期は500m圏内にとどまり、日常的に「最寄り感覚」があるのも自宅から半径500m強の比較的限られた範囲であったことを示した。

王秉恩の比較的狭い政治・生活空間は、自身の「有能」さの証であると同時に、張之洞の期待、および与えた職務の重さの表れであった。張之洞は各幕僚を比較的狭い空間に「押し込め」て職務に従事させることで、旧来の地方行政体系では扱いきれない、清末特有の省レベルの新たな政務を遂行していたと考えられる。

第三章では、清代山西省の陋習であった攤捐を取り上げ、山西巡撫張之洞による局所を活用した攤捐改革に検討を加えた。

張之洞以前の歴代巡撫は、攤捐の部分的な削減と補填を繰り返してきが抜本的な改革には至らなかった。光緒七年（1881）末に山西巡撫となった張之洞の攤捐改革案とは、清源局・鉄絹局を創設して余分な攤捐を削減し、籌餉局を利用して攤捐補填の生息を管理させるという、中央からの掣肘を受けない局所を用いたものであった。

局所を用いた理由は、布政司の胥吏への不信感と、「巡撫・局所財政」確立のためであった。張之洞は、制度上は布政使が生息（利息銀両）を扱っているように中央へ報告したが、実態は布政司から攤捐補填生息の管理権限を局所に移し、攤捐の全面的な撤廃に成功した。局所を用いて攤捐改革を成功させたことにより、中央（戸部）からも省（布政司）からも独立した「巡撫・局所財政」の確立、中央からの財政的圧力への弾力的対応、下級官僚と民衆への搾取の除去という3つの問題を同時に解決した。つまり清末の地方政治は、督撫が布政使から独立した局所を利用することで財政的弾力性を備えるようになったのである。この弾力性・柔軟性を持つ財政制度は、洋務官僚の地域振興策に利用されると共に、清朝最末期においては中央の財政的圧力（義和團賠償金）にも対応していたと考えられる。

張之洞は攤捐改革のために局所を設けることや、攤捐補填生息について毎年上奏で報告していた。つまり攤捐改革は制度に則って運営していたといえる。しかし実態は、局所に幕僚を配置し、生息といった正額以外の銀両を管理させ、攤捐の補填や地方の公用とし

ていた。つまり「巡撫・局所財政」は中央集権体制を維持しつつも、その財政的圧力や搾取の撤廃等に柔軟に対応する手段として形成され、結果として地方政治・財政を補完するようになったのである。

本稿で検討した政治制度の諸事項は、『清国行政法』には記述が無いか不十分な部分であり、史料状況が好転した現代における該書の限界を示すことができたのではないだろうか。

二、清代地方政府・官僚制度における柔構造

18世紀前半の督撫による地方官選任にみられるように、既存の官僚制度を実態に合わせて柔軟に運用する素地が形成された。第二章にも挙げた下掲の【図】清代地方政府機構概念図で言えば、三角形で示した旧来の地方政府機構において、督撫の柔軟な地方官の選任が許されたことになる。そして太平天国を経て、各省督撫が地方政府の立て直しを図るようになつた19世紀後半には、

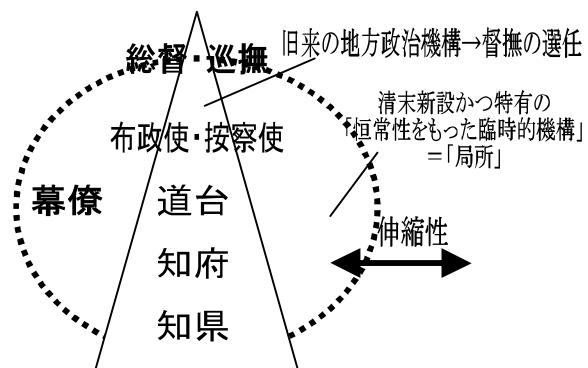
督撫によって幕僚が集められ、局所に配置された。つまり、図の点線の丸で示したような、旧来の地方政府機構の外側に柔軟性が附与されたのである。このように清代の地方政府・官僚機構は、18世紀前半にその正規の制度そのものに柔構造を内在化させ、19世紀後半に正規地方政府制度とは異なる次元での柔構造が附加されるのである。

清末「督撫専権」についていえば、本稿で検討した地方官選任や幕僚の奏調による異動、局所の財務などは、全て中央の裁可が必要であったことや、中央へ報告を義務づけられていたことなどから、督撫の権限は中央を無視して放縱に拡大したのではなかった。先行研究で述べられるように、中央集権体制の「國家の権威と権力の体系」とどま〔岩井2004、pp. 149-150〕り、その中で地方政府を柔軟に遂行していく結果生まれた状況であったと捉えうるだろう。

18世紀前半に外補制度が採られた理由は、北京から遠方への赴任による政治的空白と、能力不相応な人物の赴任を防止することであった。これによって地方で赴任を待つ候補官が生まれると同時に、督撫の官僚任用権の端緒が開かれた。1世紀以上を経た19世紀後半、太平天国以降の諸政策のため地方において捐納が行われると、実職に就けない候補官が激増した。そして候補官の中から有能な人々が督撫によって幕僚に取り立てられ、局所に配置された。こうして清末の督撫は洋務運動等の政務を担うことが可能となった。

このような清代地方政府・官僚制度の様態は、問題の浮上→対策の実施→対策によって生まれた産物→地方政府にもたらされた帰結=柔構造、といったモデルパターンを想定できる（下掲【表1】清代地方政府・官僚制度における柔構造のモデルパターンを参照）。

【図】清代地方政府機構概念図



【表 1】清代地方政治・官僚制度における柔構造のモデルパターン

時期	問題	対策	所産	帰結(=柔構造)
18世紀前半	遠方の省の政治的空白の防止 能力不相応な人物の赴任防止	外補制度	地方で任官を待つ候補官と地方官ポストの4つ側面の誕生	督撫の官僚任用権の誕生・拡大
19世紀末	太平天国勃発による軍事費・善後策の費用調達	地方での捐納実施	候補官の増加	督撫による幕僚の登用・局所への配置

18世紀前半に、清朝中央は奏摺政治を開始して中央集権体制の強化を図ったが、これは地方政治制度そのものに柔構造を内在化させた。そしてこの柔構造は、政治の様々な場面で制度と実態の乖離という問題が生まれたときに、督撫がとった対策の帰結として表面化してくる。つまり清朝の統治システムに内在化された柔構造は、国内の統治にはころびがあらわれるとおのずから地方政治の場に顕現し、中央と地方のバランスを保ちながらそのころびを繕おうとする。この柔構造が存在することで、清朝は日本の明治維新のような政治の大変革を待たずとも、洋務運動や立憲君主といった新政に取り組み、近代化をめざす動きをとることが可能であったと考えられるのである。

しかし、この柔構造は清朝の命脈を保つ方向に機能したが、封建王朝の支配体制の根幹に変革を迫ることはもちろんなかった。辛亥革命が清朝内部の官僚が主体性を持ったものではなく、留学生を中心とした組織に端を発し、各省の新式軍隊等が呼応する形で進行していった。この原因は留学生や新式軍隊等が、清朝の地方政治・官僚制度における柔構造に浸っていない人々だったということに求められるのかもしれない。

参考文献目録（再版・再録等がある場合は、基本的にそちらのページ数を参照）

【邦文】（著者五十音順）

- 安部健夫 1950 「清代に於ける典当業の趨勢」『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会
 （再録：『清代史の研究』創文社、1971、pp. 371-409）。
- 1958 「耗羨提解の研究」『東洋史研究』16-4（再録：『清代史の研究』創文社、1971、
 pp. 533-715）。
- 石橋崇雄 2000 『大清帝国』（講談社選書メチエ 174） 講談社。
- 糸山大樹 2005 「清末の『差委』のシステムと『洋務人才』の登用——福建船政局の事例を
 中心に——」大阪大学博士学位申請論文。
- 稻田清一 1990 「清末江南における一郷居地主の生活空間——その範囲と構造についての試
 論——」『史学雑誌』99-2、pp. 39-59。
- 岩井茂樹 1996 「第二章 財政」狭間直樹等著『データで見る中国近代史』有斐閣、pp. 43-84。
 ——2004 『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会。
- 2009 「中華帝国財政の近代化」飯島涉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ 20 世紀中國
 史 1 中華世界と近代』第 6 章、東京大学出版会、pp. 121-142。
- 岩見宏 1957 「雍正時代における公費の一考察」『東洋史研究』15-4、pp. 65-99。
 ——1964 「養廉銀制度の創設について」『東洋史研究』22-3、pp. 113-140。
- 臼井佐知子 1981 「太平天国前、蘇州府・松江府における賦税問題」『社会経済史学』47-2、
 pp. 59-82。
- 1984 「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』65-3・4、pp. 37-66。
 ——1986 「同治四（1865）年、江蘇省における賦税改革」『東洋史研究』45-2、pp. 104-129。
 ——1989 「太平天国期における蘇州紳士と地方政治」『中国——社会と文化』4、pp. 222-242。
 エチアヌ・バラーシュ（澤谷昭次訳） 1993 「1793 年に作製された地方行政実務提要——乾
 隆 58 年刊行のある官箴書——」『山口大学文学会志』44、pp. 18-47。
- 王標 2005 「清末浙東における一帰郷官吏の生活空間——『越縵堂日記』（1865-71）を資料
 として」高瑞泉・山口久和編『中国における都市型知識人の諸相——近世・近代知識層
 の観念と生活空間』都市文化研究センター、pp. 135-172。
- 大野晃嗣 2001 「清代加級考——中国官僚制度の一側面——」『史林』84-6、pp. 1-35。
 ——2005 「明代人事制度考——觀政衙門振り分けの処理形式を中心に——」『東アジアにお
 ける国際秩序と交流の歴史的研究ニュースレター』3、pp. 14-15。
- 尾形勇・岸本美緒 1998 『中国史』山川出版社。
- 織田萬等 1905-1915 『清国行政法』臨時台湾旧慣調査会。
- 織田萬等 1909 『清国行政法汎論』臨時台湾旧慣調査会（再版：台北、華世出版社、1979）。
- 片山剛 2002 「清代珠江デルタの里甲經營と地域社会——順徳県龍江堡」『待兼山論叢』36

- (史学編) pp. 1-25。
- 狩野直喜 1984 『清朝の制度と文学』みすず書房。
- 川尻文彦 2005 「辜鴻銘の東西文化論——東西文明を俯瞰する視座——」高瑞泉・山口久和編『中国における都市型知識人の諸相——近世・近代知識階層の観念と生活空間』大阪市立大学 COE シンポジウム報告書、pp. 173-202。
- 岸本美緒 1998a 「東アジア・東南アジア伝統社会の形成」岩波講座『世界歴史』13、岩波書店、pp. 3-73。
- 1998b 『東アジアの「近世」』山川出版社（世界史リブレット 13）。
- 久保田文次 1985 「近代中国像は歪んでいるか」『史潮』16、pp. 68-94。
- 栗林幸雄 1998 「清末における鄭孝胥の思想と行動——幕僚・官僚時期を中心に——」『社会文化史学』38、pp. 61-78。
- 黒田明伸 1994 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会。
- 近藤秀樹 1958 「清代の銓選——外補制の成立——」『東洋史研究』17-2、pp. 34-55。
- 伍躍 2000 「清代捐納制度論考——報捐を中心に——」夫馬進編『中国明清地方档案の研究』（平成9年度～平成11年度 科学研究費補助金：基盤研究A2：研究成果報告書）京都大学大学院文学研究科東洋史研究室、pp. 103-130。
- 2003 「捐納と印結について——清代捐納制度論考(二)——」『史林』86-1、pp. 1-34。
- 2004 「清代の捐納制度と候補制度について——捐納出身者の登用問題を中心に——」『中国近世社会の秩序形成』pp. 361-412。
- 2009 「清代における捐復制度の成立について——考課制度との相互関係を中心に——」『東洋史研究』67-4、pp. 70-97。
- 2011 『中国の捐納制度と社会』京都大学出版会。
- 佐伯富 1964 「清代における奏銷制度」『東洋史研究』22-3、pp. 25-55。
- 1970a 「清代雍正期における養廉銀の研究（一）——地方財政の成立をめぐって——」『東洋史研究』29-1、pp. 30-60。
- 1970b 「清代雍正期における養廉銀の研究（二）——地方財政の成立をめぐって——」『東洋史研究』29-2/3、pp. 56-117。
- 1970c 「清代雍正期における養廉銀の研究（三）——地方財政の成立をめぐって——」『東洋史研究』30-4、pp. 55-92。
- 佐々木正哉 1963 「咸豐二年鄞県の抗糧暴動」『近代中国研究』5、pp. 185-299。
- G. W. スキナー著、今井清一訳 1989 『中国王朝末期の都市：都市と地方組織の階層構造』晃洋書房。
- 鈴木董 1992 『オスマン帝国——イスラム世界の「柔らかい専制」』（講談社現代新書）講談社。
- 1993 『オスマン帝国の権力とエリート』東京大学出版会。
- 鈴木中正 1958 「清末の財政と官僚の性格」『近代中国研究』2、pp. 191-282。

- 鈴木智夫 1992『洋務運動の研究』汲古書院。
- 谷井陽子 1989「道光・咸豐年間における財務基調の変化——張集馨の生涯を軸に——」『東洋史研究』47・4、pp. 140-169。
- 1995「清代則例省例考」『東方学報（京都）』67、pp. 137-239。
- 辻高広 2011「清末地方都市の公共事業実施よりみた知県と紳士の関係」『中国——社会と文化』26、pp. 140-157。
- 黨武彦 1998「清朝における地方文書行政システム——仁井田陞博士旧蔵清末蘇州府昭文縣文書を中心として——」『専修法学論集』72、pp. 121-184。
- 2003「清代档案史料論序説——乾隆期の日本人漂流民送還關係軍機處錄副奏摺を素材として——」『東京大学史料編纂所研究紀要』13、pp. 148-164。
- 2006「清代文書行政における内閣の政治的機能について——日本・琉球關係檔案を素材として——」『東京大学史料編纂所研究紀要』16、pp. 36-49。
- 2007「清代六部行政文書の書類型——『六部文件』を素材として——」『熊本大学教育学部紀要（人文科学）』56、pp. 289-306。
- 土居智典 2000「清末湖南省の省財政形成と紳士層」『史学研究（広島大学）』227、pp. 23-40。
- 中島楽章 1990「明末清初の紹興の幕友」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢（下）』汲古書院、pp. 1061-1080。
- 中島立子 1977「『摺紳全書・中枢備覽』所在目録」『東洋文庫書報』9、pp. 129-140。
- 新村容子 1983「清末四川省における局士の歴史的性格」『東洋学報』64-3・4、pp. 103-134。
- 林正子 1970「張之洞に関する一考察——特に湖廣總督時代の湖北の釐金策をめぐって——」『史苑』31-1、pp. 1-38。
- 原朝子 1999「清末四川の經徵局について」『近代中国研究彙報』21、pp. 21-47。
- 藤岡次郎 1961「清朝における地方官、幕友、胥吏、及び家人——清朝地方行政研究のためのノオトⅡ——」『北海道学芸大学紀要』（第一部B）12-1、pp. 56-73。
- 夫馬進 1993「明清時代の訟師と訴訟制度」梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、pp. 437-483。
- フィリップ・A・キューン 1996『中国近世の靈魂泥棒』平凡社。
- 増田三郎 1974「湖北省における張之洞の産業政策」『史学研究（広島大学）』121・122、pp. 55-69。
- 真水康樹 1999a「清代の地方行政管理における「北京首都圏」の特質——「衝繁疲難」制度による論点の析出——」『環日本海研究年報』6、pp. 10-25。
- 1999b「清代18省における「北京首都圏」の地方行政管理上の特質（上）——「衝繁疲難」制度に現れた行政管理難易度——」『法政理論』32-1、pp. 14-36。
- 2000「清代18省における「北京首都圏」の地方行政管理上の特質（下）——「衝繁疲難」制度に現れた行政管理難易度——」『法政理論』32-3・4、pp. 128-163。
- マックス・ウェーバー著、世良晃志訳 1960『支配の社会学I』、創文社。

- 水上雅晴 1993 「詰経精舎と乾嘉の学」『中国哲学』22、pp. 53-79。
- 2002 「清代の幕府と学術交流——許慎の官銜をめぐる議論を中心として——」『北海道大学文学研究科紀要』107、pp. 67-150。
- 2005 「清代知識人の游幕と科挙に関する初步的考察」『中国哲学』33、pp. 107-141。
- 溝口雄三 1983 「近代中国像は歪んでいないか」『歴史と社会』2（再録：『方法としての中国』東京大学出版会、1989、第9章「近代中国像は歪んでいないか」pp. 119-268）。
- 宮崎市定 1957 「雍正硃批諭旨解題 その史料的価値」『東洋史研究』15-4（再録：『雍正帝 中国の独裁君主』（中公文庫）中央公論社、1996、pp. 197-251）。
- 1958 「清代の胥吏と幕友——特に雍正期を中心として——」『東洋史研究』16-4、pp. 1-28（再録：『宮崎市定全集 14 雍正帝』岩波書店、1991、pp. 173-205）。
- 1987 『科挙史』（東洋文庫470）平凡社。
- 茂木敏夫 1997 『変容する近代東アジアの国際秩序』（世界史リブレット41）山川出版社。
- 百瀬弘訳註、坂野正高解説 1969 『西学東漸記：容閎自伝』（東洋文庫136）平凡社。
- 森紀子 2004 「遺老辜鴻銘における文化保守の論理」森時彦編『中国近代化の動態構造』京都大学人文科学研究所、pp. 345-366。
- 山口久和 2007 「立身出世の階梯を諦めた人々——章学誠の“紹興師爺”像を中心に——」『都市文化研究』9、pp. 86-97。
- 山田耕一郎 1990 「清初の捐納出身者対策について——仮冒頂替の情弊をめぐって——」『山根幸夫教授退休記念 明代史論叢（下）』汲古書院、pp. 1107-1128。
- 山田賢 1991 「『紳糧』考——清代四川の地域エリート」『東洋史研究』50-2（再録：『『紳糧』と『公局』——清代四川の地域エリート』『移住民の秩序』第5章、名古屋大学出版会、1995、pp. 188-215）。
- 山本英史 2007 『清代中国の地域支配』慶應義塾大学出版会。
- 山本英史編 2000 『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会。
- 山本進 1995 「清末山西の差徭改革」『東洋史研究報告（名古屋大学）』19（再録：『清代財政史研究』汲古書院、第四章、2002a、pp. 111-139）。
- 2002a 『清代財政史研究』汲古書院。
- 2002b 『明清時代の商人と国家』研文出版。
- ロバート・K・マートン著、森東吾等訳 1961 『社会理論と社会構造』みすず書房。

【中文】（著者ピンインABC順）

- 艾永明 2003 『清朝文官制度』北京、商務印書館。
- 陳國慶主編、劉瑩・田兵權副主編 2005 『晚清社会与文化』北京、社会科学文献出版社。
- 陳鋒・張篤勤主編 2003 『張之洞与武漢早期現代化』北京、中国社会科学出版社（所収の各論のうち、特に参考したものについては個別に挙げる）。
- 陳鉄軍 2007 「晚清幕府的特点及歴史影響——以曾国藩・李鴻章幕府為例」朱志勇・李永鑫

- 主編『紹興師爺与中国幕府文化』北京、人民出版社、pp. 293-307。
- 鄧紹輝 1998 『晚清財政与中国近代化』成都、四川人民出版社。
- 鄧小南 2006 『祖宗之法：北宋前期政治述略』北京、三聯書店。
- (美)福爾索姆著、劉悅斌・劉蘭芝訳 2002 『朋友・客人・同事——晚清的幕府制度——』北京、中国社会科学出版社 (初出 : Kenneth E. Folsom, 1968, *Friends, Guests, and Colleagues: The Mu-fu System in the Late Ch'ing Period*, Berkeley, University of California Press)。
- 樊百川 2003 『清季的洋務新政』上海、上海書店出版社。
- 傅德元 2006 「劉成禺主要著述史實考訂」『歷史研究』301、pp. 181-185。
- 傅宗懋 1977 「清代文官部選缺之選用」『清制論文集』上、台北、台灣商務印書館 pp. 152-176。
- 黃新憲 1988 「略論廣雅書院的創設及其主要特点」『華中師範大學學報（哲學社會科學版）』27、pp. 131-135。
- 高令印・高秀華 2008 『辜鴻銘與中西文化』福州、福建人民出版社。
- 閔曉紅 2006a 「清季督撫文案與文案處考略」『近代史研究』153、pp. 140-150。
- 2006b 「從幕府到職官：清季外官制改革中的幕職分科治事」『歷史研究』303 pp. 88-103。
- 2007 「清末督撫衙門的改幕為職」中國社會科學院近代史研究所政治史研究室、蘇州大學社會學院編『晚清國家與社會』北京、社会科学文献出版社、pp. 433-442。
- 郭建 1995 『紹興師爺』上海、上海古籍出版社 (再版 : 『師爺當家：明清官場幕後傳奇』台北、實學社、2004)。
- 何烈 1981 『清咸・同時期的財政』台北、國立編譯館中華叢書編審委員會。
- 賈小葉 2008 『晚清大變局中督撫的歷史角色——以中東部若干督撫為中心的研究』上海、上海書店出版社。
- 黎仁凱 2003 「張之洞督鄂期間的幕府」陳鋒・張篤勤主編『張之洞與武漢早期現代化』北京、中國社會科學出版社、pp. 85-93。
- 2004 「晚清的幕府制度及其嬗變」『河北學刊』24-3、pp. 176-180。
- 2005 「張之洞幕府人員的結構與特色」『文史博覽』2005-1、pp. 124-126。
- 黎仁凱等 2004 『張之洞幕府』(晚清四大幕府叢書) 北京、中國廣播電視出版社。
- 黎仁凱・王向英 2007 「曾國藩與張之洞幕府之比較」『紹興師爺与中国幕府文化』北京、人民出版社、pp. 325-339。
- 李鼎芳 1985 『曾國藩及其幕府人物』長沙、岳麓書社。
- 李國祁 1970 『張之洞的外交政策』台北、中央研究院近代史研究所。
- 李曙光 2000 『晚清職官法研究』北京、中國政法大學出版社。
- 林能士 1972 『清季湖南的新政運動』台北、國立台灣大學文學院。
- 劉鳳雲 1996 「清代督撫與地方官的選用」『清史研究』23、pp. 22-30。
- 劉建強 2004 『曾國藩幕府』(晚清四大幕府叢書) 北京、中國廣播電視出版社。
- 劉錚雲 1993 「「衝・繁・疲・難」：清代道・府・廳・州・縣等級初探」『中央研究院歷史語言

- 研究所集刊』64·1、pp. 157-204。
- 劉子揚編 1988『清代地方官制考』北京、紫禁城出版社。
- 羅爾綱 1939『湘軍新志』(近代中国史料叢刊、續編 95、947、台北、文海出版社)。
- 羅福惠 1999『湖北通史·晚清卷』武漢、華中師範大学出版社。
- 羅玉東 1936『中国釐金史』(再版:台北、学海出版社、1970)。
- 陸平舟 2005「官僚·幕友·胥吏:清代地方政府的三維体系」『南開學報』(哲社版) 2005·5、pp.86-94。
- 繆全吉 1971『清代幕府人事制度』台北、中国人事行政月刊社。
- 苗月寧 2008「清代督撫保舉藩臬現象探討」『理論學刊』167、pp. 105-108。
- 楚双志 2006『晚清中央与地方關係演變史綱』北京、中共中央党校出版社。
- 彭雨新 1947「清末中央与各省財政關係」『社会科学雜誌』9·1、pp. 83-110。
- 皮明庥 2001『一位總督、一座城市、一場革命:張之洞与武漢』武漢、武漢出版社。
- 全增祐 1941a「清代幕僚制度論」『思想与時代月刊』31、pp. 29-35 及 32、pp. 35-43。
- 尚小明 1999『學人游幕与清代學術』北京、社会科学文献出版社。
- 尚小明編著 2006『清代士人游幕表』北京、中華書局。
- 沈瑞英 2005「張之洞洋務幕府与晚清社会」『秘書』2005·8、pp. 38-40。
- 申學鋒 2006『晚清財政支出政策研究』北京、中國人民大学出版社。
- 蘇全有 2005『清末郵伝部研究』北京、中華書局。
- 蘇雲峯 1984「廣雅書院(一八八八~一九〇二)」『中央研究院近代史研究所集刊』13、pp. 239-304。
- 王成聖 1988「突梯滑稽辜鴻銘」胡適等『文壇怪傑辜鴻銘』長沙、岳麓書店、pp. 44-70。
- 王奎 2008『清末商部研究』北京、人民出版社。
- 王文濤 2007「師爺稱謂演變与幕僚制度試論」朱志勇·李永鑑主編『紹興師爺与中国幕府文化』北京、人民出版社、pp. 251-263。
- 王勇 2005a「清季督撫幕府改制与近代地方行政体制變遷」『河南師範大學學報(哲學社會科學版)』32·3、pp. 128-131。
- 2005b「張之洞幕府与晚清地方政治」『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』33·5、pp. 107-112。
- 2006a「簡論晚清地方官僚体制的歷史演變」『重慶師範大學學報(哲學社會科學版)』2006·2、pp. 65-69。
- 2006b「晚清地方官僚体制歷史演變略論」『雲南師範大學學報(哲學社會科學版)』38·4、pp. 65-69。
- 2008「張之洞“廢幕友改委文案”說辨析」『貴州大學學報(社會科學版)』116、pp. 70-74。
- 王躍生 1993「清代督撫体制特徵探析」『社會科學輯刊』87、pp. 78-85。
- 王志明 2007『雍正朝官僚制度研究』上海、上海古籍出版社。
- 吳愛明·夏宏図 1993「清代幕友制度与文書档案工作」『歷史檔案』52、pp.79-86。

- 1997「清代的地方行政与幕友人事制度的形成」『清史研究』27、pp.91-96; 106。
- 吳劍傑編著 2009『張之洞年譜長編』上海、上海交通大学出版社。
- 武靜清・陳興國 1994『十九世紀末二十世紀初葉山西財政与經濟』北京、中國財政經濟出版社。
- 夏東元 1992『洋務運動史』上海、華東師範大学出版社（修訂本：同出版社より 2009 年に出版）。
- 肖宗志 2007『候補文官群体与晚清政治』成都、巴蜀書社。
- 許大齡 1950『清代捐納制度』北京、燕京大学哈佛燕京学社。
- 徐臨江 2003『鄭孝胥前半生評伝』上海、学林出版社。
- 徐毅 2008「晚清江蘇釐金的善後支出研究——以 1864～1894 年為背景」『清史論叢』2008、pp. 180-201。
- 徐望之 1931『公牘通論』上海、上海書店（再版：『民国叢書』第三編 44、文化・教育・体育類、1991、上海、商務印書館）。
- 葉參・陳邦直・党庠周合編 1938『鄭孝胥伝』滿州図書株式会社（再版：『民国叢書』第一編 88、歴史・地理類、1989、上海、上海書店）。
- 葉農 1990「広雅書局始末及刻書考」『出版史料』20、pp. 111-115。
- (美)尹聖柱 2003「張之洞文案委員制在晚清官僚結構改革上的地位及其意義」陳鋒・張篤勤主編『張之洞与武漢早期現代化』北京、中国社会科学出版社、pp. 106-114。
- 苑書義・秦進才主編（河北省炎黃文化研究会、河北省社会科学院編）1999『張之洞与中国近代化』北京、中華書局。
- 張純明 1950「清代的幕制」『嶺南學報』9-2、pp. 29-50。
- 張敏 1994「晚清的幕府与官僚制度」『上海社会科学院学術季刊』37、pp. 156-165。
- 張磊 2004「張之洞与広雅書局」『図書情報工作』48-5、pp. 56-57。
- 張研 2008「清代候選官員得官初步——讀『望鳬行館宦粵日記』之一」『清史研究』70、pp. 88-96。
- 張我德・楊若荷・裴燕生編著『清代文書』北京、中国人民大学出版社。
- 張振国 2009「清代前期文官選任制度之演变」『史学集刊』121、pp. 95-101。
- 鄭備軍 2004『中国近代釐金制度研究』北京、中國財政經濟出版社。
- 周保明 2007「清代的地方吏役・地方政府与官僚政治」『史林』98、pp. 110-131。
——2009『清代地方吏役制度研究』上海、上海書店出版社。
- 周君亮 1988「追憶怪才辜鴻銘」胡適等『文壇怪傑辜鴻銘』長沙、岳麓書店、pp. 23-32。
- 朱東安 1994『曾國藩幕府研究』成都、四川人民出版社。
- 朱志勇・李永鑫主編 2007『紹興師爺与中国幕府文化』北京、人民出版社（所収の各論のうち、特に参考したものについては個別に挙げる）。
- 莊吉發 1997「故宮档案與清代地方行政研究——以幕友胥役為例——」莊吉發著『清史論集』(二) 台北、文史哲出版社、pp. 467-510。

【英文】

T'ung-Tsu Ch'u, 1962, *Local Government in China under the Ch'ing*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press,. (中国語訳：瞿同祖著、范忠信・晏鋒訳『清代地方政府』北京、法律出版社、2003)。